

地 研 年 報

第 8 号

論 説

三重県・津地域における市町村合併の動向

— 法定合併協議会設置まで —

.....立石 芳夫 (1)

地区区分によるアンケートからみた津市中心市街地活性化方策に関する研究

— 地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究 —

.....岩田 俊二・中井 加代子 (17)

ブラジルにおける労使関係と労働市場

.....尾崎 正利 (43)

老人保健福祉計画における介護予防事業の位置づけ

.....丹羽 啓子 (63)

三重県伊勢市の児童の食行動と栄養教育について

— Y小学校の食生活調査から —

.....秋永 紀子 (77)

調 査

大学生のジェンダー・フリー観

— 学生意識調査をもとに —

.....東福寺 一郎 (101)

文献紹介

サンピドロ同胞發展録

.....南 有哲 (111)

資 料

安濃郡長谷場村「御触控並記録」について

.....茂木 陽一・福浦 弘幸・篠原 一博 (138)

2003年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

三重県・津地域における市町村合併の動向

— 法定合併協議会設置まで —

立石 芳夫

目次

はじめに

1. 合併による規模拡大をめざす県都・津市の危機感
2. この間の経過と一志郡の分裂・動揺
3. 合併協議会の住民アンケートの分析
4. 合併問題をめぐる住民の動向
 - 1) 住民説明会の参加状況および住民運動について
 - 2) まちづくり基本構想策定委員会
5. 予想される合併自治体の姿と今後の動向

はじめに

「平成の大合併」の大波は三重県内の多くの地域にも及んでいる。そのなかでも本稿では、県庁所在地・津市とその周辺地域（以下、「津地域」）をとりあげ、これまでの合併推進の経過について考察していきたい。

1. 合併による規模拡大をめざす県都・津市の危機感

三重県の県庁所在地・津市を中心とする地域において市町村合併推進の動向が本格化したのは、2001年9月に津市・近藤市長がそれまでの沈黙を破って、久居市、安芸郡、一志郡の11首長に対して任意合併協議会の設立とそれへの参加を呼びかけたときからである。近藤市長が合併への意欲を明らかにした背景として、国や県による誘導や合併特例法の期限などの一般的な状況のほか、人口規模に関連する県内における津市の地位の問題、あるいは県都としてのプレゼンスの問題を見逃すわけにはいかない。

現在、県庁所在地でありながら人口16万人の津市は、28万人の四日市市、19万人近くの鈴鹿市に次ぐ県内3位の人口規模に甘んじている。全都道府県の県庁所在地のなかでもその人口規模は山口市、鳥取市、松江市に次いで4番目に小さい。また、全県庁所在地のなかで人口規模が同

府県内で1位の地位にないところに、福島市、静岡市（合併前）、山口市と並んで津市が入る。このように人口規模の面から相対比較すれば、津市は全国の県庁所在地のなかでも、また県内においても大きな存在感をもつ都市であるとはいいたい。

しかも、現在推進されている市町村合併の大波は、当然のことながら県内のさまざまな地域にも及んでいる。先に触れた津市長による合併の呼びかけに前後して、四日市・鈴鹿の大合併構想をはじめ、伊賀、松坂、伊勢などの各地域でも合併構想が浮上しはじめていた。もしこれらの地域で合併が成立すると、県都の地位が脅かされる、あるいはそこまでいかなくとも、その地位のさらなる低下を余儀なくされるという危機感が、津市執行部の脳裏にあったと考えられる。とりわけ鈴鹿・四日市の合併が成立すると、隣接する楠町、朝日町も合わせて約50万人の大規模都市が出現し、しかも政令市入りも現実味を増すと、このことが津市執行部に与えた衝撃は相当のものであったと推測できる。この点は次にみられる、近藤市長への新聞取材に示されている。「今までの津市がちょうど良いサイズだと思っていた。だが昨夏、四日市市と鈴鹿市の合併構想が持ち上がった。このままでは津の存在感が薄くなる。思い切って周辺11市町村に合併を呼びかけることにした」。さらにこの取材で市長は、「人口が増えると（企業誘致など）外へのアピール力が大きくなる」¹⁾ともこたえており、こうした自治体間競争の論理が津市に合併を決意させる決定的な動機づけになったことは明らかである。

ところで、人口186万人の三重県の人口分布構造には他県にはあまりみられない特徴がある。大都市圏外に属し、中・小クラスの人口規模を有する県の大多数においては、県庁所在地と若干の中核的都市に人口が集中していることが多いのに対し、同様の立地条件、人口規模をもつ三重県においてはそうした一極集中型ではなく、多極分散型の人口分布構造になっている²⁾。それゆえ、同県には規模の突出した都市が存在しないかわりに、伊勢湾岸部に沿って北から順に桑名、四日市、鈴鹿、津、松坂、伊勢という配置で、人口10万人以上の都市が6つもあり、そのうち人口28万人を超える四日市を除くと、どれもみな人口10～20万人の自治体である。

こうした三重県の人口分布構造は、津市が合併に踏み切る要因と密接に関係していると考えられる。津とほぼ同規模クラスの都市が県内に複数ひしめきあう状況下においては、これらの都市とその周辺自治体との間で合併が成立すると、人口規模の面で津市は途端に水をあけられてしまう。三重県が市町村合併を推進するために2000年12月に発表した「市町村の合併の推進についての要綱」で示されている、地域ごとに設定された25の合併パターンのなかには、現在の津市の人口16万人を上回る合併枠組として、四日市や鈴鹿が絡む合併枠組はいうに及ばず、①桑名市を中心とする桑名郡、員弁郡の枠組（20万人）、②松坂市を中心とする2パターン（18～19万人台）、③伊勢市を中心とする2パターン（18万人・27万人台）がある。また、この県の要綱における合併パターンには記載されていないが、上野市・名張市を中心とする伊賀地域7市町村による合併枠組も人口18万人を超え、これも津市を上回る規模に拡大する。このように、津市が自ら積極的に合併を推進しない限り、他の主要都市が人口規模の面で津市を突き放す可能性が十二分にあったわけである。

もつとも、県内の合併をめぐるこの間の経過を観察すると、全体的にみて以上のパターンどおりに事態が進行したとはいいがたい。2002年度の合併をめぐるさまざまな動向のなかで、当初県内の各地で掲げられた大規模合併構想が次々に破綻し、合併枠組が小規模化していった。以下、2003年2月時点の状況に即してみると、第1に、桑名市を中心とする地域では、県の合併パターンが示したように、当初桑名郡・員弁郡からなる9市町の枠組による構想が模索されていたが、現時点では、比較的人口が小規模な員弁地域の枠組はさておき、桑名市、多度町、長島町の3市町の枠組が形成されているものの、人口は13万人台にとどまっている。第2に、津市に最も衝撃を与えた四日市・鈴鹿の大合併構想については、2002年12月に鈴鹿市議会が法定協議会設立議案を否決することによって破綻し、鈴鹿は合併枠組から離脱することになった。それでも、残りの四日市市、楠町、朝日町の3市町の枠組は継続しており、30万人の大台に達する合併枠組が現在では模索されている。第3に、伊賀地域については、上野市・名張市を中心とする7市町村の枠組で任意合併協議会が構成されていたが、2003年2月に名張市においてこの合併の是非を問う住民投票が実施され、合併反対の意思が圧倒的多数を占めたため、名張市が合併枠組から離脱することが決定した。残りの6市町村の枠組で合併が成立したとしても、人口はかろうじて10万人に達するにとどまり、結局この地域における大合併構想も頓挫した。第4に、松阪地域においては、任意協議会設立を念頭に置いた2002年3月の準備検討会の段階では、松阪市をはじめ嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村の10市町村からなる合併を構想していたが、大部分の町村が協議会設立への不参加を表明し現在では、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の5市町による枠組が形成されている。それでも、この枠組による人口は現在の津市を若干上回る16万人台に達する。第5に、伊勢・志摩地域については、県の合併パターンと同様に、当初は伊勢市をはじめ14市町村からなる大合併構想をめざしていたが、大風呂敷を広げすぎたせいか、関係自治体の間でより小規模な枠組による合併を模索する動きが四分五裂するかたちで表面化し、現在では、3つの地域でそれぞれの合併をめざす枠組が形成されており、そのなかでも最も人口規模が大きい伊勢市、二見町、小俣町、御園村からなる4市町村の枠組でも13万人台にとどまっている。

このように、県内各地域の大規模合併構想は次々に破綻し、結局中小規模の合併枠組が多数形成されるに至ったが、そのなかでも10自治体を結集させて法定合併協議会への移行を果たした津地域の合併枠組の規模は抜きん出ている。この枠組による合併が成立すれば、津市が懸念していた規模問題はひとまず克服することができよう。

ついでにいえば、財政危機を主要な背景に地方制度および地方交付税制度の見直しを掲げて、政府が今回の大合併を推進していることを考えると、行財政コストが高く、財政基盤の脆弱な町村を中心とした合併枠組が中心的位置を占めるのが通常の成り行きである。三重県内においてもそのような合併枠組はいくつかあるが、それにもまして上述のように、10万人を超えるいわば「地方中規模都市」を中心とする合併枠組が数多く形成されている点は、他県にはあまりみられない三重県の合併動向の大きな特徴をなしていると考えられる。とくに、現在の津市の16万人

という人口規模は他府県の県庁所在地と比較すれば明らかに見劣りはするものの、行政効率や面積などを考えると概ね適正規模に近いと考えられる。こうした条件に加えて、財政力指数も 0.9 前後の高い水準にあり、財政的にもこれまでのところ比較的安定している津市が合併する、あるいはせざるをえない事情はとくに見当たらない。それゆえ、外的諸条件に起因する規模拡大への衝動と、合併する内在的な根拠が乏しいというジレンマを抱えたまま、津市は合併に向けて突き進んでいることになる。

2. この間の経過と一志郡の分裂・動揺

次に、津地域におけるこれまでの合併に向けた経過について言及していきたいが、そのなかで最も着目したいのは、津市との合併の評価をめぐって一志郡各町村の足並みが乱れ、このことが合併枠組を揺さぶり続けてきたことである。

本稿で津地域と呼んでいるエリアは、津市・久居市のほかに、同地域の北部を流れる安濃川沿いに形成される安芸郡全 4 町村（河芸町、芸濃町、美里村、安濃町）と、南部を流れる雲出川沿いに形成される一志郡全 6 町村（香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町）の 12 市町村から構成されている。同地域では、松阪との関係を培ってきた地域が一部みられるものの、全体として津市を中心に歴史的・文化的つながりが共有されてきた。また、一部事務組合なども事務領域ごとに複数形成されており、関係自治体間の行政上のつながりも深い。それゆえ、当初はこの 12 市町村すべてを結集させた合併が試みられたが、2002 年 2 月に任意合併協議会（「津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会」）が設置されたとき、まず、一志郡の三雲町がそれへの加入を拒み、松阪地域の合併枠組に加わる意思を早々と表明した。同町は、久居市や一志郡の他町村と一部事務組合や広域連合を構成している一方で、経済・生活圏の面では津市や久居市よりもむしろ松阪との関係が深いという事情がその理由とされる。

また、同じく一志郡の嬉野町と美杉村も当初加入を見送ったため、協議会は当初 9 市町村で出発することになったが、4 月にはこの両町村が加わって 11 市町村に拡大した。しかしここで注意したいのは、嬉野町が津地域の協議会に参加する直前に松阪地域の合併協議会にも参加し、さらに一志郡内での合併をも追求するという 3 つの選択肢を設定したことである。こうした 3 つの選択肢が設定された背景には、町執行部の戦略上の問題もさることながら、それぞれの方向性を支持する住民世論や議会の立場が存在していた。まず、津地域での合併の根拠については、県庁所在地・津市と組めることのメリット、あるいは同じ合併するならより大きな枠組をめざすべきだという考え方が、松阪地域での合併という選択との対比で浮かんでくる。しかしながら、嬉野町の笹井町長が新聞取材で「…市域が広がれば、周辺部となる嬉野町はサービス低下が懸念される。知恵も汗も絞らず大都市と合併するのは簡単だが、それでは対等合併はあり得ない」³⁾とこたえているように、同町にとって人口規模をはるかに上回る津市や松阪市が絡む合併枠組に加わ

ことは本意ではない。しいていえば、嬉野町にとって、30万人近くの都市に拡張する津地域で合併するよりも16万人台の松阪地域で合併したほうが、地理的に松阪市と隣接している点、合併枠組が津地域のそれと比べれば相対的に小さい点などを考えると、自らの存在基盤を維持できる目算が多少は立つ。こうした考え方が、よりましな選択肢として松阪地域での合併を支持する根拠となる。事実、松阪市のほうが同町と接しているということもあって、経済・生活圏の面では地理的に隣接していない津市よりも関係が深い。

しかしながら、合併を前提にする限り、嬉野町にとっての最善の選択肢は一志郡内の合併である。同町は、わずかの差とはいえ郡内で最も人口が多く、地理的にはほぼ中央部に位置していることから、この枠組なら主導権を握れる余地は残されている。実際、津市が合併に本格的に乗り出す前後から、嬉野町は郡内合併推進の旗振り役を演じてきた。

2002年4月には郡内全6町村による任意合併協議会を設置する予定だったが、香良洲町、白山町、一志町が津地域での合併を、三雲町が先述のように松阪地域での合併をそれぞれ選択する意向を表明したため、嬉野町と美杉村だけが郡内合併を支持するという結果に終わり、協議会設置は見送られた。その後、嬉野町、一志町、美杉村、三雲町の4町村による合併研究会が7月に発足し、10月にはこれを継承した任意協議会の設立までようやくこぎつけた。だが早くも11月に入ると、津地域の合併協議会が任意協議会から法定協議会へ移行することに伴って各構成自治体の態度表明が問われるなか、一志町が津地域での合併をあらためて表明し、さらに三雲町はもとより嬉野町までもが松阪地域での合併を選択する意向を示したため、美杉村が孤立するかたちで郡内合併の受け皿は完全に消滅した。この合併構想が破綻した主な要因として、小規模自治体が寄り集まっても合併後の行財政上の安定が確保できないという関係町村の不安感があげられる。郡内各町村の住民内部にも郡内合併を望む声は決して小さくなかったが、そうした声はいわば「寄らば大樹の陰」の論理にかき消されてしまったのである。

一方、美杉村は、津市中心部まで車で1時間を要する、奈良県境の山間地域にある。過疎地域にも指定されている同村にとって、津地域の合併に加わると埋没してしまうのではないかとという危機感は郡内のどの町村よりも強い。さりとて、基幹産業である林業が振るわず、財政力も脆弱な状態で単独路線を描いても、自立の展望を見出しにくいのも確かである。こうしたジレンマに陥るなか、いわば次善の策として一定の期待をかけていた一志郡内合併の受け皿が消滅した直後の2002年11月、村議会・市町村合併調査特別委員会は津地域の法定合併協議会への参加を求める村長提案を8対5の反対多数で否決し、一旦は単独路線を選択したかにみえた。ところが、この決定に対して多くの住民から猛烈な抗議の声があがったため、わずか2週間後に同じ案件を再審議することになり、今度は一転して村長提案が9対3の賛成多数で可決されるという異常な事態が展開した。短期間のうちに、議会の判断が反対から賛成へと大きく反転したわけである。こうして同村は、津地域の法定合併協議会への加入を表明し、2003年3月から協議会に正式に加入することになった。

しかしながら、単独路線を模索する可能性も消えてはいない。また、同村の西端に位置する太

郎生地区では、遠く離れた津市との合併よりも 20 分の距離にある名張市との合併を模索する動きも出ている。事態が進展すれば分村運動に発展する可能性もあるが⁹⁾、先述のように、伊賀地域における合併方針を住民投票によって否決したばかりの名張市が、その受け皿を準備できる可能性は低いと思われる。こうした複雑な状況のなかで住民合意の成熟をもって、美杉村が最終的な結論を出すにはもう少し時間がかかりそうである。

一志郡の現在の分裂状況とは対照的に、安芸郡についてはこれまでのところ大きな波乱・動揺と呼ぶべき事態は生じていない。かつての昭和の大合併において現在の芸濃町が成立した際、当初からそのいくつかの地域が亀山市や関町への編入を要求して、県知事・議会をも巻き込む激しい分村運動を展開する事態が生じた。最終的にこれらの地域のなかには当該住民の要求どおりに市町村間の境界変更によって亀山や関に編入された地域もあるが、要求の正当性が認められずそのまま今日に至るまで芸濃町にとどまることを余儀なくされた地域もある⁹⁾。分村運動の原因はひとことでいえば、地域住民の意思を無視した県や関係自治体の強引な合併推進策にあったわけだが、昭和の合併時からおよそ半世紀が過ぎた今回の合併においては、当時の「仕切り直し」を試みる住民の動きは皆無である。ともあれ、安芸郡の全町村は任意合併協議会の発足から法定協議会設置に至るまで、一貫して津地域の合併枠組に加入している。最終的には破綻したものの一志郡のように郡内合併をめざす取り組みを模索するなどの他の選択肢も浮上しておらず、これまでのところ極めて安定した状態を維持している。

しかし、各町村とも「喜び勇んで」合併に臨んでいるわけでは必ずしもない。安芸郡の各町村の財政力をみると、決して余裕のある基礎体力をもっているとはいえず、一志郡の町村とほぼ同じ低位水準にとどまっている⁹⁾。筆者は以前、安芸郡の町村議員らが集う会合に参加する機会を得たが、そこでの議論の基調には、今日の地方行政をめぐる諸般の事情からみて、町村単位の小規模自治体では存続の見通しがたらず合併はやむなしといった、半ばあきらめにも似た雰囲気支配していたように思われた。その意味では、美杉村をはじめ一志郡の町村が抱えている危機意識は、安芸郡の町村にとっても決して無縁ではあるまい。

3. 合併協議会の住民アンケートの分析

1 で言及したように、そもそも津地域における市町村合併は、規模拡大をめざす津市の戦略に端を発するものである限り、明らかに行政主導の推進である。そこで、このことが津地域の住民の意識と行動にどのように影響を及ぼしているのか、あるいは住民は今回の合併についてどのように認識しているのか、本章と次章において3つの問題領域を軸に考察していきたい。

津地域の任意合併協議会は、合併問題に対する住民の意識を把握するために、2002年7月30日から8月10日にかけてアンケートを実施した¹⁰⁾。任意協議会に加入している11自治体それぞれの人口を考慮したうえで無作為抽出された、20歳以上の成人5,000人が標本数であり、回答数

(率)は 2,272 人 (45.4 %)である。アンケートの設問は、性別、年齢、職業、現在居住地およびその地での居住年数といった回答者本人の属性に関するものはさておき、11 問設定されている。

しかしながら、このアンケートには次のような制約がある。第 1 に、有権者数 24 万人あまりの数に比して標本数が少なく、とりわけ出身地別の回答者数は、津市と久居市を除く残りの 9 自治体では 2 桁ないし百数十にとどまっている。そのため、この程度の回答をもって各地域の住民意識の全体像が本当に把握できるのかという問題がある。第 2 に、設問内容に関することだが、このあとみていく[問 1]がとりわけ誘導的な質問内容になっている。つまり、地方分権時代、少子高齢時代、厳しい財政事情のもとで自治体は市町村合併の対応をせざるをえないということが前提になっている。そして、回答の選択項目においても「少なくとも合併を検討することが望ましい」といういわば消極的賛成の立場に対応する消極的反対の立場が選択肢に設定されていない。したがって、5 つの選択肢のうち、2 つが合併に対して肯定的な立場を示すものであり、別の 2 つは中立的な立場を表し、否定的な立場を表しているのは 1 つだけというバランスを欠いた選択項目になっている。また、当該地域における合併に関する是非や、合併する場合の望ましいと思われる自治体枠組を問う設問など肝心の設問が欠落している。さらに、[問 1]以外の設問についても合併を前提にした設問が多く、そもそも合併に反対ないし慎重な立場をとる回答者にとって率直に答えにくい設問、あるいは合併の是非に関わらず、一般的に住民が行政に対して抱いている要望を聞くような設問が何点かにわたって設定されている。こうしたことはおそらく、協議会事務局の「政治的配慮」のためと思われるが、最も重要なポイントがオミットされているため、住民の意識にどの程度迫れたのかという点で不十分さが残る。したがって、このアンケート結果を全体的かつ詳細に分析することに大きな意義があるとは筆者には思われませんが、一定程度重要性をもつと思われる若干の設問について言及しておこう。

[問 1]は、「今、本格的な地方分権時代を迎え、少子高齢社会の到来や厳しい財政状況に対するため、全国的に市町村合併の動きが見られますが、こうした状況を踏まえて、あなたは、この一般的な市町村合併の動きについてどう思われますか。1 つを選んでお答えください」というものであり、選択項目とその回答率は次のようになっている。

- ①望ましいと思う (21.5 %)
- ②少なくとも合併を検討することが望ましい (34.0 %)
- ③どちらともいえない (21.5 %)
- ④望ましくないと思う (13.8 %)
- ⑤わからない (6.6%、無回答は 2.7 %)

この[問 1]は、津地域の合併についてどう考えているのかを直接問うているのではなく、一般的に市町村合併について回答を求めているのだが、回答状況のあらましについては、(表 1)でも整理している。まず、11 自治体全体の結果については、①「望ましいと思う」が 21.5 %、②「少なくとも合併を検討することが望ましい」が 34.0%となっており、この両者を合わせたいわば積極的・消極的賛成は 55.5 %となる。「検討することが望ましい」という回答が最も多くなっ

たのは、先述の誘導的な要素に引きずられるかたちで多くの回答者が「無難な」見解として選択したためと思われる。したがって、合併に対する肯定的回答はこの数値から割り引いて考える必要がある。このことが影響したためか、反対論に相当する④「望ましくないと思う」は 13.8%でそれほど多くはないが、③「どちらともいえない」の 21.5 %と「わからない」の 6.6%を合わせた、3割近くの回答者が明確な考えをもちえていないことにも注目すべきである⁸⁾。

次に、居住地（自治体）別の回答状況のなかで特徴のある点について触れるが、美杉村については、「望ましいと思う」（下位 3 位・17.7 %）と「検討することが望ましい」（下位 1 位・28.1 %）の合計が全自治体のなかで最も少なく（45.8 %）、しかも「望ましくないと思う」が最も多い（24.0 %）ことから、合併に対して大きな不安感を抱いている、もしくは合併してもメリットが見込めないと考えている住民が相対的に多いことがうかがえる。逆に、津市については、「望ましいと思う」が多く（上位 2 位・23.7 %）、しかも「望ましくないと思う」が少ない（下位 2 位・11.4%）ことから、合併に対して前向きな傾向が強いと考えられる。香良洲町についてもこの津市とほぼ同じ結果が出ており、「望ましいと思う」と「検討することが望ましい」の合計は津市・香良洲町とも同率上位 2 位（59 %）を示している。こうした分析からいえることは、設問内容に欠陥があるにもかかわらず、この地域の中心都市である津市が合併に対して積極的であるのに対して、地理的にみて地域のなかで最も周辺部に位置し、産業・財政基盤が最も脆弱な美杉村が消極的であるというコントラストが鮮明に示されているということである。一般的にしばしば主張される、合併によって中心部は栄え、周辺部は寂れるという基本的命題が、この回答状況にも如実に示されている。

[問 2]は、「(問 1 で、①または②と答えた方のみお答えください) 市町村合併が望ましいと思う理由を 3 つ選んでお答えください」というもので、選択項目と回答率は次のようになっている。

- ①行政サービスの向上（高度化・多様化、12.8 %）
- ②行政経費の節約及び行財政運営の効率化（24.8 %）
- ③財政規模拡大を活かした魅力あるプロジェクトの実施（9.3 %）
- ④道路、主要公共施設など広域的施設の効率的な整備（10.0 %）
- ⑤地域資源の連携による観光、交流活動の活性化（5.5 %）
- ⑥各地域の公共施設の有効利用（8.7 %）
- ⑦地域イメージの向上（2.2 %）
- ⑧市町村長や議員、職員の削減（20.4 %）
- ⑨専門的、高度な能力を有する職員の確保（5.7 %）
- ⑩その他（0.6 %）

この[問 2]は、先の[問 1]において合併することが「望ましいと思う」および「少なくとも合併を検討することが望ましい」と回答した者のみがこたえるものであり、その理由を 10 の項目のなかから 3 つを選択するものとなっている。そのなかで最も回答の多かった順に上位 3 つの選択項目をあげると、第 1 位に②「行政経費の節約及び行財政運営の効率化」（24.8 %）、第 2 位に

⑧「市町村長や議員、職員の削減」(20.4%)、第3位に①「行政サービスの向上」(高度化・多様化、12.8%)となっており、他の項目を大きく引き離している。行政経費の節約・行財政運営の効率化や首長・議員・職員の削減が1・2位を占めているのは、先ほど言及したように、自治体行政をめぐる地方分権の課題、少子高齢社会の到来、規模しい財政事情といった困難な状況のなかでは合併によって行政経費を削減することはやむをえないといった誘導的要素が大きく関係しているものと考えられる。仮に、こうした誘導的要素が影響しておらず、自治体をめぐる状況が困難であるから合併せざるをえないというのが多くの回答者の本音であるとしても、「余儀なくされた合併」という印象は拭えない。こうした観点からも、合併推進をめぐる積極的・消極的賛成の内実を考える必要がある。

ついでながら、この地域における合併が津市の規模拡大志向に端を発しているという点にちなんで、地域の住民はどう考えているのだろうか。設問でいえば⑦「地域イメージの向上」が人口規模を拡大して一定規模の県都をつくらうとする方向性に最も近いと思われるが、全体の回答はわずか2.2%である。「お膝元」の津市の回答者にいたってはこれよりも低い2.1%にすぎない。こうした回答状況を見ると、この地域の住民が県都の地位の問題と合併問題とを意識的に関連させて、合併問題について判断を下しているという節は見当たらない。

[問3]は、「[問1]で、④と答えた方のみお答えください)市町村合併が望ましくないと思う理由を3つ選んでください」というもので、選択項目と回答率は次のようになっている。

- ①市町村合併後の中心地域と周辺地域で格差が生じる(19.3%)
- ②議員の数が減少することにより、住民の意思が行政に反映されなくなる(5.1%)
- ③合併後の役所(役場)が遠くなり、不便になる(10.1%)
- ④市町村の区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる(20.9%)
- ⑤昔から継承されてきた文化や伝統などの地域性がなくなる(10.4%)
- ⑥旧市町村間で対立が生じる(4.1%)
- ⑦住民の連帯感が薄れ、地域社会が崩壊する(6.7%)
- ⑧市町村の名称がなくなるのが寂しい(4.6%)
- ⑨行政サービスが低下したり、料金が上がったりする(16.4%)
- ⑩その他(2.2%)

この[問3]は、先の[問1]において合併することが「望ましくないと思う」と回答した者のみがこたえるものであり、その理由を10の項目のなかから3つを選択するものとなっている。そのなかで最も回答の多かった順に上位3つの選択項目をあげると、第1位に④「市町村の区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」(20.9%)、第2位に④「市町村合併後の中心地域と周辺地域で格差が生じる」(19.3%)、第3位に⑨「行政サービスが低下したり、料金が上がったりする」(16.4%)となり、他の項目の回答数(率)を大きく引き離している。こうした結果は、おそらく全国のどの地域の合併においても上位を占める共通の反対理由と考えられるが、とくに区域拡大による行政サービスの低下と中心部と周辺部の格差は、後述するように、広

大な面積を占めることになる当該地域の合併にあっては、住民が合併に際して不安を抱く現実的基礎に根ざしているものと考えられる。

4. 合併問題をめぐる住民の動向

1) 住民説明会の参加状況および住民運動について

津地域の任意合併協議会は、法定協議会への移行に際して住民の理解と反応を得るために、2002年10月から11月にかけて合併問題をめぐる住民説明会を一斉に開催するよう、各構成自治体に呼びかけた。そこで注目したいのは、合併問題に対する住民の関心度である。各自治体においてはおよそ小学校区ごとに、日程をずらしながら説明懇談会が設定されたわけだが、(表2)に示しているように、全体的にみてどの自治体においても住民の参加状況は芳しくない。美里村、香良洲町、一志町を除けば、住民100人のうち1人出席しているかどうかという低調な参加状況になっている。なかには人集めに苦慮した自治体が職員を動員して何とか頭数を揃えたというケースも多々聞かれる。参加状況が最も低調な自治体は、津市、久居市、美杉村だが、合併問題に対して深刻な立場にある美杉村にあって、どうして出席状況が悪いのか理由は定かではない。ともかく2002年の終盤時点では、合併問題をめぐる住民の関心度は低いといわざるをえない。

こうした意識状況が反映して、合併をめぐる住民側の対応もほとんど目立たないものになっている。この間の動向をみても、合併に対して推進の立場であれ、反対の立場であれ、住民が組織的・能動的に何らかのアクションを展開した事例は皆無ではないにしろ非常に少ない。構成自治体のなかで住民投票を予定しているところは今のところ皆無であり、それに向けて請願活動などの準備をしている住民側の活動も、美杉村の太郎生地区を除いて顕在化していない。基本的に、合併議論には首長と議会だけが関与しているという状況がどの自治体においても続いている。住民の能動的な活動という点で若干の事例をあげれば、2002年9月、一志郡の住民によって構成されている「市町村合併を考える一志郡住民の会」が一志町、嬉野町、美杉村、三雲町の各首長・議会議長に対し、合併問題については住民の声を聞きながら慎重な議論に努めてほしいという主旨の要望書を提出したことが、地元紙によって伝えられている⁹⁾。また、2003年11月、美杉村の議会が津地域の法定合併協議会への参加を求める村長提案を否決したことに対して、多くの住民から猛烈な抗議の声があがったことについては先に述べたが、このあと同協議会への加入を求める請願書とともに、村の有権者の7割に相当する4,574人分の署名が集められ議会議長に提出された¹⁰⁾。前者の事例は、合併に対して即座に反対とはいわないまでも、慎重の立場を期す立場から、そして後者の事例は、美杉村が孤立することへの不安から合併協議会への加入を求める推進の立場から、住民が行動を起こしたもののだが、こうした多小なりとも組織だった住民の活動事例はかなり限られている。

もつとも、このような状況は津地域に限ったことではなく、住民の意識の問題に還元できない要素が大きな障害となって、合併論議全体を不活発なものにしていると考えるべきだろう。第1に、今回の平成の合併全体にあてはまることだが、2005年3月を期限とする短い合併特例期間が合併について十分検討する機会を妨げている。任意協議会の設立などを契機に本格的に着手してからわずか2～3年以内に合併を完了させるという過密な日程では、時間的にゆとりをもった議論が不可能なのは当然である。

第2に、津地域においては昭和の大合併以来、1973年に豊里村が津市に編入された事例を除けば、市町村合併に関する具体的な取り組みがほとんどなく、ごく最近になって合併推進に向けてにわか動き出したため、住民の間に合併問題に関する素地が形成されていないという事情がある。あえていえば、1995年1月に当時の田中・久居市長が、地方分権の受け皿を形成するためと称して久居市・一志郡の広域合併構想を打ち出したことがあるが、一志郡の各首長から期待した反応がえられず、そのまま立ち消えになった幻の「雲出川市」構想があった¹³⁾。しかし、この構想をめぐる議論は首長間で若干交わされた交渉の範囲を超えることなく、一般住民にはほとんど現実的なインパクトをもたらすことはなかった。このように合併問題に対する経験的蓄積がない状態のもとで、大部分の住民にとって今回の提起されている2市2郡からなる大合併構想は、平成の合併の波が押し寄せるまで誰も想定しなかった枠組である。平成の合併の先進モデルとされ、1999年に合併の成立をみた兵庫県・篠山市においては、過去数度に渡って合併論議を開催しその度に挫折を繰り返しながら実現にこぎつけたが、その前提条件として住民のなかに合併に関するコンセンサスがある程度形成されていたことに注意を払う必要がある¹⁴⁾。篠山市のような下地のない津地域において、住民の間から活発な合併論議が沸き起こってくることを期待すること自体そもそも無理な話である。

第3に、合併問題をめぐる地方議会の状況が一般住民以上に「無風状態」になっていることに着目しておきたい。津地域の任意合併協議会が法定協議会への移行をめざす直前の2002年12月あたりに、各構成自治体の議会で法定合併協議会の設置議案が審議・採択されたが、その状況を見ると、香良洲町議会において全会一致で議案が採択されたのをはじめ他の議会においても若干数の反対がみられるだけで、素通り状態に近い形で法的協議会入りが決定している。従来的一般論として、合併による議席数の削減がいわば「政治的失業」につながるという理由から、他の誰よりも議員自身が合併に対して最も抵抗するという議論があるが、そのような議論が成り立つ素地はほとんどみられない。こうした状況は津地域に限らず、全国的に一般化している傾向と考えるとよいかもしれない。ともあれ、多くの地方議会・議員が合併問題に対して従順な態度をとることによって、問題自体が重要な政治争点として浮上する機会を妨げ、結果的に地域住民に対して議会が果たすべき世論喚起機能が大きく低下してしまうという事態を招いている。このことも住民の関心度に大きく影響を及ぼしていると考えられる。その意味でもやはり、津地域における合併の推進は、住民主導でも、議会＝政治主導でもなく、まぎれもなく行政主導である。

2) まちづくり基本構想策定委員会

2002年5月に津地域の任意協議会は、新市建設計画の基本コンセプトともいうべき「まちづくり基本構想案」を練るために、一般住民を主体に構成される「まちづくり基本構想策定委員会」の設置を決定した¹³⁾。この委員会は任意協議会が住民の声を反映させる目的で設置したわけだが、その目的どおりの役割を果たすことができたのかどうか、言及していきたい。

委員会は、学識経験者から抜擢された委員長と副委員長の2名と、管内の20歳以上で議員・公務員でない住民を対象に、居住地域・性別・年齢のバランスを配慮して公募により選抜した委員30名の合計32名で構成されている¹⁴⁾。5月から6月にかけて委員の募集が実施され、7月に全30名の委員が確定した。委員会は7月から11月末にかけて計7回開かれたが、全体討議だけでなく具体的な課題を設定してその解決に取り組むために、4つに分かれたワーキング・グループの討議を組み合わせたかたちで検討を重ねていった。

このように、策定委員会は委員長・副委員長を除けばすべてこの地域の一般住民から構成されており、ワーキング・グループの活動によって具体的な問題について検討する機会が保障されていたわけだが、最終的に出された基本構想案の内容も含めて、次のような問題点が浮かび上がってくる。第1に、基本的な問題点として、先述のアンケートの設問内容と同様、同委員会が事実上合併を前提として設立され、そのために提言活動を行うという点である。合併によるまちづくりの意義のひとつに「自立し得る自治体を目指した合併の必要性」をあげ、その根拠は、少子・高齢化やそれによる財政悪化、地方分権時代の到来といった状況を背景に、「地域自らの力で行財政の基盤を強化し、地域課題に対応した政策実現能力を確保していくためには、行政サービスの供給主体である市町村の枠組そのものを見直し…していく必要がある」という基本構想案の叙述に示されている。

第2に、最終的に出された構想案の内容が、曖昧模糊とした抽象的な表現で叙述されており、具体的な政策提案が乏しいという点である。構想案においては、新しいまちづくりの基本理念として、「ハートあふれるまちづくり…日本のまん中、三重の県都、心の通う中枢都市」などといった抽象的なスローガンが掲げられ、さらに、この基本理念を具体化するものとして、「心」という言葉を軸にした「心の安らぎを図る『福祉・安心・安全』」、「心の豊かな『文化』」、「心と心がふれあう『交流・対話』」などといったいくつかの柱が描かれている。理念、柱のいずれもが、日本の大半の自治体が策定する総合計画の文書にしばしばみられるような「美辞麗句」で飾りたてられた抽象的な表現にとどまっている。なぜ、こうした内容の構想案が出されたのか。ある委員の話によれば、合併に対する賛否両論の立場から現在の市町村が抱えている問題をえぐり出すなど、具体的に突っ込んだ熱心な議論が委員の間で展開されたものの、そうした意見を委員長がとりまとめた結果出されてきたのが今回の基本構想案であり、具体的な話が展開された割にはそれがほとんど反映されていないため、委員の間から厳しい批判が噴出したという¹⁵⁾。

こうした様子は、そもそもこの委員会の前提が「合併ありき」であったことの必然的結果といえ、それまでだが、結局、一般住民の率直な声を吸収しながら新しいまちづくりの構想案を提案するという、当初の目的は達成できなかったと総括せざるをえない。そして、この地域における合併が住民の自発的意思によって推進されているものではないという根本問題が、この構想の内容を規定したと考えるべきである。

5. 予想される合併自治体の姿と今後の動向

2003年1月、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町の9市町村で法定合併協議会（「津地区合併協議会」）が発足し、県内では2002年4月に設置された員弁地域の法定協議会に次ぐ二番手となるが、3月には美杉村が加入することによって10市町村の枠組で構成されることになった。では仮に、これら10自治体が合併すると、どのような新自治体の姿を予想することができるだろうか。

まず枠組についてであるが、2003年3月1日現在、法定協議会を設置している、もしくは近日中に設置することが確定している全国219地域（906市町村）のなかで、加盟自治体数が10以上あるところはわずか5地域であるから¹⁹⁾、津地域の枠組が全国屈指の規模を結集させていることがわかる。

（表3）に示されているように、当該合併自治体の人口は現在の四日市市とほぼ同じ28万人台に達し、その過半を津市が占めている。中核市移行には30万人必要だがそれには若干届かない。しかしながら、合併を契機に中核市入りへという論理よりも、四日市や鈴鹿をはじめ県内の中核的な都市の規模に追いつく、あるいは少なくとも、これ以上の差を広げまいとする論理のほうが、津市執行部の戦略のなかで優先的地位を占めていると考えられる。むしろ、中核市移行に伴って保健所の設置など行政権限が委譲される反面、それに要する財政コストの増大などを考えると、あながちメリットばかりではないという考え方も成り立つ。

さて、10もの自治体が合併するため、面積は700km²を超えるかなり広大なエリアとなる。現時点における政令市を含む既存の都市を面積順に並べると、いわき、静岡、札幌、芦別、紋別、仙台、夕張、稚内、郡山、旭川、福島、広島と続く、全国13位に当該合併自治体はランクされる。もっとも、今後の進捗状況のなかでこうした順位を覆すさらに広大な自治体が誕生する可能性は十分あり、そのときにはこの順位も後退することになるが、現時点では当該合併自治体が北海道や東北の巨大自治体に匹敵する広大な面積に達することは注目に値する。

筆者は別の機会で、当該合併自治体の財政試算などについて考察したことがある。そこでは、第1に、人口、面積、就業者構造という3つの要素すべての面で、当該合併自治体との類似点を確認できるような統計上の類似団体もしくは既存自治体は存在せず、ある意味で特異な自治体であること、第2に、人口、面積、そして税収からみた財政力の点では、東北の県庁所在地ないし

中核的な都市に概ね近いことを指摘しておいた¹⁾。

したがって、人口規模が 30 万人近くに増大しても、その広大な面積を考慮すると、合併推進の根拠としてしばしば引き合いに出される、行政効率の向上やスケール・メリットが見込めるとはいいがたい。また、地域経済の活性化という観点からも都市の集積利益が増大するとは考えにくい。おそらく実際に合併するとなると、県の南北を縦断する中核的交通路である国道 23 号線が通る、伊勢湾岸沿いの平野部に官・民の投資が重点的に配分される一方、そこから離れた現在の郡部地域の多くは、効率的な資源配分の論理からして有利な地位を占めることができない可能性が強い。実際に津市は、2005 年に予定されている中部国際空港開港に合わせて海上アクセス港の建設を開始しており、しかもこの間、工業団地・サイエンスシティの建設や津駅前整備事業など、100 億円単位の巨費を要する大型開発事業も展開してきた。こうした開発路線が今後も継続するとなると、そうした施設の維持管理費も含めて、その資金はどうやって調達するのか。合併すればその分だけ財政規模は拡大するが、その少なからぬ部分が津の市域内のこうした分野に重点投資される反面、郡部エリアへの行財政の配分が現在の水準を下回る可能性が高くなると予想することは、あながち的外れとはいえないだろう。

このように考えれば、津市の大型開発志向と市町村合併＝人口規模拡大の要請とは表裏一体の関係となって、都市間競争を強化する論理とみることができる。この論理は三重県内のみならず、全国的にもすでに広がりを見せている。中部・東海圏を見渡しても、すでに確定をみた静岡市・清水市の合併のほか、岐阜市、金沢市、新潟市などの合併構想も政令市入りを目指す野心的なものになっている。

津地域の合併問題の争点は、こうした拡張の論理が展開する過程と、この論理にくみせず自らの地位を維持しようとする周辺町村の立場が交錯している点にある。現在のところ後者の立場は目立ったかたちで表面化していないが、法定協議会を軸に新市建設計画が策定されるなか、関係市町村とその住民がどのような立場と行動を示すのか注目しておきたい。任意合併協議会の段階では、事務・事業のすり合わせ作業がなされたが、合併自治体における公共料金や各種手数料の取り扱いや、新庁舎の建設をはじめとする公共施設の整備などに関する具体的な方針は、法定協議会の検討課題として残されている。間近なところでは 2003 年 4 月に実施されるいっせい地方選挙において、市町村合併問題が各自治体の政治争点としてどのように扱われるのか、関心を寄せずにはいられないところである。津地域における法定合併協議会設立以降のプロセスについても、別の機会で論じていくつもりである。

注

- 1) 『朝日新聞』2002年3月15日。
- 2) ちなみに、このような人口分布構造をもつ県として他に山口県が該当すると考えられる。
- 3) 『朝日新聞』2002年4月19日。

- 4) 『中日新聞』2002年12月8日。
- 5) 芸濃町の分村運動の叙述については次に詳しい。芸濃町『芸濃町史』、1986年。
- 6) 各構成自治体における2000年度の財政力指数は以下のとおり。津市(0.90)、久居市(0.63)、河芸町(0.51)、芸濃町(0.41)、美里村(0.26)、安濃町(0.45)、香良洲町(0.26)、一志町(0.43)、白山町(0.42)、美杉村(0.20)。
- 7) このアンケート結果については次を参照している。津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会事務局「まちづくり基本構想策定にかかるアンケート調査実施結果報告書」、2002年8月。
- 8) ちなみに、「どちらともいえない」と「わからない」も区別しづらい選択項目である。
- 9) 『三重ふるさと新聞』2002年9月26日。
- 10) 『中日新聞』2002年12月5日。
- 11) 『中日新聞』1995年1月10日、1995年2月17日。
- 12) 長嶺純一・森脇俊雅「篠山市誕生の軌跡と合併後の課題」松本誠・森脇俊雅・長峯純一編著『分権・合併最前線』文理閣、2002年、50-53頁。
- 13) 策定委員会の活動と基本構想案については次を参照。まちづくり基本構想策定委員会「まちづくり基本構想案」、2002年12月13日。
- 14) 30名の委員の出身地域は次のようになっている。津市6名、久居市4名、河芸町2名、芸濃町2名、美里村2名、安濃町3名、香良洲町2名、一志町3名、白山町2名、嬉野町2名、美杉村2名。
- 15) 三重短期大学・地域問題総合調査研究室が主宰し、三重県内における市町村合併の問題について議論した(第25回)「地域問題研究交流会」における参加者の発言より。三重短期大学地域問題総合調査研究室「地研通信」第70号。
- 16) 総務省HP参照。
- 17) 立石芳夫「三重県・津地域における市町村合併と財政試算」『三重法経』(三重短期大学法経学会紀要)第121号、2003年。

(表1) [設問1]の回答状況

選択項目	全体	回答の多い上位3自治体			回答の少ない下位3自治体		
望ましいと思う	21.5	白山	津	香良洲	一志	安濃	美杉
		26.2	23.7	23.1	10.5	17.2	17.7
少なくとも検討する	34.0	芸濃	一志	美里	美杉	嬉野	安濃
ことが望ましい		39.4	37.9	36.6	28.1	30.9	31.0
どちらともいえない	21.5	安濃	美里・一志同位		河芸	白山	久居
		31.9	26.8		19.2	19.3	19.9
望ましくないと思う	13.8	美杉	河芸	久居	嬉野	津	香良洲
		24.0	22.3	16.2	10.7	11.4	11.5
望ましい・検討する	55.5	芸濃	津・香良洲同位		美杉	安濃	一志
ことが望ましいの合計		59.6	59.0		45.8	48.2	48.4

* 「わからない」、無回答については省略している。

(表2) 各市町村の住民説明会の開催回数と参加者数

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲	一志町	合計
開催回数	25	7	5	5	15	4	2	4	
参加者数	1,166	294	251	93	373	153	204	599	3,497
1回あたりの参加者数	47	42	50	19	25	38	102	150	
参加者数の対人口比	0.7%	0.7%	1.4%	1.0%	8.8%	1.4%	3.8%	4.1%	1.2%

*合併協議会発行の広報のデータをもとに作成。*当時合併枠組に参加していた嬉野町は除外している。

(表3) 10自治体の人口、面積

	人口(人)	面積(平方km)
津市	163,246	101.86
久居市	41,063	68.20
河芸町	17,351	18.79
芸濃町	8,900	64.57
美里村	4,249	50.31
安濃町	11,279	36.93
香良洲町	5,300	3.90
一志町	14,580	47.66
白山町	13,395	111.86
美杉村	7,158	206.70
合計	286,521	710.78

*数値は2000年国勢調査時点。

地区区分によるアンケートから見た 津市中心市街地活性化方策に関する研究 —地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究—

岩田 俊二 中井 加代子

1. はじめに

本稿は地方中心都市である津市中心市街地活性化に関する一連の既往研究（地研年報第6号.2001.03、地研年報第7号.2002.03）に引き続き、市民アンケートを基に津市中心市街地活性化の方法を考察したものである。アンケートの特徴は津市内を地区区分し、それらの地区毎に中心市街地との関係、中心市街地状況に対する評価、今後の中心市街地活性化の指針及び再生テーマを明らかにした。これは地区によって中心市街地との関係、中心市街地への期待が異なっているのではないかと仮説のもとに、そうであるとすれば活性化についての地区毎の意見を集合することが中心市街地の総合的で実効性のある活性化方策につながると考えたからである。市民アンケートの内容は次の通りである。

- ①津市中心市街地及びこれ以外での生活行動の目的、頻度、交通手段
- ②買い物利用店の場所とその長所短所—衣料、食品、家具、日用雑貨
- ③津市中心市街地の都市基盤、都市機能、都市環境についての現況評価
- ④地方中心都市としての津市中心市街地の活性化指針
- ⑤希望したい津市中心市街地活性化のテーマ
- ⑥それらのテーマについての具体策の提案

アンケート対象者は次のように選定した。市内の全自治会の中から中心市街地にある自治会として14自治会、集落地区にある自治会として17自治会、団地的に開発された新規住宅地にある自治会として5自治会を無作為に抽出し、それらの自治会の自治会長及び下部組織である組の各組長の家族で高校生以上全員を対象にした。

2. 地区毎の対象者の性格（表1～5）

・中心市街地地区、集落地区は男性女性が約半々であるが、新規地区は女性が約6割、男性が

約4割である。

- ・ 中心市街地地区、集落地区は60歳以上が比較的多いが、新規地区は30歳代～50歳代が他地区より多く、比較的若い世代が主といえる。

- ・ 職業としては、中心市街地地区は自営業が集落地区は会社員が最も多い。新規地区は会社員が最も多く、パートタイマーの主婦も他地区より多くなっている。

- ・ 回答者の家族内での立場としては、各地区とも父・母が多くなっているが、集落地区では、祖父・祖母が他の地区よりも多い。

- ・ 居住歴では、中心市街地地区は昭和元年～昭和56年に住みはじめたのが約8割であり、集落地区は昭和56年以前から居住しているのが約8割であるが、新たな居住は最近まで継続している。新規地区は平成4年以降の居住が約5割となっている。

3. 津市中心市街地との関わり方

1) 津市中心市街地との関わり方 (表6～8)

- ・ 津市中心市街地へ行く頻度としては、中心市街地地区はほぼ毎日が約5割弱である。集落地区はほとんど行かないが約2割強、月1～2回程度が約2割である。新規地区はほぼ毎日が約2割強、週1～3回程度が約3割となっていて集落地区の津市中心市街地へ行く頻度が少ないことがわかる。

- ・ 津市中心市街地へ行く交通手段は中心市街地地区では、自転車及び徒歩、集落地区と新規地区では自動車となっている。

- ・ 津市中心市街地に行く目的は各地区ともに、買い物、飲食が多いが、集落地区では病院、新規地区では仕事が次いで多いのが特徴となっている。

2) 津市中心市街地以外との関わり方 (表9～10)

- ・ 津市中心市街地以外へ出かける頻度として、週1回以上行く場合は、新規地区、集落地区、中心市街地地区の順に多い。これは、集落地区については、津市中心市街地へ行く頻度よりも上回っている。

- ・ 津市中心市街地以外に行く目的は各地区ともに、買い物、飲食、娯楽・趣味が多い。

3) 主な買い物利用店とその店の良い点・悪い点 (表 11 ~ 22)

・衣料

	利用店	良い点	悪い点
中心市街地地区	津市中心市街地以外の大型店	品揃えが良い 駐車場がある	家から遠い 高価
集落地区	近所の大型店	品揃えが良い 家から近い	家から遠い
新規地区	津市中心市街地以外の大型店	品揃えが良い 駐車場がある	家から遠い

・食品

	利用店	良い点	悪い点
中心市街地地区	近所の大型店	家から近い	品揃えが悪い
集落地区	近所の大型店	家から近い	高価
新規地区	近所の大型店	家から近い 品揃えが良い	鮮度が悪い

・家具

	利用店	良い点	悪い点
中心市街地地区	津市中心市街地以外の大型店	品揃えが良い 駐車場がある	家から遠い 高価
集落地区	津市中心市街地以外の大型店	品揃えが良い 駐車場がある	家から遠い 高価
新規地区	津市中心市街地以外の大型店	品揃えが良い 駐車場がある	家から遠い 高価

・日用雑貨

	利用店	良い点	悪い点
中心市街地地区	近所の大型店	品揃えが良い	買い物以外の楽しみがない
集落地区	近所の大型店	品揃えが良い 家から近い	品揃えが悪い 買い物以外の楽しみがない
新規地区	近所の大型店	駐車場がある	品揃えが悪い

- ・衣料については各地区ともに、津市中心市街地以外で市内の大型店に行く。品揃えが良く、駐車場があるため、家から遠いことが難点となっている。
- ・食品については、各地区ともに家の近所の大型店を利用する。品揃え、値段、鮮度に問題があっても家から近いことを重要視している。
- ・家具については各地区ともに駐車場があり品揃えが良いために津市中心市街地以外の市内の大型店に行くことが多いが、家から遠く値段が高いことを問題としている。
- ・日用雑貨については、各地区ともに品揃えが良いことや、家から近いこと、駐車場があることの理由で近所の大型店に行くが、買い物以外の楽しみがなく、品揃えにも問題があるとしている。
- ・家具と日用雑貨の最寄り品の利用店の傾向が似ている。
- ・また、衣料と家具の買回り品の利用店の傾向が似ている。
- ・津市中心市街地は近所からの最寄り品の購入場所であるとともに、かつては衣料や家具の買回り品の購入場所であったが、今では衣料や家具の買回り品の購入先は津市中心市街地以外の場所にある大型店となっている。
- ・近所の大型店については、ただ買い物をするだけで他の楽しみがない。津市中心市街地以外の大型店については家から遠いという問題がある。これを踏まえて津市中心市街地の店舗を念頭に商業活性化策を考えると、交通アクセスの改善、複合的な商業機能といったことが活性化の課題として考えられる。

4. 津市中心市街地環境についての評価

市街地環境についての評価（表23）をまとめると次のようになる。

＋：十分 －：不十分 空欄：どちらともいえない

市街地環境		中心市街地	集落地区	新規地区
都市 基盤	道路系			
	歩行者路	＋		
	公園	－	－	－
	バリアフリー	－	－	－
	市街地再開発 土地区画整理	－	－	－
景観	歴史的観			
	新しい都市景観			
	町並み景観の形成			
	商店の集積度			
商業	商店の集積度	－	－	－
	時代に合った経営	－	－	－
	商店街の近代化	－	－	－
交通	バス等公共交通			－
	自転車道路			－
	公共駐車場	－	－	－

公官庁の集積度				
文化・ 教養	図書館			+
	博物館			
	美術館			
	劇場	-		-
	体育館	-		-
	競技場	-		-
安全 性	プール	-	-	
	治安			
	地震等の防災対策 救急等の出勤態勢			
人 口	人口集積			
	バランス			
サ ビ ス	公官庁			
	商業			
	福祉			-
教 育 機 関	高等学校	+	+	
	大学等			
	公的研究機関			
	民間研究機関			
産 業	I T産業			
	その他の新産業			-
環 境 資 源	日照			
	空気の浄化			
	緑環境			
	河川海の水質対策		-	-
	下水処理対策		-	
	ごみ処理対策			
住 宅	リサイクルエネルギー対策			
	市街地高層住宅			
	一戸建て住宅			
	低層集合住宅			
	公営住宅			
	民間住宅			

・中心市街地の都市基盤では各地区ともに公園、バリアフリー、市街地再開発が不十分であるとしている。

・商業については各地区ともに商店の集積度、時流に合った商業経営、商店街の近代化が不十分であるとしている。

・交通については、新規地区からバス等公共交通、自転車道路が不十分であると指摘されている。そして、公共駐車場については各地区ともに不十分であるとしている。

・文化・教養のうち劇場については、中心市街地地区と新規地区から不十分との意見がある。また、体育館については中心市街地地区、競技場については中心市街地地区、新規地区から不十分との意見が出ている。プールについては各地区ともに不十分としている。スポーツ施設に対する要望は多い。

・福祉サービスについては、新規地区が不十分としており、IT以外の新産業についても新規地区が不十分としている。

・河川・海の水質対策については、集落地区と新規地区が不十分としており、下水処理対策については集落地区が不十分としている。

・市街地活性化の要となる人口問題や住宅問題については積極的な意見がでてこなかった。

・市街地環境から見た中心市街地の活性化の課題としては次のようにまとめられる。

- ①都市基盤整備特に公園・バリアフリー・市街地再開発
- ②商業活性化策
- ③バス等公共交通、自転車道、公共駐車場の交通問題
- ④文化・教養施設整備、中でも劇場、体育館、競技場、プール整備
- ⑤福祉サービス
- ⑥新産業（IT以外の）の創設

5. 津市中心市街地活性化方針

1) 活性化方針（表24）

・地方中心都市の唯一の市街地として再生させるべきとの意見は中心市街地地区、新規地区で過半数である。集落地区では同じ意見が約5割弱であるが、郊外部の発展の一方、中心市街地は衰退しても構わないとの意見が約1割あるのが他地区と異なっている。

・集落地区は津市中心市街地以外に行く頻度が多く、津市中心市街地との関わり方が他の地区よりも希薄である。

2) 再生テーマ（表25）

・津市中心市街地の再生テーマについては、中心市街地地区が「商業サービスを重視する」「伝統や歴史を再現する」として考えている。集落地区は「伝統や歴史を再現する」と「商業サービスを重視する」を考えている。新規地区は「商業サービスを重視する」と「映画や劇場アミューズメント機能を重視する」を考えている。それぞれの地区の特性を反映したテーマの設定となっている。

6. 考 察

1) 地区区分のアンケート結果から見た津市中心市街地活性化の方策

- ①集落地区は津市中心市街地に行くよりもそれ以外に行くことの方が多く、また、津市中心市街地の活性化について消極的な意見も見られるなど津市中心市街地に対する関心が薄い。集落地区の津市中心市街地への関心を高め、中心市街地への訪問頻度を増やす手立てが必要である。
- ②新規地区は津市中心市街地以外にも良く行くが、津市中心市街地とは仕事などの結びつきがあるためか、そこへの訪問頻度は集落地区よりも多い。また、新規地区は広い行動範囲を持っていて視野が広いせいか、津市中心市街地について他地区よりも斬新的な意見を出している。こうした新規地区の意見を尊重して活性化方策を固めることが重要である。
- ③中心市街地地区は津市中心市街地内での生活行動が基本であるが、買い物等で津市中心市街地以外に出かけることもある。津市中心市街地に要求を満たす商業施設が不足していることも原因の一つと考えられる。津市中心市街地の人々の生活のためにも市街地の活性化が必要である。

2) 津市中心市街地活性化の方策

アンケート結果による津市中心市街地活性化の方策は次のように整理できるが、諸策を複合化し取り組んでいくことが重要である。

- ①津市中心市街地の活性化のうち商業関係については、郊外部からの交通アクセス、駐車場の整備等の交通利便性の改善、品揃えの豊富化、買い物以外の楽しみのための機能を付加といったことが課題である。
- ②中心市街地の都市基盤については、公園緑地、バリアフリー、市街地再開発、公共交通の整備が課題として考えられている。
- ③中心市街地の環境面の課題としては河川、海の水質対策の強化、下水処理対策の充実が考えられている。
- ④新しい都市機能としては、劇場、スポーツ施設といった文化教養娯楽施設の新設が重要と考えられている。
- ⑤産業面では新産業の創出が必要であるが、これは特にIT産業を指している訳ではない。

7. 逃げない店主達の街〈麻布十番〉 -インタビュー調査結果-

2002年11月「エネルギー・タウンー私の街」-光る何かを感じさせる商店街-で東京販売士協会表彰を受けた麻布十番。その時の商店街理事長のコメントは「大江戸線の乗り入れを契機に地元重視の路線を取った。これは間違いではなかった。」であった。

江戸時代から300余年の伝統をもつ麻布十番、今でも江戸時代からの店6~7軒、明治からの店は17軒存続している。昭和30年都電廃止で交通機関はバスのみとなった。武蔵野台地の末端に囲まれ外に行かない、外からも来ない、大型店も来ない、歩いて10分以内の狭い中で外部との競争もない30年陸の孤島、「麻布十番ほっとする店」の商店街となった。営団地下鉄日比谷線の開通で人は六本木に流れたがそれで構わなかった。

平成12年営団地下鉄南北線・都営大江戸線開通を前に10年掛かりで 1)アーケード撤去 2)多目的広場「パティオ十番」設置(写真1) 3)歩道の拡幅とカラー舗装 4)車道の石畳改修(写真2) 5)街路灯の改修 6)電線の地中化 7)街路樹の植栽(写真3)等を行った。「人の来る街」か「人の住む街」かを検討し「人の住む街麻布十番」「ほほえみの街麻布十番」となった。

地下鉄が開業し、2年間で30店舗開店し現在20店舗閉鎖し10店舗増となった。地下鉄の駅の上を埋め戻し第三セクターで駐車場も造ったが、稼働率10%で閉鎖となった。今は民間に渡し稼働してもらっている。店の売り上げも一時は2割り増しとなったが今は以前に戻っているが客の年齢層は高くなった、特に年配の人が増えた。これは地下鉄4番出口が上下線とも最上部までエスカレーターが設置されていることの効果とも思われるが、このことによって、緑・太陽・休憩場所・バリアフリー施設等に益々重点を置き、また、最も大切にしている心のバリアフリー(店頭での気楽な挨拶等)にも一層力を入れている。ただ、有名な老舗、例えば総本家更科そば、豆源本店等の店は今でも外部の人が多く訪れている。

平成15年4月25日には麻布十番の隣で、森ビルが中心となって進めた、大型市街地再開発の六本木ヒルズがオープンすることとなった。240店舗入り、営業時間も長く強敵であるとも考えられるが、麻布十番はそこで働く通勤人の生活用品を売る近隣型商店街で良いと考えている。現に麻布十番から六本木ヒルズへの入店舗は皆無である。

「麻布十番」は地元重視の近隣型商店街として、住んでいる人が楽しみ落ち着く、住みたくなるような街づくりを常に考え、大黒天十番商店街節分会、大江戸麻布十番スプリングセール、花まつり、大江戸麻布十番サマーセール、納涼まつり、秋まつり、酉の市バサール、大江戸麻布十番ビッグスマイルセール、除夜の鐘と初詣、毎月第一土曜日パティオ広場にての、のみの市、月一回の福引き等の行事を常に重んじ、役員をはじめ青年会、店主等が一体となって行っている。また同一学区内であるため、店主達は同じ小・中学校の先輩後輩という関係でつながりも深くなっている。多くの店舗が自社ビルで上に住居を構え住んで商売をしているとい

うことも大きい。

地上げ等で人口も減ったが、3～4年前からマンションが増え人口も少しずつ増えてきていて、それらの住人を引きつける努力をしている。また、例年三重県の一志郡から一志中学生が地域交流学习のため商店街見学に訪れている。

「麻布十番の理念」として、商店街は農耕民族であり、お客を育成する。住み着き神社・お寺・歩行者・自転車・学校・郵便局・病院・季節感・子供を大切にすることが大切である。大型店は狩猟民族である。その時その時で移動していけば良いのである。マンションが増えてきたがマンションの住人にも「麻布十番」の住民意識を持って戴き、大名屋敷の御用聞き商人からの発進のプライドを持ち、野口雨情の童謡で有名な赤い靴の女の子「きみちゃん」をはじめとするモニュメント（写真4）等「ほほえみの街麻布十番」として近隣型・コミュニティ商店街として頑張っている。

・お寺・歩行者・自転車・学校・郵便局・病院・季節感・子供を大切にすることが大切である。大型店は狩猟民族である。その時その時で移動していけば良いのである。マンションが増えてきたがマンションの住人にも「麻布十番」の住民意識を持って戴き、大名屋敷の御用聞き商人からの発進のプライドを持ち、野口雨情の童謡で有名な赤い靴の女の子「きみちゃん」をはじめとするモニュメント（写真4）等「ほほえみの街麻布十番」として近隣型・コミュニティ商店街として頑張っている。

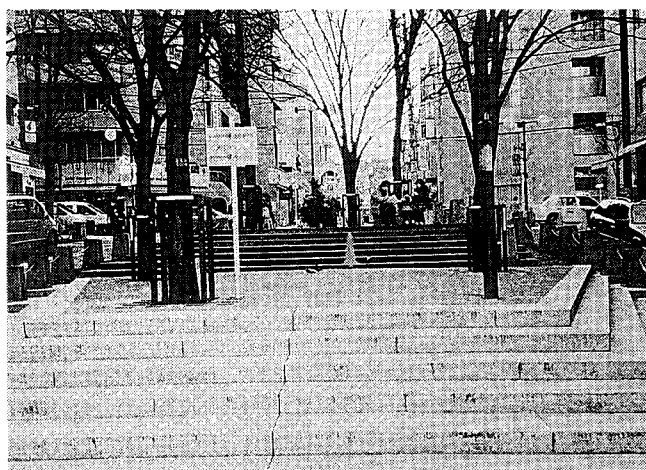


写真1 パティオ十番



写真2 歩道のカラー舗装・車道の石畳

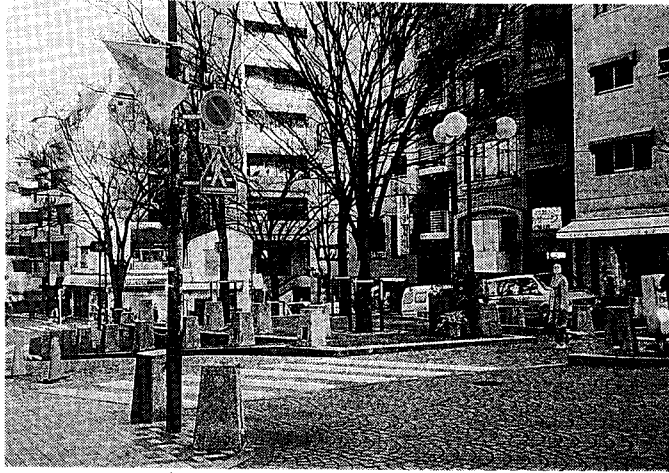


写真3 街路樹

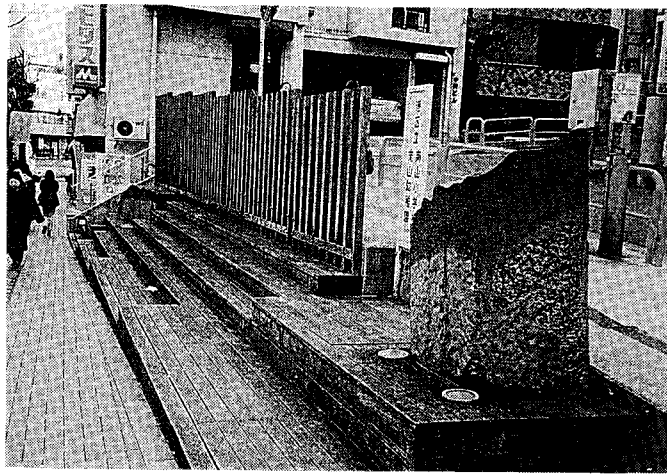


写真4 モニュメント「布」

表1 男女比

性別 × 地区タイプ

地区タイプ	上段:度数 下段:%	性別		
		合計	男	女
地区タイプ	合計	745	348	397
		100.0	46.4	53.6
	中心市街地	201	93	108
		100.0	46.3	53.7
	圏外地区	358	178	180
	100.0	49.7	50.3	
新規地区	186	75	111	
	100.0	40.3	59.7	

表2 年齢

年齢 × 地区タイプ

地区タイプ	上段:度数 下段:%	年齢							
		合計	20歳未満	20歳~29歳	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳	60歳~69歳	その他
地区タイプ	合計	743	18	50	79	111	186	182	107
		100.0	2.4	6.7	10.6	14.8	25.0	25.8	14.4
	中心市街地	200	8	10	10	24	58	45	45
		100.0	4.0	5.0	5.0	12.0	28.0	22.5	22.5
	圏外地区	357	6	25	35	57	78	102	53
	100.0	1.7	7.0	9.8	16.0	22.1	28.6	14.8	
新規地区	186	4	15	34	30	49	45	9	
	100.0	2.2	8.1	18.3	16.1	26.3	24.2	4.8	

表3 職業

職業 × 地区タイプ

地区タイプ	上段:度数 下段:%	職業									
		合計	学生	会社員	自営業	公務員	専業主婦	主婦(パート・タイマー等)	フリーター	無職	その他
地区タイプ	合計	740	21	168	101	43	104	95	9	155	31
		100.0	3.1	22.7	13.5	5.8	14.1	13.4	1.2	20.9	4.2
	中心市街地	200	10	29	48	4	29	22	2	47	9
		100.0	5.0	14.5	24.0	2.0	14.5	11.0	1.0	23.5	4.5
	圏外地区	355	7	91	39	26	44	42	2	83	21
	100.0	2.0	25.6	11.0	7.3	12.4	11.8	0.6	23.4	5.9	
新規地区	185	6	48	16	13	31	35	5	25	6	
	100.0	3.2	25.9	8.6	7.0	16.8	18.9	2.7	12.5	3.2	

表4 家族内での立場

家族での立場 × 地区タイプ

地区タイプ	上段:度数 下段:%	家族での立場						
		合計	祖父	祖母	父	母	子	その他
地区タイプ	合計	722	49	72	220	242	95	44
		100.0	6.8	10.0	30.5	33.5	13.2	6.1
	中心市街地	187	13	17	58	60	30	9
		100.0	7.0	9.1	31.0	32.1	16.0	4.8
	圏外地区	352	32	42	109	109	47	13
	100.0	9.1	11.9	31.0	31.0	13.4	3.7	
新規地区	183	4	13	53	73	18	22	
	100.0	2.2	7.1	29.0	39.9	9.8	12.0	

表5 居住歴

居住歴 × 地区タイプ

地区タイプ	上段:度数 下段:%	居住歴					
		合計	明治時代	大正時代	昭和元年~昭和5年	昭和57年~平成3年	その他
地区タイプ	合計	724	15	17	429	119	142
		100.0	2.1	2.3	59.3	16.3	20.0
	中心市街地	194	1	3	146	34	9
		100.0	0.5	1.5	76.3	17.5	4.1
	圏外地区	348	14	14	238	35	47
	100.0	4.0	4.0	68.4	10.1	13.5	
新規地区	182	-	-	43	49	90	
	100.0	-	-	23.6	26.9	49.5	

表6 津市中心市街地に行く頻度

津市中心市街地に行く頻度 × 地区タイプ

地区タイプ	上段:度数 下段:%	津市中心市街地に行く頻度							
		合計	ほぼ毎日	週2~3回程度	週1回程度	月1~2回程度	2~3ヶ月に1回程度	ほとんど行かない	その他
地区タイプ	合計	741	176	119	115	129	71	131	6
		100.0	23.8	15.1	15.5	17.4	9.6	17.7	0.8
	中心市街地	188	99	33	23	24	6	18	4
		100.0	45.5	16.7	11.6	12.1	4.0	8.1	2.0
	圏外地区	358	41	50	60	75	45	87	-
	100.0	11.5	14.0	16.8	20.9	12.6	24.3	-	
新規地区	185	45	30	32	30	18	28	2	
	100.0	24.3	16.2	17.3	16.2	9.7	15.1	1.1	

表7 津市中心市街地に行く交通手段

地区タイプ	上段:度数 下段:%	津市中心市街地へ行く交通手段							
		合計	電車	バス	自転車	バイク	自転車	徒歩	その他
地区タイプ	合計	738	17	148	533	30	139	102	12
	100.0	2.3	20.1	72.2	4.1	18.8	13.8	1.6	
	中心市街地	199	1	30	83	7	92	83	2
	100.0	0.5	15.1	41.7	3.5	46.2	46.7	1.0	
	圏外地区	257	5	75	280	13	34	6	9
100.0	1.4	23.0	80.7	8.5	9.5	1.7	1.7		
新規地区	182	11	43	162	10	13	3	4	
100.0	6.0	23.6	89.0	5.5	7.1	1.6	2.2		

表8 津市中心市街地に行く目的

地区タイプ	上段:度数 下段:%	津市中心市街地へ行く目的												
		合計	通勤	仕事	買い物	飲食	娯楽、趣味	習い事、勉強	病院	散歩	官公庁	図書館	イベント	その他
地区タイプ	合計	724	76	125	468	205	127	35	128	47	104	51	60	52
	100.0	10.5	17.3	64.6	28.3	17.5	4.8	17.7	6.5	14.4	8.4	8.3	7.2	
	中心市街地	197	15	34	141	69	34	9	31	40	12	11	13	15
	100.0	7.6	17.3	71.5	35.0	17.3	4.6	15.7	20.3	6.1	5.6	6.6	7.6	
	圏外地区	247	34	58	216	97	83	11	72	6	67	27	27	29
100.0	9.8	16.7	82.2	28.0	18.2	3.2	10.1	1.1	10.3	7.8	7.8	7.2		
新規地区	180	27	33	111	39	30	15	25	1	25	23	20	12	
100.0	15.0	18.3	61.7	21.7	16.7	8.3	13.9	0.6	13.9	12.8	11.1	6.7		

表9 津市中心市街地以外に行く頻度

地区タイプ	上段:度数 下段:%	津市中心市街地以外へ出かける頻度							
		合計	ほぼ毎日	週2~3回程度	週1回程度	月1~2回程度	2~3ヶ月に1回程度	ほとんど行かない	その他
地区タイプ	合計	715	102	123	162	184	63	79	2
	100.0	14.3	17.2	22.7	25.7	8.8	11.0	0.3	
	中心市街地	188	32	28	32	59	20	24	1
	100.0	17.0	15.4	17.0	26.6	10.6	12.8	0.6	
	圏外地区	346	34	68	89	83	34	39	-
100.0	9.8	19.7	25.4	24.0	9.8	11.3	-		
新規地区	181	36	26	42	51	9	16	1	
100.0	19.9	14.4	23.2	28.2	5.0	8.8	0.6		

表10 津市中心市街地以外に行く目的

地区タイプ	上段:度数 下段:%	津市中心市街地以外へ出かける目的												
		合計	通勤	仕事	買い物	飲食	娯楽、趣味	習い事、勉強	病院	散歩	官公庁	図書館	イベント	その他
地区タイプ	合計	701	92	130	535	225	199	34	99	28	15	7	48	58
	100.0	7.4	18.5	76.3	32.1	28.4	4.9	14.1	4.0	2.1	1.0	6.8	8.3	
	中心市街地	184	9	40	133	83	51	11	27	10	2	2	15	14
	100.0	4.9	21.7	72.3	34.2	27.7	6.0	14.3	8.7	1.1	1.1	8.3	7.8	
	圏外地区	338	26	59	288	104	103	18	57	7	11	4	18	25
100.0	7.7	17.4	79.1	30.7	30.4	5.3	16.8	2.1	3.2	1.2	5.3	7.4		
新規地区	178	17	31	134	58	45	5	15	5	2	1	15	19	
100.0	9.8	17.4	75.3	32.6	25.3	2.8	8.4	2.8	1.1	0.8	8.4	10.7		

表11 現在の主な買物店(衣料)

地区タイプ	上段:度数 下段:%	現在の主な買物店(衣料)								
		合計	近所の個人店	津市中心市街地の個人店	津市中心市街地以外の個人店	津市外の個人店	近所の大店	津市中心市街地の大店	津市中心市街地以外の大店	その他
地区タイプ	合計	695	27	33	4	9	178	112	207	125
	100.0	3.9	4.7	0.8	1.3	25.6	16.1	29.8	18.0	
	中心市街地	186	15	14	-	4	35	38	64	14
	100.0	8.1	7.5	-	2.2	18.8	20.4	35.5	7.5	
	圏外地区	333	9	12	3	3	108	41	95	72
100.0	2.7	3.6	0.9	0.9	32.4	12.3	25.5	21.6		
新規地区	176	3	7	1	2	35	33	64	39	
100.0	1.7	4.0	0.6	1.1	19.9	18.8	31.8	22.2		

表 12 買物利用店の良い点 (衣料)

買物利用店の良い点 (衣料) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	買物利用店の良い点 (衣料)									
	合計	品揃えが良い	駅から近い	安い	店員に気兼ねがない	配達サービスがある	解度が良い	安全、信用できる	駐車場がある、または大きい	
地区タイプ	合計	641	395	271	215	147	1	54	334	
	100.0	61.6	42.3	33.5	22.9	0.2	0.2	8.4	52.1	
	中心市街地	168	99	67	62	53	-	1	24	76
	100.0	58.9	39.9	38.9	21.5	-	-	0.6	14.3	45.2
	麻生地区	308	194	159	109	57	1	-	21	158
	100.0	63.0	51.6	35.4	18.5	0.3	-	-	6.8	51.3
	165	102	45	44	37	-	-	-	9	100
	100.0	61.8	27.3	26.7	22.4	-	-	-	5.5	60.6

流行に敏感である	交通が便利	買い物以外にも楽しめる	その他
64	57	144	6
13.1	8.9	22.5	0.9
28	19	30	1
16.7	11.3	17.9	0.6
26	27	42	2
8.4	8.8	20.1	0.8
30	11	52	3
18.2	6.7	31.5	1.8

表 13 買物利用店の悪い点 (衣料)

買物利用店の悪い点 (衣料) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	買物利用店の悪い点 (衣料)						
	合計	品揃えが悪い	駅から遠い	高価	店員に気兼ねがある	配達サービスがない	解度が悪い
地区タイプ	合計	440	136	172	144	44	47
	100.0	30.9	38.1	32.7	10.0	7.7	0.2
	中心市街地	130	34	55	54	18	10
	100.0	26.2	42.3	41.5	13.8	7.7	0.8
	麻生地区	195	60	71	58	24	-
	100.0	30.8	36.4	29.7	9.7	12.3	-
	115	34	46	32	7	13	-
	100.0	31.3	40.0	27.8	6.1	11.3	-

安全性に疑問がある	駐車場がない、または小さい	流行遅れである	交通が不便	買い物以外の楽しみがない	その他
16	62	87	65	80	15
3.6	14.1	19.8	14.8	18.2	3.4
2	21	29	17	27	3
1.5	16.2	22.3	13.1	20.9	2.3
13	29	33	29	36	7
6.7	14.9	16.8	14.9	18.5	3.6
1	12	25	19	17	5
0.9	10.4	21.7	16.5	14.8	4.3

表 14 現在の主な買物店 (食品)

現在の主な買物店 (食品) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	現在の主な買物店 (食品)								
	合計	近所の個人店	市中心市街地の個人店	市中心市街地以外の個人店	郊外の個人店	近所の大型店	市中心市街地の大型店	市中心市街地以外の大型店	郊外的大型店
地区タイプ	合計	883	42	1	12	320	97	137	43
	100.0	6.3	0.1	1.8	0.8	48.3	14.6	20.7	6.5
	中心市街地	178	14	4	2	67	50	37	2
	100.0	8.0	2.3	1.1	-	28.1	28.4	21.0	1.1
	麻生地区	319	22	2	6	169	28	61	28
	100.0	6.9	0.6	1.9	0.9	53.0	8.8	19.1	8.9
	188	6	1	4	2	84	19	39	13
	100.0	3.2	0.5	2.4	1.2	50.0	11.2	23.2	7.7

表 15 買物利用店の良い点 (食品)

買物利用店の良い点 (食品) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	買物利用店の良い点 (食品)							
	合計	品揃えが良い	駅から近い	安い	店員に気兼ねがない	配達サービスがある	解度が良い	安全、信用できる
地区タイプ	合計	654	399	393	221	82	7	228
	100.0	61.0	60.1	33.8	12.5	1.1	0.2	34.9
	中心市街地	170	69	102	60	31	3	71
	100.0	40.6	60.0	35.3	18.2	1.8	0.2	41.8
	麻生地区	313	154	203	115	25	2	85
	100.0	49.2	64.9	36.7	8.0	0.6	0.2	27.4
	171	86	95	46	26	2	2	60
	100.0	50.3	55.5	26.9	15.2	1.2	0.2	35.1

駐車場がある、または大きい	流行に敏感である	交通が便利	買い物以外にも楽しめる	その他
313	-	49	44	10
47.9	-	7.5	6.7	1.5
62	-	16	4	1
36.5	-	9.4	4.7	0.6
152	-	21	20	5
48.9	-	6.3	6.4	1.6
89	-	12	16	4
57.9	-	7.0	9.4	2.3

表 16 買物利用店の悪い点 (食品)

買物利用店の悪い点 (食品) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	買物利用店の悪い点 (食品)							
	合計	品揃えが悪い	駅から遠い	高価	店員に気兼ねがない	配達サービスが悪い	解袋が悪い	安全性に疑問がある
合計	397	104	82	111	18	62	101	80
100.0	26.2	20.7	20.6	28.0	4.5	15.6	25.4	20.2
地区タイプ	115	31	24	32	9	21	26	24
100.0	26.7	20.9	27.8	27.8	7.8	18.3	22.6	20.9
中心市街地	181	43	39	51	4	26	45	37
100.0	23.8	21.5	21.5	28.2	2.2	14.4	24.9	20.4
商業地区	101	28	19	28	3	15	30	19
100.0	27.7	18.8	18.8	27.7	3.0	14.9	29.7	18.8
新規地区								

駐車場が無い、または小さい	流行遅れである	交通が不便	買物以外の楽しみがない	その他
50	11	42	114	19
14.9	2.8	10.6	28.7	3.0
20	5	8	36	5
17.4	4.3	7.0	31.3	2.6
28	4	22	46	6
15.5	2.2	12.2	25.4	2.8
11	2	12	32	4
10.9	2.0	11.9	31.7	4.0

表 17 現在の主な買物店 (家具)

現在の主な買物店 (家具) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	現在の主な買物店 (家具)								
	合計	近所の個人店	津市中心市街地の個人店	津市中心市街地以外の個人店	津市外の個人店	近所の大型店	津市中心市街地の大型店	津市中心市街地以外の大型店	津市外の大型店
合計	615	17	14	23	8	88	138	222	97
100.0	2.8	2.3	3.7	3.7	1.3	15.9	22.1	36.1	15.8
地区タイプ	159	9	5	8	1	14	34	72	13
100.0	5.7	3.1	5.7	5.7	0.6	8.8	21.4	45.3	8.4
中心市街地	300	6	5	10	4	86	89	94	40
100.0	2.0	1.7	3.3	3.3	1.3	22.0	23.0	31.1	15.1
商業地区	156	2	4	3	1	18	33	56	38
100.0	1.3	2.6	2.6	1.9	1.1	11.5	21.2	35.9	23.1
新規地区									

表 18 買物利用店の良い点 (家具)

買物利用店の良い点 (家具) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	買物利用店の良い点 (家具)							
	合計	品揃えが良い	駅から近い	安い	店員に気兼ねがない	配達サービスがある	解袋が良い	
合計	551	230	132	124	84	160		
100.0	59.8	24.0	22.5	15.2	29.0	0.2		
地区タイプ	148	74	26	34	31	36		
100.0	50.0	17.6	23.0	20.9	24.3	0.7		
中心市街地	260	132	84	65	30	74		
100.0	50.8	32.3	25.0	11.5	28.5			
商業地区	143	74	22	25	23	50		
100.0	51.7	15.4	17.5	16.1	35.0			
新規地区								

安全、信用できる	駐車場がある、または大きい	流行に敏感である	交通が便利	買物以外にも楽しめる	その他
124	292	29	57	58	14
22.5	53.0	5.3	9.6	10.5	2.6
36	84	8	15	15	3
24.3	56.8	5.4	10.1	10.1	2.0
59	130	11	19	22	6
22.7	50.0	4.2	7.3	8.5	1.9
29	76	10	19	21	6
20.3	54.5	7.0	13.3	14.7	4.2

表 19 買物利用店の悪い点 (家具)

買物利用店の悪い点 (家具) × 地区タイプ

上段:度数 下段:%	買物利用店の悪い点 (家具)							
	合計	品揃えが悪い	駅から遠い	高価	店員に気兼ねがない	配達サービスが悪い	解袋が悪い	安全性に疑問がある
合計	373	96	143	126	56	30	3	16
100.0	25.7	38.3	37.9	33.8	15.0	8.0	0.8	4.3
地区タイプ	117	34	54	37	19	9		2
100.0	29.1	46.2	31.6	16.2	6.8			1.7
中心市街地	164	34	58	59	22	15	1	14
100.0	20.7	35.4	35.4	13.4	9.1	0.8		8.5
商業地区	82	28	31	31	15	7	2	
100.0	30.4	32.7	32.7	18.3	7.6	2.2		
新規地区								

駐車場が無い、または小さい	流行遅れである	交通が不便	買物以外の楽しみがない	その他
57	39	58	83	19
15.3	10.5	15.5	24.9	4.8
14	17	16	39	2
12.0	14.5	13.7	25.6	1.7
30	17	28	40	8
18.3	10.4	15.9	24.4	4.9
13	5	16	23	6
14.3	5.4	17.4	25.0	8.7

表 20 現在の主な買物店（日用雑貨）

現在の主な買物店（日用雑貨）× 地区タイプ

上段: 度数 下段: %	現在の主な買物店（日用雑貨）								
	合計	近所の個人店	堺市中心市街地 の個人店	堺市中心市街地 以外の個人店	堺市外の個人店	近所の大型店	堺市中心市街地 の大型店	堺市中心市街地 以外の大型店	その他
合計	654	49	7	8	1	275	85	184	87
100.0	7.5	1.1	1.2	0.2	41.9	13.0	28.0	10.2	
地区タイプ									
合計	173	27	4	-	-	52	34	50	6
100.0	15.6	2.3	-	-	-	30.1	19.7	28.9	3.5
中心市街地	314	17	2	5	-	151	33	62	44
100.0	5.4	0.6	1.8	-	-	48.1	10.5	19.7	14.0
圏外地区	159	5	3	1	1	72	18	52	17
100.0	3.0	0.6	1.8	0.6	0.6	42.6	10.7	30.8	10.1
新規地区									

表 21 買物利用店の良い点（日用雑貨）

買物利用店の良い点（日用雑貨）× 地区タイプ

上段: 度数 下段: %	買物利用店の良い点（日用雑貨）								
	合計	品揃えが良い	家から近い	安い	店員に気遣いが ない	配達サービスが ある	解度が良い	安全、借用品が ある	駐車場がある、 または大きい
合計	656	347	328	262	125	6	3	81	314
100.0	55.4	52.4	41.9	20.0	1.0	0.5	0.7	9.7	50.2
地区タイプ									
合計	167	86	74	67	51	5	3	25	47
100.0	51.5	44.3	40.1	30.5	3.0	1.8	1.5	15.0	40.1
中心市街地	281	172	169	124	38	1	-	23	150
100.0	59.1	58.1	42.6	13.1	0.3	-	-	7.9	51.5
圏外地区	168	89	85	71	36	-	-	19	87
100.0	53.0	50.6	42.3	21.4	-	-	-	7.7	57.7
新規地区									

流行に追随である	交通が便利	買物以外にも 楽しめる	その他
14	58	79	7
2.2	9.4	12.6	1.1
5	17	22	1
3.0	10.2	13.2	1.8
6	28	32	2
2.1	9.6	11.0	0.7
3	14	25	2
1.8	6.3	14.9	1.2

表 22 買物利用店の悪い点（日用雑貨）

買物利用店の悪い点（日用雑貨）× 地区タイプ

上段: 度数 下段: %	買物利用店の悪い点（日用雑貨）							
	合計	品揃えが悪い	家から遠い	高価	店員に気遣いが ある	配達サービスが ない	解度が悪い	安全性に疑問がある
合計	355	125	103	99	23	46	4	17
100.0	35.2	29.0	27.9	6.5	13.0	1.1	4.8	
地区タイプ								
合計	106	40	29	33	9	16	1	6
100.0	37.7	27.4	31.1	8.5	15.1	0.9	5.7	
中心市街地	182	54	48	43	9	19	2	8
100.0	33.3	30.2	26.5	5.6	11.7	1.8	5.6	
圏外地区	87	31	25	23	5	11	2	
100.0	35.6	28.7	26.4	5.7	12.6	-	2.3	
新規地区								

駐車場が無い、ま たは小さい	流行遅れである	交通が不便	買物以外の楽し みが無い	その他
57	37	49	124	19
16.1	10.4	13.8	34.8	5.4
18	14	9	43	5
17.0	13.2	8.5	40.6	4.7
30	16	24	54	6
18.5	9.9	14.8	33.3	3.7
9	7	16	27	8
10.3	8.0	18.4	31.0	8.2

表 23-1 中心市街地環境の評価（道路の本数幅員）

都市基盤（道路の本数や幅員）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%		都市基盤（道路の本数や幅員）			
		合計	十分	どちらとも言いえない	不十分
地区タイプ	合計	688	173	322	193
		100.0	25.1	46.8	28.1
	中心市街地	182	62	89	31
		100.0	34.1	48.9	17.0
	臨海地区	329	76	144	109
	100.0	23.1	43.8	33.1	
新規地区	177	35	89	53	
	100.0	19.8	50.3	29.9	

表 23-2 中心市街地環境の評価（公園緑地）

都市基盤（公園緑地）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%		都市基盤（公園緑地）			
		合計	十分	どちらとも言いえない	不十分
地区タイプ	合計	679	104	269	306
		100.0	15.3	39.6	45.1
	中心市街地	181	37	89	75
		100.0	20.4	38.1	41.4
	臨海地区	323	43	133	147
	100.0	13.3	41.2	45.5	
新規地区	175	24	67	84	
	100.0	13.7	38.3	48.0	

表 23-3 中心市街地環境の評価（歩行者路）

都市基盤（歩行者路）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%		都市基盤（歩行者路）			
		合計	十分	どちらとも言いえない	不十分
地区タイプ	合計	688	184	278	226
		100.0	26.7	40.4	31.4
	中心市街地	183	66	60	57
		100.0	36.1	32.8	31.1
	臨海地区	329	80	147	102
	100.0	24.3	44.7	31.0	
新規地区	176	48	71	57	
	100.0	27.3	40.3	32.4	

表 23-4 中心市街地環境の評価（バリアフリー）

都市基盤（バリアフリー）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%		都市基盤（バリアフリー）			
		合計	十分	どちらとも言いえない	不十分
地区タイプ	合計	681	27	288	346
		100.0	4.1	42.4	53.5
	中心市街地	176	10	78	88
		100.0	5.7	44.3	50.0
	臨海地区	314	11	149	154
	100.0	3.5	47.5	49.0	
新規地区	171	6	61	104	
	100.0	3.5	35.7	60.8	

表 23-5 中心市街地環境の評価（市街地再開発）

都市基盤（市街地再開発）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%		都市基盤（市街地再開発）			
		合計	十分	どちらとも言いえない	不十分
地区タイプ	合計	670	25	270	375
		100.0	3.7	40.3	56.0
	中心市街地	177	6	72	99
		100.0	3.4	40.7	55.9
	臨海地区	315	14	133	168
	100.0	4.4	42.2	53.3	
新規地区	178	5	65	108	
	100.0	2.8	36.5	60.7	

表 23-6 中心市街地環境の評価（土地区画整理）

都市基盤（土地区画整理）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%		都市基盤（土地区画整理）			
		合計	十分	どちらとも言いえない	不十分
地区タイプ	合計	642	53	334	275
		100.0	8.0	50.5	41.5
	中心市街地	176	25	89	62
		100.0	14.2	50.0	35.2
	臨海地区	311	21	155	135
	100.0	6.8	49.8	43.4	
新規地区	175	7	90	78	
	100.0	4.0	51.4	44.6	

表 23-7 中心市街地環境の評価（街道沿い等の歴史的景観）

景観（街道沿い等の歴史的景観）× 地区タイプ

	上段:度數 下段:%	景観（街道沿い等の歴史的景観）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	678	54	359	265
		100.0	8.0	52.9	39.2
	中心市街地	183	15	94	74
		100.0	8.2	51.4	40.4
	臨海地区	321	28	178	115
	100.0	8.7	55.5	35.8	
新規地区	175	11	87	77	
	100.0	6.3	49.7	44.0	

表 23-8 中心市街地環境の評価（アスト津のような新しい都市景観）

景観（アスト津のような新しい都市景観）× 地区タイプ

	上段:度數 下段:%	景観（アスト津のような新しい都市景観）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	680	118	378	184
		100.0	17.4	55.6	27.1
	中心市街地	180	29	93	58
		100.0	16.1	51.7	32.2
	臨海地区	325	64	184	77
	100.0	19.7	56.6	23.7	
新規地区	175	25	101	49	
	100.0	14.3	57.7	28.0	

表 23-9 中心市街地環境の評価（町並景観の形成）

景観（町並み景観の形成）× 地区タイプ

	上段:度數 下段:%	景観（町並み景観の形成）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	481	42	354	285
		100.0	8.2	52.0	41.9
	中心市街地	181	12	89	80
		100.0	6.6	48.1	44.2
	臨海地区	322	21	172	129
	100.0	6.5	53.4	40.1	
新規地区	178	9	93	76	
	100.0	5.1	52.2	42.7	

表 23-10 中心市街地環境の評価（商店の集積度）

商業（商店の集積度）× 地区タイプ

	上段:度數 下段:%	商業（商店の集積度）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	678	26	262	390
		100.0	3.8	38.6	57.5
	中心市街地	183	5	88	100
		100.0	2.8	37.6	59.7
	臨海地区	322	14	143	165
	100.0	4.3	44.4	51.2	
新規地区	175	7	51	117	
	100.0	4.0	29.1	66.9	

表 23-11 中心市街地環境の評価（時流に合った商業経営）

商業（時流に合った商業経営）× 地区タイプ

	上段:度數 下段:%	商業（時流に合った商業経営）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	686	16	228	442
		100.0	2.3	33.2	64.4
	中心市街地	184	3	52	129
		100.0	1.6	28.3	70.1
	臨海地区	325	10	191	185
	100.0	3.1	40.3	56.7	
新規地区	178	3	45	128	
	100.0	1.7	25.0	72.7	

表 23-12 中心市街地環境の評価（商店街の近代化）

商業（商店街の近代化）× 地区タイプ

	上段:度數 下段:%	商業（商店街の近代化）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	685	28	294	465
		100.0	3.7	29.4	66.9
	中心市街地	184	4	52	128
		100.0	2.2	28.3	69.6
	臨海地区	333	18	198	207
	100.0	5.4	32.4	62.2	
新規地区	178	4	44	130	
	100.0	2.2	24.7	73.0	

表 23-13 中心市街地環境の評価（バス等の公共交通）

交通（バス等の公共交通）×地区タイプ

上段:度数 下段:%	交通（バス等の公共交通）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
地区タイプ	合計	887	174	286	227
		100.0	25.3	41.6	33.0
	中心市街地	182	60	71	51
		100.0	33.0	39.0	28.0
	集落地区	327	80	145	102
		100.0	24.5	44.3	31.2
	新規地区	178	34	70	74
		100.0	19.1	39.3	41.6

表 23-14 中心市街地環境の評価（自転車道路）

交通（自転車道路）×地区タイプ

上段:度数 下段:%	交通（自転車道路）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
地区タイプ	合計	684	87	287	300
		100.0	12.7	43.4	43.9
	中心市街地	182	32	80	70
		100.0	17.5	44.0	38.5
	集落地区	325	38	154	133
		100.0	11.7	47.4	40.9
	新規地区	177	17	63	87
		100.0	9.6	35.6	54.8

表 23-15 中心市街地環境の評価（公共駐車場）

交通（公共駐車場）×地区タイプ

上段:度数 下段:%	交通（公共駐車場）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
地区タイプ	合計	696	39	180	477
		100.0	5.6	25.9	68.5
	中心市街地	184	10	64	110
		100.0	5.4	34.8	59.8
	集落地区	332	18	174	240
		100.0	5.4	22.3	72.3
	新規地区	180	11	42	127
		100.0	6.1	23.3	70.6

表 23-16 中心市街地環境の評価（官公庁の集積度）

行政機関（官公庁の集積度）×地区タイプ

上段:度数 下段:%	行政機関（官公庁の集積度）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
地区タイプ	合計	654	121	388	155
		100.0	18.5	59.3	22.2
	中心市街地	174	38	89	35
		100.0	22.4	56.9	20.7
	集落地区	308	50	192	66
		100.0	16.2	62.3	21.4
	新規地区	172	32	107	33
		100.0	18.6	62.2	19.2

表 23-17 中心市街地環境の評価（図書館）

文化、教養（図書館）×地区タイプ

上段:度数 下段:%	文化、教養（図書館）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
地区タイプ	合計	678	286	292	101
		100.0	42.1	43.0	14.9
	中心市街地	181	70	78	33
		100.0	38.7	43.1	18.2
	集落地区	322	140	143	39
		100.0	43.5	44.4	12.1
	新規地区	175	76	71	28
		100.0	43.2	40.3	16.5

表 23-18 中心市街地環境の評価（博物館）

文化、教養（博物館）×地区タイプ

上段:度数 下段:%	文化、教養（博物館）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
地区タイプ	合計	674	158	339	178
		100.0	23.1	50.3	26.6
	中心市街地	178	36	89	53
		100.0	20.2	50.0	29.8
	集落地区	321	82	173	66
		100.0	25.5	53.9	20.6
	新規地区	175	38	77	60
		100.0	21.7	44.0	34.3

表 23-19 中心市街地環境の評価（美術館）

上限:点数 下限:%		文化、教養（美術館） × 地区タイプ			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	679	256	315	108
		100.0	38.0	46.4	15.6
	中心市街地	178	62	87	29
		100.0	34.8	48.9	16.3
	臨海地区	323	130	158	35
	100.0	40.2	48.9	10.8	
新規地区	178	64	70	42	
	100.0	37.1	39.3	23.6	

表 23-20 中心市街地環境の評価（劇場）

上限:点数 下限:%		文化、教養（劇場） × 地区タイプ			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	676	117	282	277
		100.0	17.3	41.7	41.0
	中心市街地	179	20	74	85
		100.0	11.2	41.3	47.5
	臨海地区	320	61	128	121
	100.0	19.1	43.1	37.8	
新規地区	177	36	70	71	
	100.0	20.3	39.5	40.1	

表 23-21 中心市街地環境の評価（体育館）

上限:点数 下限:%		文化、教養（体育館） × 地区タイプ			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	874	100	305	269
		100.0	14.8	45.3	39.9
	中心市街地	178	17	79	82
		100.0	9.6	44.4	45.1
	臨海地区	323	80	146	117
	100.0	24.8	45.2	29.2	
新規地区	173	23	80	70	
	100.0	13.3	46.2	40.5	

表 23-22 中心市街地環境の評価（競技場）

上限:点数 下限:%		文化、教養（競技場） × 地区タイプ			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	689	72	300	297
		100.0	10.8	44.8	44.4
	中心市街地	175	11	77	87
		100.0	6.3	44.0	49.7
	臨海地区	322	44	151	127
	100.0	13.7	46.9	39.4	
新規地区	172	17	72	83	
	100.0	9.9	41.9	48.3	

表 23-23 中心市街地環境の評価（プール）

上限:点数 下限:%		文化、教養（プール） × 地区タイプ			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	675	76	273	326
		100.0	11.3	40.4	48.3
	中心市街地	178	15	75	88
		100.0	8.4	42.1	49.4
	臨海地区	323	40	137	146
	100.0	12.4	42.4	45.2	
新規地区	174	21	61	92	
	100.0	12.1	35.1	52.8	

表 23-24 中心市街地環境の評価（治安）

上限:点数 下限:%		安全性（治安） × 地区タイプ			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	686	102	438	146
		100.0	14.9	63.6	21.5
	中心市街地	181	20	118	43
		100.0	11.0	65.2	23.8
	臨海地区	328	80	199	69
	100.0	24.3	60.7	15.0	
新規地区	177	22	119	34	
	100.0	12.4	67.2	20.3	

表 23-25 中心市街地環境の評価（地震等の防災対策）

安全性（地震等の防災対策）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	安全性（地震等の防災対策）			
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分
合計	686	24	397	265
	100.0	1.5	57.9	38.6
地区タイプ				
中心市街地	186	6	112	67
	100.0	3.2	60.8	36.0
集落地区	324	12	183	129
	100.0	3.7	56.5	39.8
新規地区	176	6	101	69
	100.0	3.4	57.4	39.2

表 23-26 中心市街地環境の評価（救急等の出動態勢）

安全性（救急等の出動態勢）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	安全性（救急等の出動態勢）			
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分
合計	677	127	436	114
	100.0	18.6	64.4	16.8
地区タイプ				
中心市街地	176	41	109	26
	100.0	23.3	61.9	14.8
集落地区	326	59	214	53
	100.0	18.1	65.6	16.2
新規地区	175	27	112	35
	100.0	15.4	64.6	20.0

表 23-27 中心市街地環境の評価（人口集積）

人口（人口集積）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	人口（人口集積）			
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分
合計	674	60	446	168
	100.0	8.9	66.2	24.9
地区タイプ				
中心市街地	178	14	102	59
	100.0	7.8	59.0	33.2
集落地区	320	35	222	63
	100.0	10.9	69.4	19.7
新規地区	176	11	119	48
	100.0	6.3	67.6	26.1

表 23-28 中心市街地環境の評価（バランスのある人口構成）

人口（バランスのある人口構成）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	人口（バランスのある人口構成）			
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分
合計	671	37	437	197
	100.0	5.5	65.1	29.4
地区タイプ				
中心市街地	177	7	99	71
	100.0	4.0	55.4	40.7
集落地区	319	22	234	63
	100.0	6.9	73.4	19.7
新規地区	175	8	105	62
	100.0	4.6	60.0	35.4

表 23-29 中心市街地環境の評価（官公庁のサービス）

サービス（官公庁のサービス）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	サービス（官公庁のサービス）			
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分
合計	686	73	410	203
	100.0	10.6	59.8	29.6
地区タイプ				
中心市街地	184	23	110	51
	100.0	12.5	59.8	27.7
集落地区	325	39	212	75
	100.0	11.7	65.2	23.1
新規地区	177	12	98	77
	100.0	6.8	49.7	43.5

表 23-30 中心市街地環境の評価（商業サービス）

サービス（商業サービス）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	サービス（商業サービス）			
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分
合計	680	28	410	242
	100.0	4.1	60.3	35.6
地区タイプ				
中心市街地	182	7	112	63
	100.0	3.8	61.5	34.6
集落地区	322	16	206	100
	100.0	5.0	64.0	31.1
新規地区	176	5	92	79
	100.0	2.8	52.3	44.9

表 23-31 中心市街地環境の評価（福祉サービス）

サービス（福祉サービス）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	サービス（福祉サービス）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
合計	889	52	380	257	
	100.0	7.5	55.2	37.3	
地区タイプ	中心市街地	181	10	109	62
		100.0	5.5	60.2	34.3
	風落地区	330	36	185	109
		100.0	10.9	56.1	32.0
新規地区	178	6	88	86	
	100.0	3.4	48.3	48.3	

表 23-32 中心市街地環境の評価（高等学校の数）

教育機関（高等学校の数）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	教育機関（高等学校の数）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
合計	876	282	303	81	
	100.0	41.7	44.8	13.5	
地区タイプ	中心市街地	174	88	66	20
		100.0	50.6	37.9	11.5
	風落地区	328	143	140	43
		100.0	43.9	42.9	13.2
新規地区	174	51	97	28	
	100.0	29.0	55.1	15.9	

表 23-33 中心市街地環境の評価（大学等の高等教育機関）

教育機関（大学等の高等教育機関）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	教育機関（大学等の高等教育機関）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
合計	662	141	320	201	
	100.0	21.3	48.3	30.4	
地区タイプ	中心市街地	170	36	83	51
		100.0	21.2	48.8	30.0
	風落地区	318	78	154	86
		100.0	24.5	48.4	27.0
新規地区	174	27	83	64	
	100.0	15.5	47.7	36.8	

表 23-34 中心市街地環境の評価（公的研究機関）

教育機関（公的研究機関）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	教育機関（公的研究機関）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
合計	660	58	404	197	
	100.0	8.9	61.2	29.8	
地区タイプ	中心市街地	172	15	97	40
		100.0	8.7	56.4	24.9
	風落地区	318	31	203	84
		100.0	9.7	63.8	26.4
新規地区	170	13	104	53	
	100.0	7.6	61.2	31.2	

表 23-35 中心市街地環境の評価（民間研究機関）

教育機関（民間研究機関）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	教育機関（民間研究機関）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
合計	658	40	410	208	
	100.0	6.1	62.3	31.6	
地区タイプ	中心市街地	172	6	102	64
		100.0	3.5	59.3	37.2
	風落地区	318	28	199	89
		100.0	8.9	63.0	28.2
新規地区	170	6	109	55	
	100.0	3.5	64.1	32.4	

表 23-36 中心市街地環境の評価（IT産業）

新産業（IT産業）× 地区タイプ

上段:度数 下段:%	新産業（IT産業）				
	合計	十分	どちらとも言えない	不十分	
合計	657	13	387	257	
	100.0	2.0	58.9	39.1	
地区タイプ	中心市街地	171	2	99	71
		100.0	1.2	57.3	41.5
	風落地区	308	8	197	103
		100.0	2.6	64.0	33.4
新規地区	178	3	92	83	
	100.0	1.7	51.7	46.6	

表 23-37 中心市街地環境の評価（その他の新産業）

上段:度数 下段:%		新産業（その他の新産業）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	666	16	356	284
		100.0	2.4	54.2	43.4
	中心市街地	170	3	88	79
		100.0	1.8	51.8	46.5
	集落地区	312	11	181	120
		100.0	3.5	58.0	38.5
新規地区	174	2	84	86	
	100.0	1.2	49.7	49.1	

表 23-38 中心市街地環境の評価（日照条件）

上段:度数 下段:%		環境資源（日照条件）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	663	227	362	74
		100.0	34.2	54.6	11.2
	中心市街地	175	63	89	23
		100.0	36.0	50.9	13.1
	集落地区	312	104	173	35
		100.0	33.3	55.4	11.2
新規地区	174	60	100	16	
	100.0	34.1	56.8	9.1	

表 23-39 中心市街地環境の評価（空気の浄化）

上段:度数 下段:%		環境資源（空気の浄化）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	643	133	382	138
		100.0	20.1	59.1	20.8
	中心市街地	177	36	102	39
		100.0	20.3	57.6	22.0
	集落地区	312	64	189	59
		100.0	20.5	60.6	18.9
新規地区	174	33	101	40	
	100.0	19.0	58.0	23.0	

表 23-40 中心市街地環境の評価（緑環境）

上段:度数 下段:%		環境資源（緑環境）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	688	124	324	220
		100.0	18.6	48.5	32.9
	中心市街地	175	31	82	62
		100.0	17.7	46.9	35.4
	集落地区	319	64	147	88
		100.0	20.1	52.4	27.6
新規地区	174	29	75	70	
	100.0	16.7	43.1	40.2	

表 23-41 中心市街地環境の評価（河川海の水質対策）

上段:度数 下段:%		環境資源（河川海の水質対策）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	670	32	298	342
		100.0	4.8	44.2	51.0
	中心市街地	175	9	84	82
		100.0	5.1	48.0	46.9
	集落地区	318	16	132	170
		100.0	5.0	41.5	52.5
新規地区	177	7	80	90	
	100.0	4.0	45.2	50.8	

表 23-42 中心市街地環境の評価（下水処理対策）

上段:度数 下段:%		環境資源（下水処理対策）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	677	76	278	323
		100.0	11.2	41.1	47.7
	中心市街地	179	43	76	60
		100.0	24.0	42.5	33.5
	集落地区	323	20	118	185
		100.0	6.2	36.5	57.3
新規地区	175	13	84	78	
	100.0	7.4	48.0	44.6	

表 23-43 中心市街地環境の評価（ごみ処理対策）

環境資源（ごみ処理対策）× 地区タイプ

	上段: 度數 下段: %	環境資源（ごみ処理対策）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	680	84	341	255
		100.0	12.4	50.1	37.5
	中心市街地	181	36	94	51
		100.0	19.9	51.9	28.2
	圏外地区	324	32	156	136
	100.0	9.9	48.1	42.0	
新規地区	175	16	91	68	
	100.0	9.1	52.0	38.9	

表 23-44 中心市街地環境の評価（リサイクルエネルギー対策）

環境資源（リサイクルエネルギー対策）× 地区タイプ

	上段: 度數 下段: %	環境資源（リサイクルエネルギー対策）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	663	35	353	275
		100.0	5.3	53.2	41.5
	中心市街地	174	13	99	62
		100.0	7.5	56.9	35.6
	圏外地区	312	15	162	135
	100.0	4.8	51.9	43.3	
新規地区	177	7	92	78	
	100.0	4.0	52.0	44.1	

表 23-45 中心市街地環境の評価（市街地高層住宅）

住宅（市街地高層住宅）× 地区タイプ

	上段: 度數 下段: %	住宅（市街地高層住宅）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	663	88	450	127
		100.0	13.0	67.9	19.2
	中心市街地	171	21	119	31
		100.0	12.3	67.3	20.5
	圏外地区	315	39	220	56
	100.0	12.4	69.8	17.8	
新規地区	177	28	115	34	
	100.0	14.7	65.0	20.3	

表 23-46 中心市街地環境の評価（一戸建て住宅）

住宅（一戸建て住宅）× 地区タイプ

	上段: 度數 下段: %	住宅（一戸建て住宅）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	873	126	483	84
		100.0	14.3	55.3	12.5
	中心市街地	175	29	117	29
		100.0	16.5	66.9	16.6
	圏外地区	320	63	223	34
	100.0	19.7	69.7	10.6	
新規地区	178	34	123	21	
	100.0	19.1	69.1	11.8	

表 23-47 中心市街地環境の評価（低層集合住宅）

住宅（低層集合住宅）× 地区タイプ

	上段: 度數 下段: %	住宅（低層集合住宅）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	661	58	506	97
		100.0	8.8	76.6	14.7
	中心市街地	171	16	125	30
		100.0	9.4	73.1	17.5
	圏外地区	314	28	246	38
	100.0	8.9	78.0	12.1	
新規地区	176	14	153	29	
	100.0	8.0	75.6	16.5	

表 23-48 中心市街地環境の評価（公営住宅）

住宅（公営住宅）× 地区タイプ

	上段: 度數 下段: %	住宅（公営住宅）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	670	67	449	154
		100.0	10.0	67.0	23.0
	中心市街地	176	15	108	53
		100.0	8.5	61.4	30.1
	圏外地区	318	33	223	62
	100.0	10.4	70.1	19.5	
新規地区	176	19	118	39	
	100.0	10.8	67.0	22.2	

表 23-49 中心市街地環境の評価（民間住宅）

上段：度数 下段：%		住宅（民間住宅）			
		合計	十分	どちらとも言えない	不十分
地区タイプ	合計	665	84	497	84
		100.0	12.6	74.7	12.6
	中心市街地	172	74	120	28
		100.0	42.5	69.8	16.3
	臨海地区	318	40	242	36
	100.0	12.6	76.1	11.3	
新規地区	175	20	135	20	
	100.0	11.4	77.1	11.4	

表 24 津市中心市街地活性化方針

現在の津市中心市街地の活性化について、考えに近いもの × 地区タイプ

上段：度数 下段：%		現在の津市中心市街地の活性化について、考えに近いもの				
		合計	地方中心部市街地の中心市街地として再生させるべき	中心市街地の多角分断の一つとして、再生すべき	郊外部の発展の一方、中心市街地は衰退しても構わない	その他
地区タイプ	合計	694	363	267	61	23
		100.0	52.3	37.0	7.3	3.3
	中心市街地	180	114	61	9	2
		100.0	63.3	32.8	4.8	1.1
	臨海地区	333	160	129	30	14
	100.0	48.0	38.7	9.0	4.2	
新規地区	175	89	67	12	7	
	100.0	50.9	38.3	6.9	4.0	

表 25 津市中心市街地再生テーマ

津市中心市街地の再生テーマとして × 地区タイプ

上段：度数 下段：%		津市中心市街地の再生テーマとして				
		合計	伝統や歴史性を再現する	行政サービスを中心とした機能重視する	映画や劇場、音楽などのアミューズメント機能を重視する	文化、娯楽（図書館、美術館）の機能を重視する
地区タイプ	合計	680	321	248	285	209
		100.0	47.2	36.5	41.9	30.7
	中心市街地	183	84	70	63	51
		100.0	45.9	38.3	34.4	27.9
	臨海地区	324	170	120	140	84
	100.0	52.5	37.0	45.7	28.0	
新規地区	173	67	58	74	64	
	100.0	38.7	33.5	42.8	37.0	

住宅機能を強化し、人口定着をはかる	商業サービスを重視する	民間産業機能を重視する	その他
176	385	110	34
25.9	56.6	16.2	5.0
84	119	28	5
37.2	65.0	15.3	2.7
72	164	48	17
22.2	50.6	14.8	5.2
38	102	34	12
20.8	59.0	19.7	6.9

ブラジルにおける労使関係と労働市場

尾崎 正利

1. はじめに

ブラジルの労使関係は、1943年「統合労働法」(Consolidação das Leis do Trabalho, CLT)の規律するところによるが、幾度かのクーデターによる政権交代とそれに伴う労働政策の変更の中で、現在ある労使関係が形成されてきた。

ブラジル労働法の歴史は、オクタヴィオ・ブエノ・マガノ氏¹によれば、①1822年9月7日の独立から1888年5月31日の奴隷制廃止までの君主制自由主義、②1889年11月15日の共和制宣言から1930年の「バルガス革命」までの共和制自由主義、③1930年から1989年の終わりまでの干渉主義、④1990年以降の新自由主義に区分される。現在施行中の「統合労働法」は、この3番目の時期、1943年5月1日付政令第5452号により公布され、同年11月10日から施行された包括的な制定法で、その基本的な考え方は、バルガス政権を支えた「新国家主義」の下、1927年イタリアファシズムにおける「労働憲章」のコーポラティズムである。それは、1937年のクーデターによる新憲法が、1934年憲法における労働基本権の保障を引き継いだものの、国家管理の下での単一組合システムを導入し、組合税を創設し、ストライキ及びロックアウトを禁止するなど、強度の協調主義的な国家干渉を労使関係にもたらすことになった事情を反映したことによる。

このコーポラティズムの考え方は、労使に対して団体結成にかかわりなく、全員から税としての性格を持つ組合費を徴収し、政府に協力し、労働争議の和解を講じる義務などを課している点にその神髄が表現されている。さらに長期間にわたりストライキが禁止され、労働争議に対する司法機関の積極的関与を定めるなど、ブラジルの労働政策の特徴として、「過度の保護と抑制」を指摘することが出来よう²。しかし1990年代には、コロール政権の下、家父長主義的慣行からの転換が表明され、労使双方による調整メカニズム優先への方向が示された³。しかしながらコロール大統領が弾劾により失脚し、その具体的改革までには至っていないのが、現在の労使関係と云えよう。

本稿は、そうしたブラジル労使関係の構造的特徴をも踏まえながら、次の点に着目するのである。すなわち、企業ベース組合を単位組合としながらも、産別及びその連合組織が確固たる交渉権限と強い交渉力を発揮する点であり、この側面は、「統合労働法」における家父長的保護主義の思わぬ成果ではないだろうか。さらに「統合労働法」は、「類似又は関連の活動を業とする者の経済的利益の連帯」を産業部門の基本的な社会的紐帯である(511条1項)、と高らかに宣言する。こ

の規定は中央労組であるフォルサ・シンジカルが産別の壁を越えて、組合員資格の有無も越えて失業者救済事業を展開するとき、「類似又は関連の活動を業とする者」は「労働者」に置き換えられ、労働者の連帯へと進化しつつあると思われる。この規定は労使の団体に共通であるから、当然ながら、産業部門における労使の連帯をも意味すると理解されなければならない。ヨーロッパ的な労働組合主義を標榜していると云われるブラジル労働組合組織が、どのようにして伝統的な「コーポラティズム」の殻を破り「ネオ・コーポラティズム」へ移行をするのか、企業ベース組合の産別化を目指している日本の労働組合組織にとっても参考になる点が多いと考える。

2. 組合組織の構造と交渉システム

ブラジルにおける労働組合及び使用者団体は、統合労働法第5編の詳細な規定の下で、企業レベル、産業レベル、地域レベル、中央レベルにそれぞれ存在する。統合労働法511条は次のように定めている。「使用者、労働者、自営業者若しくは自営労働者、自由職業など、それぞれ、同一活動若しくは職業、または類似若しくは関連の活動若しくは職業を行う全ての者が、その経済的利益または職業的利益の調査、防衛及び統制の目的で、団結することは適法とする」⁴として、610条までその組織についての詳細な規定を設け、さらに組合の政治的活動を事実上禁止する各種の条件を組合承認及び資格授与の際に課し(第2節521条)ている。後者の義務は現在、それを含む組合承認及び資格授与すべてが連邦憲法⁵により削除されており、やや緩和されたものの、国家介入の極めて濃厚な立法である。

1964年の軍事クーデターは、ブラジル経済の安定を徐々に確保したが、その際の国家による強い組合統制が緩和されていき、その結果統制的側面が除去され、基本的には保護主義的な側面が極めて濃厚な立法となった。組合の構成は、事実上企業ベースで設立された組合⁶が、その所属する産業部門または職業の種類ごとに分類されなければならない(570条)それを表す名称を組合名に付することを求められる(572条)。これら企業ベース組合は、「同一の経済活動における雇用状況での、又は、類似若しくは関連の経済活動における、共通の職業若しくは労働から生じる生活条件の類似性は、職業部門として理解される要素的な社会的表現を構成する」(511条2項)との原則の下に、5以上の組合による組合連合として、産業別組織を設立し、加入する権限が認められ(534条)、さらに3以上の産別組合による総連合組織を設立することができる(535条)⁷。

労働組合組織は、統一労働法に従って各州の主要な経済地帯ごとに産業別組織を設立されているが、各単位労組の集合離散が激しいとされている。また中央組織として、代表的なものとして、中央労働者労組(CUT)、及び労働組合評議会(フォルサ・シンジカルFS)がある。この両者が今回の大統領選挙をめぐる対立したことは記憶に新しい。しかし下部組織は必ずしも中央労組の決定には従わず、混乱したように⁸、中央の統制力は低下していると云われている。この両中央組合に参加する組合数及び組合員数については、1990年にIBGEが調査して以来公式の調査はなかったが、IBGEが2001年に久しぶりに調査を行い、2002年になって公表されたものがある。それ

によると、組合数は、1990年調査で7,612組合、2001年調査で11,354組合、労働組合に加入している全組合員数は、1990年で15,400万人、2001年で19,600万人、経済活動人口に対する組織率は1990年で24.88%、2001年で23.58%、-5.2ポイント、被用者人口に対する組織率では1990年で25.82%、2001年で26.01%、+0.8ポイントとなった。さらに上部団体との関係では、2001年調査は労働組合の62%が上部組織に参加していないとする一方、傘下の割合は1990年から2001年の間に、30%から38%へと増加した。単位組合の中央組織への傘下内訳は、CUTが66%、FSが19%、その他が15%(社会民主労組7%、労働者総連合会6%、自営労働者中央組合2%)となったと公表されている⁹。

これら組合(連合、総連合組織を含め)財源は、一種の組合税の性質を持つ労使の拠出金で賄われる。第3章は組合負担金を定めており、それによれば職業に従事するものは組合加入の有無に関わらず、1年に1回、雇用労働者のケースでは1日分に相当する賃金額、自営業者等のケースでは政府の定める一定金額(組合負担金が債務になったときの、行政府が定める最高基準単位額の30%)、使用者は登記資本額を政府の定める基準単位額の倍数に応じて分類されるそれぞれの区分ごとに設定される割合を乗じた額である(579条)。これら組合税として支払われた資金は、連邦貯金金庫に保管され(586条)、金庫は受益者である組合団体ごとに「組合負担金徴収預金」という当座預金勘定を維持し、組合はその代表者と会計担当者の共同署名のある銀行支払指図又は小切手によって資金を引き出す(588条)。

資金の組合への分配は、60%は単位組合へ、15%が連合へ、5%が総連合へ振り分けられ、残りの20%及び上部団体のない単位組合のケースでは、上部団体に振り分けられる部分の20%、並びに組合が存在しないケースでは、40%が「雇用・賃金勘定」に繰り入れられ、残りの60%、すなわち単位組合に振り分けられる可能性のあった部分は、「産業又は職業の同一部門に対応する連合」に割り振られる(589-591条)。組合に割り当てられた財源は、20%を管理活動経費として除き(592条2項)、その使用範囲がそれぞれの団体(使用者及び自営業者組合、労働者組合、自由職業組合、自営労働組合)別に、詳細に明示されている(592条本文)¹⁰。単位組合はこの他に、組合員から任意の組合費を徴収しているケースがあり、徴収方法はチェック・オフを含め様々であると報告されている¹¹。後述するフォルサ・シンジカルの実施する求職援助、保育諸施設、職業訓練を軸とする再就職支援事業はこの財源と労働者保護基金(FAT)からの支出によっている。

団体交渉は、組合及び企業双方にその申込を拒否することが出来ない旨を定める(616条本文)。団体交渉は「労働調停委員会」で行われる。これには企業内の委員会組織と産別レベルの組織があり、企業レベルでは最低2名、最高10名の労使同数の委員により構成される¹²。団体交渉は、中央労組と業種別使用者団体との間で行われたり、産別レベルで行われたり、企業内交渉のケースもあり、様々であるが、最近では、中央労組の統制力が弱まってきていることもあって、後二者が多いと云われている¹³。

労使協議会については、企業の計画及び利益の参加に関して協約を締結できる旨定められ、これらの規定に委員会編成の形態、活動の態様及び利益参加の計画を盛り込むことが出来るように

なっている(621条)。しかし中小企業の場合にはこのような機関を殆ど持っていないと云われている。大規模企業のケース¹⁴では、企業単位で設置され、さらに産別レベルにも設けられている¹⁵。

労働調停委員会及び労使協議会における紛争は、産別レベルの委員会又は協議会が存在する場合にはさらに交渉が継続される。そうした上部機関がない場合、又は上部機関で解決できない場合には、856条から859条の規定に従い、労使いずれか一方の申し出、又は労働控訴裁判所長官の発意若しくは労働検察事務局の請求により、労働控訴裁判所¹⁶大法廷(678条)において訴訟が開始¹⁷され、調停(和解)又は調停が不調に終わった場合には判決が下されることになる¹⁸。確定した当事者の合意及び確定判決には執行力が付与される(876条以下)。労働控訴裁判所の判決に異議ある当事者は高等労働裁判所に控訴出来る。また公共事業に影響のある団体訴訟における判決に対しては労働控訴裁判所長官、労働裁判検事局が上訴の権限を持つ(898条)。

3. 団体交渉の展開

それでは具体的な団体交渉の進め方、その成果を見ることにする。

以下の記述は、組合組織と活動が自由化傾向に入った1990年代における労使交渉の概要とその結果であって、CUTに属するAPIO(Centro de Solidariedade AFL-CIO)が組合員の教育用に出版したパンフレット¹⁹に基づいている。このパンフレットの記述は、DIEESE(Departamento Intersindical de Estatística e Estudos Sócio-Econômicos)²⁰の調査・統計によっている。

1980年代末から90年代始めにかけて、労働組合の活動は労使関係の正常化にとって、よりよい労働環境への基礎を固めた。この間に、労働協約・協定は大きく発展し、方式も内容も労働者にとって有利なものとなった。

90年代始めに団体交渉に対する大幅な改正があり、労働者の立場も変わった。交渉におけるテーマは、新たなテーマとして、経済自由化、民営化、国際市場における競争力、リストラクチャリング、メルコスール、行政改革等が登場し、組合にとってより高いレベルの交渉が要求され、給与や職場環境問題が各産別にバラバラに分かれ、同時に労使間では、社会福祉、雇用政策、税制改革、社会政策が交渉の対象となった。

しかし交渉と同時進行で失業者の数は増大し、労働組合の組織化を困難なものとしていった。DIEESEの調査によれば、1985年から1990年までの間、大サンパウロ圏における平均失業率は15.2%であり、以後は14%程度の失業率が継続しているのが現状である。レアル・プランは、インフレをコントロールしたが失業率を悪化させた。レアル・プラン最初の数ヶ月に成長率の後退が起り、企業はリストラの名の下に人員削減を行った。1994年4月、レアル通貨の為替価値を維持する政策がとられ、そのためにサンパウロ市の失業率は20.3%に跳ね上がった。しかし団体交渉の結果、当時の企業はリストラを極力回避するという柔軟な姿勢を示した。80年代は表1の数字が示すように、団体交渉の発展が見られる。この内容として、労働組合、産別

組織は団体交渉を通じて、賃金アップ、労働時間、健康問題、職場の安全対策等一層の改善を獲得した。

以下の表は、各産別が70年代、80年代及び90年代に、どれだけ労働協約が成立したかを示すものである。

表1 セクター別、交渉成立数

セクター	1970年代	1980年代	1990年代
家具製造業者(大工含む)[サンパウロ市]	14	74	77
繊維[サンパウロ州]	14	70	55
薬品化学[サンパウロ市]	25	59	77
ガラス[サンパウロ州]	19	59	63
紙[サンパウロ州]	19	87	60
印刷[サンパウロ州]	10	50	82
ジャーナリスト[サンパウロ市]	13	38	51
銀行員[サンパウロ州]	10	43	50
私立学校教員[サンパウロ州]	17	43	52
運転手[サンパウロ市]	11	92	74
各年代における平均成立数	15	62	64

(出典)DIEESE 及び SACC(Sistema de Acompanhamento de Contratacoes Coletivas)による

90年代にはいると、80年代に比べて成立数の伸びが停滞している。この理由として、公務員の交渉が上げられ、この部門での交渉は最初の段階で硬直化することが多く、従って多くの場合、具体的な交渉まで進めない。民間部門は横這いであった。

1990年代の企業戦略は、コストの削減、生産の柔軟性を実現すべく脱中央交渉化であった。それはコロール政権下での労使双方による調整メカニズムを優先する政策の下で、コストの削減、生産管理の円滑化、労働時間のフレキシブル化など、職場単位の交渉を促進し、産別単位による争議が減少し、企業単位の争議が増加した結果、争議件数の増加と参加者の減少と云う結果をもたらした。

表2 月平均争議件数及び争議参加者数(全国)

	1990	1991	1992	1993	1994
件数	163	94	52	61	94
参加者	757,056	627,311	234,951	432,835	272,173
	1995	1996	1997	1998	1999
件数	94	111	57	50	46
参加者	221,219	224,515	74,681	142,891	114,889

(出典)DIEESE 及び SACC による。(注)各業界の集団交渉を集計して年別にまとめたもの。

表2に加えて、争議原因別に件数の推移を見ると、企業側の攻勢が明らかに読みとれ、新た

な労使関係に向けて労使の模索が見られる。すなわち、協約不順守が原因で生じた争議が増大する一方、給与が減少していった。賃金問題は、80年代に主要な交渉要求となったが、これはハイパー・インフレにより労働者が購買力を失ったことが原因である。当時ブラジル政府はあらゆる金融政策をとり、インフレを抑えるとともに賃金を多角的に見るようになった。この当時は賃金の目減り対策としての交渉議題であった。90年代に入ると事情は変化した。90年代に入ると輸出に明るい兆しが出て、賃金の上昇と経営参加の自由化が政策の主たるものであった。組合は当初、賃金の目減りを防ぎ、経営参加することによる不利な賃金交渉を拒否しようとしたが、結果として賃金の減少を招いてしまった。その結果、給与体系の柔軟化と多様な賃金の導入問題及び経営参加が、企業単位で交渉されることにつながったのである。

表4 主要な争議原因別争議件数(全国)(%)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
賃金	62.0	77.0	49.0	40.0	32.0	30.0	37.0
協約不順守	24.0	19.0	37.0	42.0	43.0	56.0	51.0
雇用	12.0	10.0	10.0	10.0	14.0	19.0	28.0
報酬の柔軟化多様な賃金	*	*	9.0	18.0	15.0	9.0	9.0
職場環境	12.0	9.0	10.0	10.0	12.0	2.0	10.0
労働組合	5.0	8.0	7.0	3.0	5.0	10.0	10.0

(出典)DIEESE 及び Banco de Dados Sindicais による。

4. ブラジル労働市場の現況

ブラジルにおける雇用の状況については、先に見たように、非正規労働力、すなわち労働手帳を所持しない労働者の増加が顕著である。この理由は何に求められるべきであろうか。その一つを労働法制度の硬直性に求める見解²¹が有力である。もう一つはブラジル社会における農村から都市への人口移動に求める見解²²で、これもかなり説得力のある理由である。

統合労働法は、その第2編第1章において、「職業鑑識」の表題の下、農業労働者、小規模農業者、その他自営業者を含め、被用者にその労働条件を明示し、政府の認証を受ける「労働手帳」を所持することを命じている。この手帳には、本人氏名(写真貼付)、その親、出生年月日、被扶養者の氏名、年齢、婚姻身分、外国人の場合に破棄か文書番号またはブラジル到着日付及び外国人身分証明書記載事項が記載され、雇い入れ及びその労働条件並びにその変更、労働災害、労働契約の終了または解雇等すべての就労記録、被扶養者の変動にかかるすべての事実を記載するシステムになっている。ブラジルにおける「正規雇用」(formal employment)とは、この手帳を所持している被用者を意味するのが不通である。この手帳の所持が、被用者に対して、社会保障と労働立

法の下での保護が与えられる資格をもたらすのである。ブラジル労働市場で解決を様られている問題は、このシステムが機能しなくなってきたところにある。ブラジルの経済活動人口の60%弱が「非正規部門」(informal sector)で働いており、その内訳は、自営業が23.4%、無報酬被用者が11.1%、手帳を所持しない民間部門の被用者が11.1%、家事使用人が7.6%、農業労働者が6.5%となっている²³。

それではブラジル労働市場の現況を、APIOの編纂になるパンフレット、「O Mercado de Trabalho no Brasil」に依拠してみることにする。

労働者のプロフィールは、10～17歳層が全体の8.5%、20歳～39歳層が50.5%を占め、男性比率が59.7%と過半数に達し、大学卒業者は24.9%にすぎない。これに加えて59.6%の者が8年の義務教育を受けたに過ぎないという、就学率の低さが問題であり、労働市場ではこの現実を無視して技術者を求めている、と批判している。

90年代は失業者の増加が顕著で、とりわけ都市部の労働市場が短期間の内に悪化した。1989年にはサンパウロ都市圏で61万4千人、1992年には100万人、1999年には171万5千人を記録した。24歳までの若年層で、学歴が高校卒業までの労働者層の増加が際だっているが、この影響はすべての種類の労働者に及び、25歳～39歳層、職業経験のある40歳以上層、高学歴者(高卒・大卒)、家族長が含まれ、これまでの、高学歴者は失業しない、と云う伝説が覆されてしまった。

度重なる就職活動にも関わらず職に就けない現実、失業者の状況を悪化させ、90年代にそれは一層厳しいものとなった。ブラジリア連邦区域やサルパドールでは、就職までに1年以上の期間を要するようになった。ポルトアレグレやベロオリゾンテでは、1999年の調査で平均11ヶ月、サンパウロでは1998年で8ヶ月、1999年で10ヶ月を要している。

表2 都市区域における失業率(1989年—1999年)(%)

都市区域	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
ベロオリゾンテ								12.7	13.4	15.9	17.9
連邦区				15.5	15.1	14.5	15.7	16.8	18.1	19.4	21.6
ポルトアレグレ					12.2	11.3	10.7	13.1	13.4	15.9	19.0
レシフェ										21.6	22.1
サルパドール									21.6	24.9	27.7
サンパウロ	8.7	10.3	11.7	15.2	14.6	14.2	13.2	15.1	16.0	18.2	19.3

(出典)雇用及び失業に関する調査に関する DEESE/SEADE, MTE/FAT と地方政府の実施する調査とを DEESE が編集した。

表3 都市区域における失業者推計値(1989-1999)(千人)

都市区域	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
ペロオリゾンテ								222	245	297	342
連邦区				116	115	112	124	137	153	167	189
ポルトアレグレ					174	159	155	191	197	246	309
レシフェ										306	321
サルバドール								290	344	394	
サンパウロ	614	738	879	1,175	1,156	1,133	1,085	1,277	1,375	1,585	1,715

(出典)雇用及び失業に関する調査に関する DEESE/SEADE, MTE/FAT と地方政府の実施する調査とを DEESE が編集した。

表4 年齢層別・都市区域別失業率(1989-1999)(%)

年齢層区分	ペロオリゾンテ			連邦区			ポルトアレグレ		
	96	98	99	92	98	99	93	98	99
10-24 歳層	23.3	28.6	31.6	26.7	34.2	37.5	22.9	28.5	33.3
25-39 歳層	9.9	12.3	14.5	11.9	15.3	17.3	9.7	13.2	15.6
40 歳以上層	5.7	7.6	9.2	7.0	9.3	11.1	6.1	9.4	12.2

年齢層区分	レシフェ		サルバドール			サンパウロ		
	98	99	97	98	99	89	98	99
10-24 歳層	35.1	35.6	34.6	39.4	43.4	15.9	31.0	32.5
25-39 歳層	19.9	20.1	18.2	21.5	24.2	6.2	14.6	15.4
40 歳以上層	10.7	11.8	11.8	13.4	15.8	3.5	10.8	12.2

(出典)雇用及び失業に関する調査に関する DEESE/SEADE, MTE/FAT と地方政府の実施する調査とを DEESE が編集した。

表5 家族構成上の地位別・都市区域別失業率(1989-1999)(%)

家族における地位	ベロオリゾンテ			連邦区			ポルトアレグレ		
	96	98	99	92	98	99	93	98	99
家 長	6.9	8.3	10.3	8.1	10.6	12.1	7.1	9.9	12.2
妻	11.1	15.1	17.4	16.9	21.0	24.2	11.0	15.4	17.5
子 供	20.3	24.9	27.3	27.8	33.8	36.2	22.0	26.7	30.9
その他	13.3	17.0	18.8	15.4	18.7	20.8	15.3	21.3	25.3
年齢層区分	レシーフェ		サルバドール			サンパウロ			
	98	99	97	98	99	89	98	99	
家 長	12.8	14.2	13.2	15.9	18.1	4.1	11.0	12.0	
妻	20.1	20.4	20.4	24.3	26.9	8.9	18.1	19.2	
子 供	33.2	32.4	34.2	36.9	40.8	15.0	28.8	29.6	
その他	24.8	25.6	21.0	24.6	27.2	10.0	21.0	23.1	

(出典)雇用及び失業に関する調査に関する DEESE/SEADE, MTE/FAT と地方政府の実施する調査とを DEESE が編集した。

表6 学歴別・都市区域別失業率(1989-1999)(%)

学歴区分	ベロオリゾンテ			連邦区			ポルトアレグレ		
	96	98	99	92	98	99	93	98	99
文 盲	9.6	13.4	15.7	15.3	21.5	24.4	14.1	16.8	21.8
義務教育中退	15.2	18.5	20.8	19.9	25.3	28.1	14.5	18.9	22.2
義務教育卒業	13.5	16.9	19.9	17.3	23.4	25.8	12.6	16.8	20.8
高校中退	17.4	22.9	26.0	21.6	27.9	33.3	16.3	23.2	26.8
高校卒業	9.0	12.9	14.9	12.0	16.2	18.8	8.5	12.8	15.4
大学卒業	5.2	6.3	6.8	5.4	6.2	7.1	5.2	7.3	9.1
年齢層区分	レシーフェ		サルバドール			サンパウロ			
	98	99	97	98	99	89	98	99	
文 盲	17.1	18.2	18.1	21.0	24.1	7.0	18.1	20.4	
義務教育中退	24.4	24.4	25.5	29.5	32.6	10.4	21.0	21.9	
義務教育卒業	24.7	24.8	26.0	28.8	32.5	10.4	21.1	22.9	
高校中退	30.1	31.3	28.8	34.5	39.6	9.9	28.1	29.3	
高校卒業	19.1	20.5	17.1	20.2	22.6	5.0	15.0	16.7	
大学卒業	9.8	9.7	10.3	11.0	12.0	3.8	8.0	8.3	

(出典)雇用及び失業に関する調査に関する DEESE/SEADE, MTE/FAT と地方政府の実施する調査

とを DEESE が編集した。

これら失業者達は就職できるまでの間、日雇いなどのアルバイトを見つけて生活を凌ぎ、サルバドールとレシフェにこのタイプの失業者が多く見られる。企業が労働者により高いレベルの職業能力を要求するケースが増加し、それに対応できない労働者の中には就職活動を断念した者もいる。例えば、サンパウロにける多要因失業者、すなわち、働いているが労働手帳を所持していない労働者、その他ははっきりと定義することが不可能な失業者、及び就職活動を断念した者、その日暮らしと云った潜在的失業者は、いずれの都市区域でも増加しつつあり、多要因失業者では、サンパウロで 1989 年から 1999 年の間に 6 ポイント増加、倍増した。その日暮らしについてはサルバドールが最も高く、就職活動断念者はレシフェが最も高い。サンパウロではいずれの種類の失業者も 1989 年から 1999 年の間に倍増した。

産業別の従業員数の変化も重要である。製造業が盛んな都市区域では、90 年代、工業界は人員削減を積極的に行い、この結果が組合組織率の低下をもたらし、サービス業では、そうした過程は既に終了し次の段階に入り、増加傾向を示している。

表 7 産業別・都市区域別経済活動人口の割合 (1989-1999) (%)

産業区分	ベロオリゾンテ			連邦区			ポルトアレグレ		
	96	98	99	92	98	99	93	98	99
製造業	16.1	15.3	14.4	4.3	3.9	3.8	24.2	18.9	19.0
建築土木	8.2	8.6	8.3	5.6	4.4	3.9	5.9	6.2	5.8
商業	15.1	15.3	15.0	15.2	14.8	14.2	16.3	16.8	16.9
サービス業	49.6	49.8	51.3	61.7	63.8	65.3	46.9	50.0	50.2
家政婦	10.0	10.1	10.2	11.7	12.0	11.8	6.1	7.6	7.6
その他	0.9	0.9	0.8	1.4	1.1	0.9	-	-	-

産業区分	レシーフェ		サルバドール			サンパウロ		
	98	99	97	98	99	89	98	99
製造業	10.0	9.3	8.3	8.0	8.1	33.0	19.8	19.6
建築土木	4.8	4.7	5.4	5.5	5.4	5.5	5.6	5.4
商業	20.7	21.5	17.9	17.0	15.9	14.8	16.7	16.1
サービス業	51.5	51.5	55.5	57.3	58.5	39.7	48.8	49.6
家政婦	9.7	9.6	10.8	10.2	10.4	6.1	8.4	8.9
その他	3.4	3.4	1.9	1.9	1.6	0.9	0.7	0.4

(出典)雇用及び失業に関する調査に関する DEESE/SEADE, MTE/FAT と地方政府の実施する調査とを DEESE が編集した。ポルトアレグレのその他は数値が得られない。

製造業従事者の減少に加え、さらに雇用形態のフレキシブル化の進行によって労働市場は一層

悪化した状況にある。例えば、請負労働者、労働手帳に雇用を記載しない労働者(違法のケースが多い)及びアウトノモ(正規社員ではなく、日本のフリーターに類似する面もあるが、個人名義の正式領収書を所有し、企業からの労働の対価に対して領収書を切ることが出来る者。年金、国民健康保険に加入し、収入に対して税を支払う。違法)と云った、複数の雇用形態を云う。こうした雇用形態は1989年に始まり、1999年まで一貫して増加してきており、サンパウロ、ポルトアレグレに多い。

表8 雇用形態別・都市区域別労働者の割合(1989-1999)(%)

契約形態	ベロオリゾンテ			連邦区			ポルトアレグレ		
	96	98	99	92	98	99	93	98	99
正式契約	74.2	72.6	72.8	77.8	74.7	73.6	82.2	77.9	75.2
民間部門	55.5	56.1	55.3	33.8	34.9	34.4	62.6	61.5	59.5
公共部門	6.6	5.4	4.4	15.1	6.3	5.7	9.6	6.4	5.5
身障者等法的保護者	12.2	11.2	13.0	28.8	33.5	33.5	10.0	10.0	10.2
フレキシブル契約	25.8	27.4	27.2	22.2	25.3	26.4	17.8	22.1	24.8
民間部門	14.6	14.5	14.6	10.6	12.0	11.2	9.7	10.4	12.3
公共部門	1.8	2.2	1.9	1.1	2.7	3.5	1.4	2.3	2.2
下請労働者	4.4	5.2	5.2	6.0	6.6	8.1	1.6	4.1	4.4
一企業にのみで働く									
アウトノモ	5.0	5.6	5.5	4.5	4.0	3.5	5.1	5.3	5.9
契約形態	レシーフェ		サルバドール			サンパウロ			
	98	99	97	98	99	89	98	99	
正式契約	64.2	64.2	65.8	65.8	64.6	79.1	68.4	66.9	
民間部門	44.1	45.0	42.9	43.9	43.8	67.4	57.4	56.0	
公共部門	7.1	6.8	9.9	6.9	5.2	6.3	4.0	3.7	
身障者等法的保護者	13.0	12.4	13.0	15.0	15.6	5.4	7.0	7.2	
フレキシブル契約	35.8	35.8	34.2	34.2	35.4	20.9	31.6	33.1	
民間部門	17.3	17.7	17.0	16.9	17.0	11.6	17.1	17.9	
公共部門	3.4	2.9	3.9	4.2	3.8	0.9	1.7	1.7	
下請労働者	5.7	5.0	7.0	7.6	8.2	2.4	4.3	4.0	
一企業にのみで働く									
アウトノモ	9.4	10.2	6.4	5.4	6.3	6.0	8.5	9.5	

(出典)雇用及び失業に関する調査に関する DEESE/SEADE, MTE/FAT と地方政府の実施する調査とを DEESE が編集した。レシーフェは伝統的に労働手帳に雇用を登録しない地域である。

アウトソーシングによる歩合給制や請負による雇用が多く都市で増加し、さらに正規就業時間（週 44 時間）を守らない超過勤務も増加した。この不安定な雇用形態は民間、公共部門を問わず、職場の状態を悪化させ、生産性の低下、社会福祉の低下を招いただけでなく、時にはもぐりの仕事さえ横行する事態となった。このために、適正な雇用形態の労働者が減少していき、最もひどい状態になったのは 1999 年のサンパウロであった。公共部門の職場はすべての地域で正式雇用が減少したが、これは民営化の進展と直接雇用の手控えによるものである。

自営業者の数は被用者の数が減るのに反比例して増加している。サンパウロでは、1989 年に 15.6%であったものが 1999 年には 18.9%に増加した。レシーフェ、サルバドールでも同じ傾向が見られる。

5. 労働組合による労働市場への積極的関与

APIO のパンフレットは、技術革新に対応する労働者の技能の向上についても、労働者に不利な面が現れており、組合の対応に遅れが生じている、としている。この原因として、企業がロボット化の導入等において、それに対応すべき労働力編成を組合と話し合う努力を無視している点に求めている。一般的に労働者の職業訓練についても企業努力が減少し、労使交渉の議題とされなくなった、と云う。

サンパウロ首都圏における 2002 年 2 月の失業率は、DIEESE が公表したところによれば 19.1%で、2 月としては 1985 年以来最悪の事態となり、この高い失業率が今後とも継続するであろうと予測されている²⁴。このような高レベルの失業社会の中で労働組合の果たすべき役割が問われている。ブラジルの企業は元々、解雇が容易なことから、労働者の能力について容易に代替が可能と考える傾向がある、と云われてきた²⁵。職業訓練について、企業側の協力を得ることが一層困難になり、非正規労働者の就労が過半数を超えるに至った現在、積極的に失業者の再就職支援事業を始めつつあることに、注目すべきである。

以下に於いて紹介するのは、フォルサ・シンジカルがサンパウロ州を中心に事業展開を行っている、失業保険受給申請の取扱、職業紹介、職業訓練及び再就職支援事業を含む、総合的失業者救済事業のシステムとその内容である²⁶。センターの説明によれば、2002 年 9 月現在、サンパウロ市で 170 万人の失業者がおり、全国の平均的な失業期間は 1 年にも達する²⁷という。その理由として、低学歴、高年齢が仕事に就けない大きな理由として認識されている。職場のコンピューター化によりそれに応じた職業能力が要求されるようになり、8 年の教育コース修了者²⁸、11 年コース修了者ではこれに対応することが困難となってきた、という事情がある。またブラジルでは、伝統的に、公共の職業紹介所は最底辺の職（例えば雑役など）の紹介程度にしか利用されてこなかったという経緯があり、民営の職業紹介事業（求人広告事業を含め）が紹介事業に大きな役割を占めていた²⁹。しかし前者にきめ細かなサービスを期待できず、後者が総合的な失業者対策を実施することはそもそも不可能で、両者の機能を併せ持ち、それに職業訓練を加えた新たな事業

展開が必要とされたのである。政府は公共職業紹介サービスの効率の悪さを補う目的で、中央労組に対して労働者保護基金(FAT)から交付金を支給して、労働者の訓練と職業紹介を委託することになった³⁰。

1998年7月に設立されたセンターは、そのパンフレットの表題に「労働者と職への最短距離にある、労働者の連帯組織センター、フォルサ・シンジカル」と明示するように、その事業目的は「労働者の連帯」であり、その趣旨を次のように明快に述べている。

連帯組織では、親身なサービスを行い、労働者が職を求めるための指導とアドバイスを行っている。労働者を単なる数字や物として見ることなく、尊厳ある対応を行い、どこに労働市場があるのかを常に調査をしている。仮に、就職が困難な状態にある場合には、無料で、かつ、交通費と軽食が支給される専門職教育を施し、教材や優秀な教員も提供される。新しい職に就くには適切な学校である。連帯組織は、失業保険を受け取るために列に並ばなければならないことはなく、煩わしい手続を簡素化した窓口になっている。センターでは職員があなたを笑顔で迎え入れます。就職を手助けするこの完全な組織は、この3年間に15万人以上の再就職を実現しました。これはもはや政治的な失業対策と云えるでしょう。これが連帯組織なのです。

センターのスタッフは450人(全国で800人)、その中心は11年の教育を受け、カウンセリング研修を終了した受付職員と、人材担当の専門職である。センターでは1日に2,500人(全国では7,000人)が新規に訪問し、1ヶ月に7,000人が再就職を果たしている。事業運営に必要な財源(2001年で12,000,000Rs)は、労働者保護基金(FAT)からの援助が80%、残りが組合費からの支出となっている。ブラジルでは、先に述べたように企業ベースの組合組織の下に産別組織及び中央組織を構築しているから、失業者は非組合員となり、また最近の傾向として非公式労働者の数が著しく増加しており、そうした労働者の失業が大きいことから、彼らの救済のためにFATからの支出が正当化されるのである。

手続は次の順序で行われる。

- ① 失業者がセンターを訪問する。センターは月曜日から金曜日までの7時から19時まで開いている(グアリュウリョス、サント・アマロ、サント・アンドレ及びオザスコは8時から17時、その他サンパウロ州以外ではベルナンブッコ州の州都レシーフェが8時から17時、その支所オリンダが8時から15時、グアララベスが8時から15時)。
- ② 登録手続を待つ間に、待合室でビデオにより、センターの説明と手続の説明を理解させる。またビデオでは、就職情報を常時流し、就職の可能性を理解させ、失業者に勇気を与える。
- ③ 登録費用は無料である。登録カウンターでは、身分証明書、納税番号証、労働手帳(所持者のみ)、住所を証明するものを提示する。登録カウンターはほぼ100ブース(サンパウロセンター)あり、ここで失業保険の受給手続(センター開設以来の受給者総数は18万人)及び面接を実施する。
- ④ 面接は、失業者のこれまでのキャリア、労働能力を聴取して、再就職支援が必要かどうか、どのような職業訓練が必要かどうかをアドバイスし、次のステップを紹介する。

⑤ 再就職支援が必要とされる場合には、一人4時間程度のカウンセリングを受け、加えて職務経歴書の作成を支援する。

⑥ 職業訓練は、⑤におけるカウンセリングに於いて受講するコースが定まり、それに応じて訓練を行う。訓練者すべてはコンピューター操作の基礎を学習する。面接技法学習については、失業者のモチベーションを高めるために登録を待つ時間を利用して実施しているとのことで、20人程度を一クラスとして、集団的に実施している。

⑦ 職業訓練を受給しない者で、無技能者に対しては、手紙その他の手段を用いて訓練講習を案内を行い、多くの労働者に雇用の機会を与えることが出来るようにしている。

⑧ 職業訓練コースは定型のコースとアド・ホックコースとがある。前者はサンパウロ地域で一般的に需要があると考えられる職業を常時開設するもので、コール・センター業務、スーパー業務、指圧・マッサージと云った商業部門から、機械修理、電気工事と云った製造業部門まで各種開設されている。後者のアド・ホックコースは、採用予定企業と共同で必要な職業能力に関するカリキュラムを組み立て、開設するものである。例えば最近の大規模な例では、テレホニカがサンパウロ市内で大規模なケーブル設置を計画したことに伴うケーブル施設工養成コース、カールフルが市内にミニスーパーを展開するためにその要員を養成するコース(複数の職務を兼務する特別な訓練)などがある。提携企業はこのコース修了者の中から、企業自身の面接等により要員を確保する。センター開設以来の訓練を受講した再就職者は37万5千人に上ると云う。

センターでは、失業者への対応と同時に求人開拓に力を注いでいる。2001年の実績として6万社、60万の職をデータ・バンクに登録しているとする。この場合注意している点は、企業に対して安心感を与えることで、組合勢力の拡大でないことを保証することである、と云う説明があった。センターでは求人用サーバーが2台(各支所と繋がっている)、ブースが48(支部は2~3ブース)設置され、専門職であるコンサルタントを6名(各支所1名)常駐させている。ヒアリングでは70%の企業が再び利用するとし、求職者数の多さ、職務経歴書の整備、企業との共同カリキュラムを含めて職業訓練の整備、さらにラジオ・新聞等のマスコミを通じた求人情報の提供などが企業の利用を支えているものと思われる。

センターでは、失業者への配慮も総合的に行われている。例えば、センター利用中の保育サービス等は職業訓練を受講しなければならない女性にとって利用を促進するであろうし、1ヘルスの昼食提供サービスも失業者のセンター利用を促すであろう。こうした事業展開は、労働組合のカバーする範囲を大きく広げるもので、ヒアリングに応じていただいた Basilio Marcos Pineda Coco 氏が云う、「労働者のための組合から市民のための組合」を理念としている、に添ったものであろう。

6. むすびにかえて

これまでブラジルにおける労使関係の組立及び労働市場の状況が労使関係に及ぼす影響等につ

いて、見てきた。ブラジルの労働法制、労使関係は、日本のそれらとは大きく異なったものであり、当然ながら、その一つ一つを取り出してきて、それがどうこうと云うことはできない。しかし日本やその他の OECD 加盟諸国に共通に見られる、労働市場における柔軟化、民営化への移行の波を浴びせかけられているのはブラジルとて例外ではない。ブラジルでは、こうした傾向が一層激しい形で現れている。そうした意味では、日本の労働市場政策を考える上で、とりわけ、労使関係の組立の中で労働市場政策を構築する場合に、ブラジルの経験も何らかの参考になるものと思われる。

特に注目したいのが、ブラジルの厳格な労働法の規制の下で、非正規労働者が増加し、労働法システムの根本的な見直しが迫られている点である。1980年代から提言されてきた自由化政策への転換は、実現しないまま現行労働法システムの破綻が現実的なものとなりつつある。戦闘的労働組合の指導者であったルーラ新大統領の出現が、この転換の中でどのように舵を取るのか、大いに注目される所以である。

日本の労使が特に着目すべきであろうと思われる点は、ブラジルの労働組合組織である。ブラジルの労働者及び使用者の組織は、過度の「家父長的保護主義」の下で展開されてきたものであり、それが自由化政策の流れの中で、新たな関係構築に向かって模索状態にある、と整理できるであろう。しかしながら、そうした中でブラジルの労働組合は、その理念としての「連帯」を協調し、それに基づいた活動も目に見える形で行われている。

にもかかわらず労働組合組織が徐々に後退している原因の一つに、自由化の流れに対応できる、労使交渉の確立が出来ていないことが指摘されるように思われる。それらの大部分は、国家の後見的介入により補われてきたものであるが、雇用形態の多様化、柔軟化の流れの中で、実質的に機能しなくなってきたものである。これらの事態に対応した新たな労使関係構築の努力において、「連帯」の考え方をその基礎においていることにも注目したい。この「連帯」の考え方は、企業ベース組織を基盤におきつつ、産別組織を発展させてきたブラジル労働組合の中核部分をなしている。最近の傾向として憂慮されている、企業と産別の、いわゆる対角線交渉の増加は、ブラジルにおいて「労使協議会」システムがうまく機能していない結果、それに代替する機能を臨時に果たしているものとも考えることも可能で、労働市場の変化に対応したシステムと見ることが出来る。

翻って、日本の労働組合組織を見るとき、大きく変わりつつある労働市場の変化にうまく対応していると評価することが出来ない。その一つとして、組合の手を離れた不安定雇用者に対する取組が上げられよう。彼ら労働者は、形式的には労働基準法の保護の下におかれているが、その権利を主張する組織を持たないから、個人的に、民事訴訟に頼らざるを得なく、置かれている状況は、ブラジルにおける労働手帳を持たない非正規労働者と同じ地位にある、と云える。

労働組合は、日本もブラジルも、困難な問題を抱えている点では同じである。日本では、不安定雇用者の組織化、ブラジルでは例えば統合労働法の規制が撤廃されたとして、これまでの国家の保護に変わる機能を組合が代替しなければならず、そのための組織の再編と強化が必要である。それが成功するか、失敗するかは別にして、いずれにしても、「連帯」の維持と実行に従って進め

て行かなければならないことには変わりがない。

ブラジル労使関係に関する研究は、日本では、殆ど手がつけられていない。日系ブラジル人労働者が日本で就労する数の増加に伴い、労働条件をめぐる紛争事例が多くなってきたが、この中のある部分は、ブラジルにおける労働法システムと日本のそれとの相違に原因がある、と思われる。ブラジル労働法に関わる諸問題は今後とも研究が進められなければならないが、それらの研究は、日伯間の移住労働者の保護対策にも寄与するものと考えられる。今回の研究は、取りあえず日伯労働法、労使関係の基本的な相違を明確にするよう心掛けた。

最後に、ブラジルで資料の収集に協力いただき、また筆者にブラジル労働システムを懇切丁寧にご教示いただいた皆様方に感謝して、本稿を終えることにしたい。

注

- 1) Octavio Bueno Magano 氏は、労働法を担当した元サンパウロ大学法学部教授で、現在は同名誉教授である。同氏「ブラジル労働法序説」矢谷通朗＝カズオ・ワタナベ＝二宮正人編『ブラジル開発法の諸相』アジア経済研究所、1994年2月、165頁。氏は、第3期をさらに5段階に区分し、さらに第5段階を1975年5月にストライキを自由化した1980年代への移行期として、それ以降の期間を区分するようである。なお、ラテンアメリカ協会編「ブラジルの労働法」ラテンアメリカ協会、1971年も、1960年代までのブラジル労働法の歴史を簡潔にまとめている。
- 2) 小池洋一「ブラジルの企業—構造と行動」アジア経済研究所、1991年、99-100頁は、「統合労働法」の「組合国家体制」の骨格をなすもので、その特徴として、①組合活動を認可、規制する機関としての労働省、②労働者に社会・医療援助を行う社会保障制度、③個別・集团的労働争議を独占的に扱う労働裁判所の設置を指摘している。
- 3) マガノ「前掲論文」175頁。この方向を基本的に位置づけたのが1988年憲法であり、「統合労働法」はこれにより大幅に変更された(例えば争議の開放)が、基本的な骨格はそのまま現在まで維持されている。
- 4) 以下、統合労働法の日本語訳は、基本的に、鈴木信男「改訂 ブラジル統一労働法(1999年度版)」1999年7月、サンパウロに拠ったが、法的表現として不適切と思われる部分について一部改訳したものもある。
- 5) ブラジル憲法については、1988年、大幅改正された。その事情、翻訳については、矢谷通朗編訳「ブラジル連邦共和国憲法—1988年」アジア経済研究所、1991年を参照されたい。同盟罷業については、9条により、「同盟罷業の権利は保障される。同盟罷業を行う機会およびその手段により擁護すべき利益についての決定権は労働者にある。①法律は、重要必須の役務または事業を定め、共同体にとり不可欠な基本的要求の充足に関して定める。②濫用が行われた場合、責任ある者は、法律の刑罰に従う。」(矢谷「前掲書」)として禁止が解かれた。
- 6) 労働組合の設立は、法律上は、地区、自治体、自治体間、州、あるいは州間で設立が可能で、労働・社会保障大臣の承認により全国レベルでも可能(特定のカテゴリーに属する組合又は職業の特異性の考慮によ

る)であった(517条)が、削除された。しかしこのことは組合の設立が企業ベースでなければならないとされたわけではなく、自由化されたと見るべきである。例えば、1965年当時のウジミナス製鉄労組の例が報告(日本労働協会編「わが国進出企業の労働問題—ブラジル」101頁、日本労働協会、1975年)されているが、単位組合は、ウジミナス製鉄、その子会社、構内で働く関連労働者8,000人を組織し、イバンティンガ製鉄・機械・電機製品工業労組連合会に加入しているとする。

7) 535条1項及び2項は、総連合会の区分とその名称を法定している。使用者のケースでは(1項)、全国工業総連合、全国商業総連合、全国海河川航空運送総連合、全国通信広告総連合、全国金融企業総連合、全国教育文化総連合であり、労働組合のケースでは(2項)、全国工業労働組合総連合、全国商業労働組合総連合、全国海河川航空運送労働組合総連合、全国通信広告労働組合総連合、全国金融企業労働組合総連合、全国教育文化労働組合総連合と、全国的レベルでの連合会が労使それぞれに対応して存在するように配慮がなされていることが分かる。

8) ソール・ナッセンテ経済研究所長の赤木数成氏は、「海外リポート・ブラジル」海外労働時報329号、2002年10月号、日本労働研究機構、45頁で、CUTが当選したルイス・イナシオ(通称ルーラ)候補を、FSがシロ・ゴメス候補を支援したが、その支持をめぐる下部組織のもたつきを報告している。

9) この数値の公表は早くも紛議を招いている。赤木氏によれば(海外労働時報、2003年1月号 [http://www.jil.go.jp/kaigaitopic/2003_01/brazilP02.html])、この数値が公式と認められれば、これを基準にして労働者保護基金からの交付金支給割合が設定されることになり、ルーラ大統領を擁するCUTが突出した財力を持つことになり、中央労組間の対立が始まる気配と云う。ちなみに、FSは後で紹介するように、これまで、この資金で失業者救済事業を大規模に展開してきたこともあって、相当の打撃を受ける可能性がある。なお、組合税割り振りを説明した箇所も参照されたい。

10) [使用者及び自営業者]技術及び法律扶助、医療、歯科医療、病院及び医薬品援助、経済・財政調査の実施、職業紹介、協同組合、図書館、保育所、会議及び講演会、国内国外の商工業普及及び措置、及び、その他国産品の改善を助成する目的における措置、見本市及び展示会、労働災害の防止、[労働者組合]法律扶助、医療、歯科医療、病院及び医薬品援助、妊産婦援助、職業紹介、協同組合、図書館、保育所、会議及び講演、葬儀扶助、労働災害防止、スポーツ・社交目的、教育及び職業訓練、奨学資金、[自由職業組合]法律扶助、医療、歯科医療、病院及び医薬品援助、妊産婦援助、奨学金、協同組合、図書館、保育所、会議及び講演会、葬儀扶助、休暇コロニー及びリクレーション・センター、技術及び科学研究、スポーツ及び社交目的、教育及び職業補導、技術及び科学業績の表彰、[自営労働組合]技術・法律扶助、医療、歯科医療、病院及び医薬品援助、妊産婦援助、奨学金、協同組合、図書館、保育所、会議及び講演、葬儀扶助、休暇コロニー及びリクレーション・センター、教育及び職業補導、スポーツ及び社交目的、である。

11) 日本労働協会編「前掲書」92-93頁。

12) 赤木「国別労働基礎情報—ブラジル」海外労働時報2002年臨時増刊号、177頁による。なお、赤木氏は、この根拠条文として625条を明示しているが、同条は、「本編の規定に従い、締結された協約又は協定の適用の結果である意義は、労働裁判によって採決される」とするに止まり、委員会の設置を直接定めていない。また日本労働協会編「前掲書」103頁以下を参照されたい。

- 13) 赤木「前掲、国別労働基礎情報—ブラジル」177頁。
- 14) 法改正に先行した労使協議会の事例として、フォード、スカニア、フォルクスワーゲン、ビレーリと云った外資系自動車メーカーでの設置について、小池「前掲書」103-105頁に紹介がある。
- 15) 赤木、上掲 177頁。
- 16) 労働裁判所は連邦の裁判所であり、「tribunais regionais do trabalho」は司法裁判所としての第1審裁判所として24の地域に設置されており、鈴木「前掲書」訳では「地方労働合議裁判所」とし、二宮正人=矢谷通朗編「ブラジル法要説—法令・判例へのアプローチ」アジア経済研究所、1993年、63頁ではこれを労働控訴裁判所と訳している。またブラジルに設置されている「tribunal superior do trabalho」は同じく、労働高等合議裁判所、高等労働裁判所と訳されている。ここでは後者の訳によった。
- 17) 個別労働紛争事件については、労働控訴裁判所の下に設置されている調停・裁定委員会(juntas de conciliação e julgamento)に訴えを提起することになる(652条)。ただし、労働災害事件については通常の裁判所が管轄を持つ(643条2項)。
- 18) 赤木氏によれば、集団的労使紛争の土地管轄、及び州と連邦の管轄区分について、前者は合意管轄、後者は州で解決不能の場合に連邦が管轄を獲得すると云う。しかしこの根拠は不明である(2002年9月のヒアリング結果)。
- 19) Centro de Solidariedade AFL-CIO, As Negociações Coletivas no Brasil, Sao Paulo, 2001.なおこのパンフレットは、Centro de Solidariedade AFL-CIO, A Situação do Trabalho no Brasil, São Paulo, 2001.の要約版でもある。
- 20) 「統計と社会・経済研究に関する組合間部門」(DIEESE)は、ブラジル労働組合運動にとって必要な、労働者が経験した現実を直接、客観的に知ること、信頼に足る情報を入手することを目的として、労働組合グループのイニシアティブにより、1955年12月22日に設立された単一機関である。この機関が実施するすべての調査研究は、組合活動の要請と具体的に結合された事項であり、ブラジルの社会及び経済的実情、雇用及び労使関係、技術問題及び生産組織に関係したテーマ、並びに労働組合教育である。データは労働組合に直接提供される他、メディア(インターネットを含む)を通じて誰でも入手でき、技術援助及びアドバイス・サービスの形態で伝えることもできる。ブラジル労働組合は組織及び政治的にこの機関を支援し、財政の重要な部分(50%以上、残りは、国際組合、ブラジル州及び自治対政府との合意による)を担っている。機関の運営は、参加機関による総会及び技術委員会により選出された全国労働組合委員会(ガイドラインの作成、予算の決定)が行う。参加機関には、総連合、連合及び主要な労働組合の大半が加入する。この機関はブラジル全土をカバーし、サンパウロに本部を、15の州に地方本部を設け、とりわけユニークなのは、重要な労働組合内に20の支部を置き、研究を行う労働組合に技術職員を配置し、彼らにアドバイスを行うことである。2003年1月現在、職員数は231人である。(http://www.dieese.org.br/fo/fo/fo.html)2003年1月23日現在による。この機関の名称については、日本では「労働組合総連合統計社会経済調査局」として紹介されているものである。
- 21) 例えば、Lana Lavinhas, Bila Sorj, Leila Linhares and Angela Jorge, Home Work in Brazil:New Contractual Arrangements, SEED Working Paper No.7, InForcus Programme on Boosting Employment through Small Enterprise Development, Job Creation and Enterprise Department, ILO, Geneva, at pp.12-13 は、統合労働法は下請労働者や

家内労働を取り扱うことが出来ないとし、それは雇用の柔軟化の進行であり、技術革新や経済の再構築に伴う職場におけるフォーディズムの後退が、それに依存する労働法システムの効果を半減させたとする。この報告は、ブラジル労働法システムに二つの問題があると指摘する。一つは、ブラジルの立法者はギャップが生じている労働世界の変化、とりわけ家内労働者に関して、それに遅れないようについていかなかったことであり、これらギャップが雇用と福祉の権利を含めて、社会政策の欠如同時発生的に生じたという意味で問題である、とする。二つ目は、理論的な問題ではないが、労働者保護の基本的な原則を破壊することなく、新たな雇用の形態に対する法的規制に伴う困難である。この困難とは、ブラジルではよく知られていることであるが、社会的側面に対する法的基準は、伝統的に、まったく実効性を持たないということである、とする。すなわち、基準設定における著しく複雑な合法性は、法の尊重と実行について社会的及び政治的伝統がないことと共存するのである。従って新たな法規制も尊重されず、効果がない可能性がある(pp.17-18)。

- 22) Centro de Solidariedade AFL-CIO, O Mercado de Trabalho no Brasil, Sao Paulo, 2001によれば、90年代初頭に多くのブラジル人が都会を目指した、と云う。1999年最後の調査(PNAD)では、約80%の人が町で生活し、その77%が都市及びその周辺で生活している。産業別就業者の割合は、製造業が12.7%、農業が24.2%、サービス業が41.2%となっており、所得源泉別では給与所得者が58.7%、自営業23.2%、給与のない労働者9.3%である。サンパウロ州の位置する南東部では、都市居住者が88.1%、給与所得者が68.0%、自営業は20.1%で、工業部門から給与を得ている割合が最も高い。この地域と対照的なのが東北部で、農業人口はなお36.4%に達し、職業別就業者の割合では農業従事者が40.7%、給与所得者は45.0%に過ぎない。
- 23) Marcelo Cortes Neri, Decent Work and Informal Sector in Brazil; in ILO Working Paper, Decent Work and Informal Economy, <http://www.ilo.org/i1fec0.pp.36-37>による。彼の主張によれば、インフォーマル部門とフォーマル部門との関係について、労働法の規制は、労働手帳所持を前提とする保護システムを除けば、最低労働基準はいずれにも及び、労働時間、賃金及び支払方法等については、インフォーマル労働市場においても実効性を持っているが、決定的に異なる点は、各種の社会的負担、とりわけ社会保障負担がインフォーマル部門で回避されることである、とする。Lana Lavinias, Bila Sorj, Leila Linhares and Angela Jorge, op.cit., at p.12によれば、この最低労働基準の実効性は、1988年憲法7条の「社会的権利」が、統合労働法447条の規定(「口頭契約の本質的条件に関する合意若しくは証拠を欠くとき、契約は、利害関係人が、その適法性に十分な法規定に従い締結したとみなす)を通じてインフォーマル部門に適用されることになるとするが、社会保障加入、負担金支払い等のシステムが労働手帳不所持者をカバーするように変更されない限り実効性が得られないであろう。
- 24) 赤木「前掲:海外リポート」海外労働時報2002年6月、325-6頁。
- 25) 小池「前掲書」78-80頁。サンパウロ州では、1980年から82年の平均では、企業側からの解雇が65%、労働者側からの離職は27%であったとされる。労働力代替の容易さが職業訓練に対する企業側の消極的姿勢の大きな原因と理解できる。この解雇の容易さについては、1966年に創設されたFGTS(勤続年限保証基金)の存在も大きな影響力を持っている。このシステムが創設される前は、統合労働法477条、478条の規定により、使用者都合及び自己都合退職ともに、当該企業で受給した最高給与額を基礎として、有効労働

年数(1年に満たない場合には6ヶ月を越えるものについては1年とする)を乗じた額を補償金(退職金)として受け取る権利がある。有期契約の場合であって途中の解雇については、使用者は残りの期間の全賃金額について、その半額を支払う義務を負う(480条)。さらに雇用安定制度として、10年を越えて同一企業に勤務する労働者に対しては、「正規に立証された重大な違反または不可抗力の事情」(482条、501条)を除き、解雇することが出来ないと定めていた(492条)。さらに加えて、企業が不可抗力によらずして廃業する場合(497条)または使用者の信任職労働者を正当な理由なく解雇する場合で10年を越えて勤務した者に対して(499条2項)二倍額の支払いを義務づけていた。このために使用者は10年以前に雇用契約を終了させたり、10年を越える労働者に対して自発的に離職するようにし向けると云った事態が生じ、労働者による使用者の解雇誘発行為が起るなど、弊害が大きくなった。FGTSはこの弊害を除去すべく登場し、それによれば、企業は全給与の8%に相当する額を労働者名義の銀行口座(この基金は政府系金融機関、連邦貯蓄金庫が運用する)に振り込み、労働者が転職しても次に雇用された企業によって振り込みは継続される。小池「前掲書」87-88頁は、FGTSを「一種の退職金の政府管理制度」と見なし、「全体としては、企業による解雇を容易なものとしたし、労働者の特定企業への定着を魅力のないものにした」と評価している。なお、解雇システムの一般的な状況については、赤木「前掲:国別労働基礎情報」172-173頁を参照されたい。

26) 以下の紹介は、8月30日に行った Centro de Solidariedade ao Trabalhador(Rua Galvao Bueno, 782, TEL3347-4000)におけるヒアリング調査及び同機関の発行するパンフレットによる。対応者は、管理部長 Basilio Marcos Pineda Coco 氏である。

27) IBGEの調査結果によれば、2002年8月現在、職探しの平均期間は24.4週、昨年同月比で1.5週の増加となっている。<http://www.ibge.gov.br/english/>

28) 8年教育コース修了者は、全労働者の60%を越えると云われており、彼等が職業教育を受ける機関として全国的に設置されているのが SENAI(内国工業見習いサービス)、SENAC(内国商業見習いサービス)及び SESC(社会商業サービス)である。これらは政府が、使用者団体である工業連盟、商業連名に委託して実施する職業訓練機関である。政府が直接実施する機関は設けられておらず、補助金または税制上の特典を与える形で民間に委託される。赤木「前掲:国別労働基礎情報」178頁を参照。この補助金は、各企業の全従業員の給与の1.5%相当額を拠出させ、これを原資とし、修了者を企業に斡旋するシステムで、実習生の委託を引き受けた企業に対して拠出金の返戻を行う等の特典を与えたり、企業に職業教育システム導入援助を行ったりする。なお、日本労働協会編「前掲書」29-30頁は、これを国営訓練機関としている。

29) 赤木「前掲:国別労働基礎情報」172及び178頁を参照。

30) 赤木「前掲:国別労働基礎情報」178頁を参照。

老人保健福祉計画における介護予防事業の位置付け

丹羽 啓子

はじめに

高齢者人口の増加は今後もしばらく続くことが予想されている。こうした高齢者人口の増加は、要介護（要支援）高齢者の増加も意味している¹⁾。高齢期における介護問題を社会的に支えていくという理念のもと、2000（平成12）年4月より介護保険制度が実施されているが、介護保険制度のみで高齢期における介護問題を支えていくことの難しさも指摘されている。そこで、介護保険制度とあわせて、要介護（要支援）状態になることを防ぐための介護予防の取り組みが必要となってきた²⁾。この介護予防をめぐるのは、これまでの国の施策においても随所でみられるが³⁾、社会福祉施策との関連では「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向」（以下、「ゴールドプラン21」とする）で示された介護予防関連施策が、近年の高齢者福祉施策において重要な位置を占めている⁴⁾。この「ゴールドプラン21」を受けて、各都道府県・市町村においても介護予防事業に関する取り組みが行われつつある⁵⁾。

そこで本論文では、「都道府県老人保健福祉計画」「市町村老人保健福祉計画」を題材に、地域における介護予防事業のあり方を検討していく。前述したようにどの地域においても高齢者人口の増加現象は不可避なものであり、そうした高齢者人口の増加に対する保健福祉施策の一つとして介護予防事業は重視されてきている。一方、介護予防については、個人の心がけによるという側面もあるものの、介護予防事業を整備し、介護予防関連の諸サービスを積極的に利用していくよう促していくという姿勢が行政に求められると考える。

なお、「都道府県老人保健福祉計画」「市町村老人保健福祉計画」との関連で介護予防事業をとりあげることは、多くの自治体において老人保健福祉計画の改定作業が現在進められており、その改定については前述した「ゴールドプラン21」の内容を反映させるものであると考えられる。つまり、今回の老人保健福祉計画の改定で、「ゴールドプラン21」を受けて市町村および都道府県においてどのような介護予防施策を打ち出そうとしているのか、地方行政当局の介護予防事業に向けた姿勢が確認できると考えたのである。ただし、老人保健福祉計画については改定作業の途中であり（2003（平成15）年2月現在）、本論文で事例として示した計画も改定途中のものである。その点に留意しつつ、現時点での老人保健福祉計画における介護予防事業の位置付けについて検討していくことにする。

1. 老人保健福祉計画をめぐる現況

人口の急速な高齢化、低経済成長を社会的背景として、1989（平成元）年、福祉関係三審議

会合同企画分科会より「今後の社会福祉のあり方」が発表され、これに基づいて同年12月、「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（以下、「ゴールドプラン」とする）が策定された⁶⁾。「ゴールドプラン」は、高齢社会の到来に向けて在宅サービスを中心とした福祉関連の諸サービスを整備するという国の方向性を示したものであるが、ここで示されたサービス種類ごとの目標数値を実現することも含めて、1990（平成2）年、老人福祉法を含めた社会福祉関係八法が改正されている。この法改正において、老人福祉法に基づく老人福祉計画の策定、および老人保健法に基づく老人保健計画の策定が、市町村および都道府県の義務となった。

このような経緯で老人福祉計画ならびに老人保健計画の策定が法律上明文化されたわけであるが、その規定を整理すると表1のようになる。

表1 老人福祉計画および老人保健計画の内容

	老人福祉計画	老人保健計画
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業^{注1)}の量の目標 ・老人福祉事業の量の確保のための方策 ・その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練及び訪問指導について確保すべき事業の量の目標、その他必要な事項の目標を定める。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数、その他老人福祉事業の量の目標 ・老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項 ・老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項 ・その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該都道府県が定める区域ごとに医療等以外の保健事業^{注2)}の供給体制の確保に関する事項を定める。

（老人福祉法第20条の8第2項、同第20条の9第2項、老人保健法第46条の18第2項、同第46条の19第2項より。）

注1：ここでいう老人福祉事業とは、老人居宅生活支援事業（老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業）及び老人福祉施設による事業のことをさす。なお、老人福祉事業のうち、老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係わるものについては、介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを勘案しなければならないとされている（老人福祉法第20条の8第3項）。

注2：「医療等以外の保健事業」とは、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導、その他老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業をいう（老人保健法第12条）。

老人福祉計画ならびに老人保健計画については、表1に示したようにその内容が少しずつ異なるが、両計画は一体のものとして作成されなければならない(老人福祉法第20条の8第6項、第20条の9第4項。老人保健法第46条の18第5項、第46条の19第3項)、実際には「老人保健福祉計画」として作成される⁷⁾。

この老人保健福祉計画については、1993(平成5)年から5年間の計画で第1次計画が策定された。その後、1998(平成10)年に制定された介護保険法のもとで策定義務となった市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画(以下、両計画をあわせて介護保険事業計画とする)の策定に伴い、老人保健福祉計画について介護保険事業計画との調整を図る必要性が生じ、第2次老人保健福祉計画として整合性のとれた見直しが行われることになった。介護保険事業計画については定期的に見直すことになっており、2003(平成15)年は老人保健福祉計画および介護保険事業計画の見直し時期にあたっている。前述したように、老人保健福祉計画と介護保険事業計画とは整合性をもって作成されることが必要であることから、介護保険事業計画の見直しに伴い、老人保健福祉計画についてもその見直し作業が2002(平成14)年度より進められている。

この老人保健福祉計画の見直しにあたって厚生労働省は、「老人保健福祉計画は、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという極めて重要な課題に対して、それぞれの市町村及び都道府県が、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを主な趣旨とする計画である。したがって、すべての高齢者を視野に入れ、介護保険の給付対象とならない高齢者保健福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象としている」(波線は筆者による加筆)という計画見直しの方向を示している⁸⁾。その上で、老人保健福祉計画の見直しにあたって、①介護サービス基盤の整備、②介護サービスの質的向上、③介護予防及び疾病予防の推進、④痴呆性高齢者支援対策の推進、⑤地域生活支援(地域ケア)体制の整備、⑥高齢者の積極的な社会参加という6つの基本方針を示した⁹⁾。

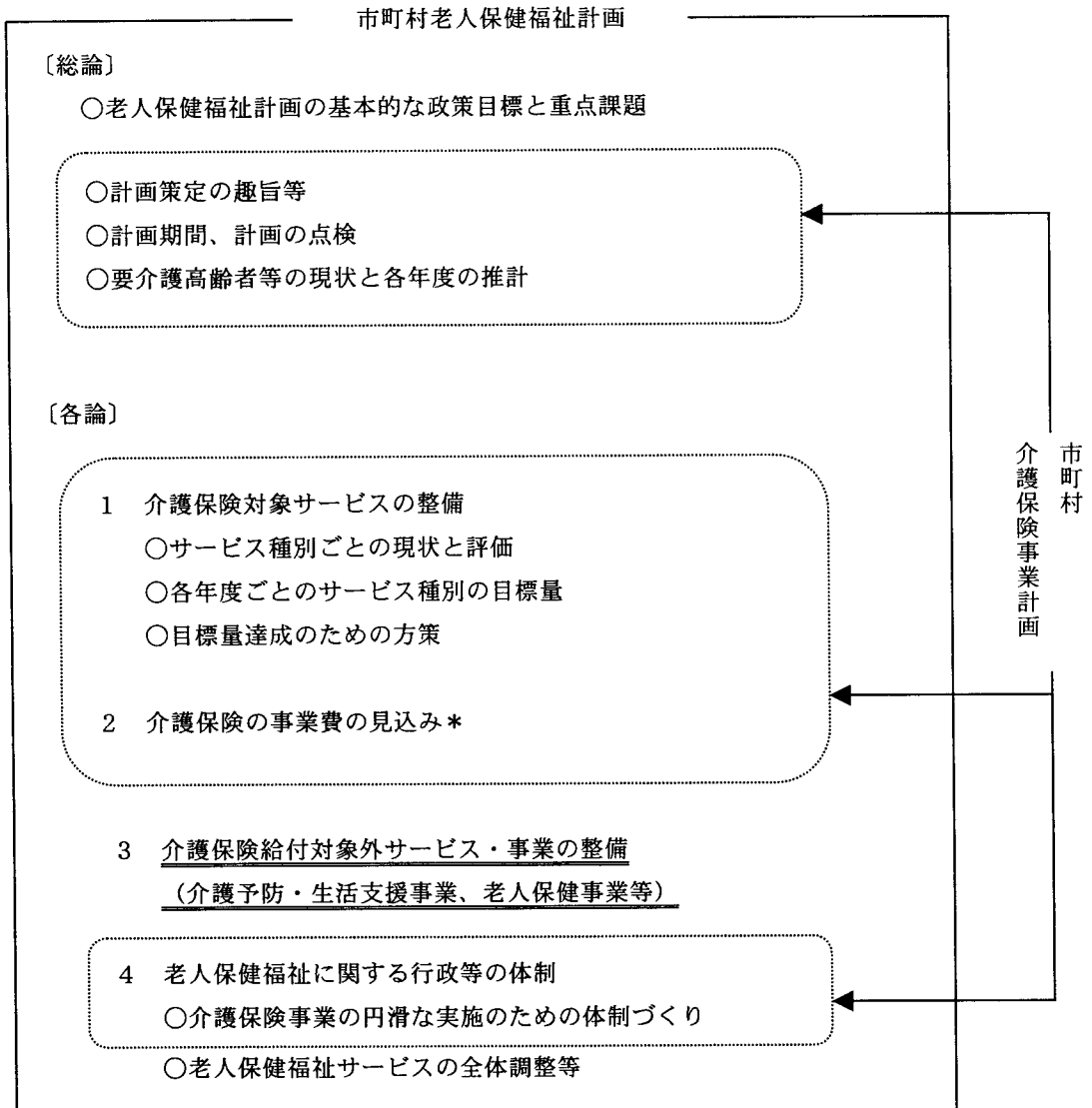
こうした厚生労働省の基本方針からもわかるように、老人保健福祉計画は介護保険事業計画と一体となって、地域における高齢者の生活を支えていくための施策の方向性を示すものである(図1・図2参照)。また、前述の6つの基本方針にもあるように、地域における高齢者の生活支援において、要介護状態となった際に利用できるサービスの整備とあわせて、要介護状態にならないための予防的措置を整備していくことが必要である¹⁰⁾。そのための具体的方策の一つとして示されている介護予防・生活支援対策に関する動向について、次にとりあげていく。

2. 介護予防・生活支援対策に関する近年の政策動向

前述したように、「ゴールドプラン21」などに代表される近年の高齢者保健福祉施策においては、介護予防事業の重要性が認識されてきている。こうした高齢者福祉分野の政策動向については拙稿でも整理してきたが¹¹⁾、ここでは、今回の老人保健福祉計画改定との関連から、「ゴールドプラン21」以降の高齢者保健福祉分野における介護予防事業をめぐる政策動向につ

図1 市町村老人保健福祉計画と市町村介護保険事業計画の関係

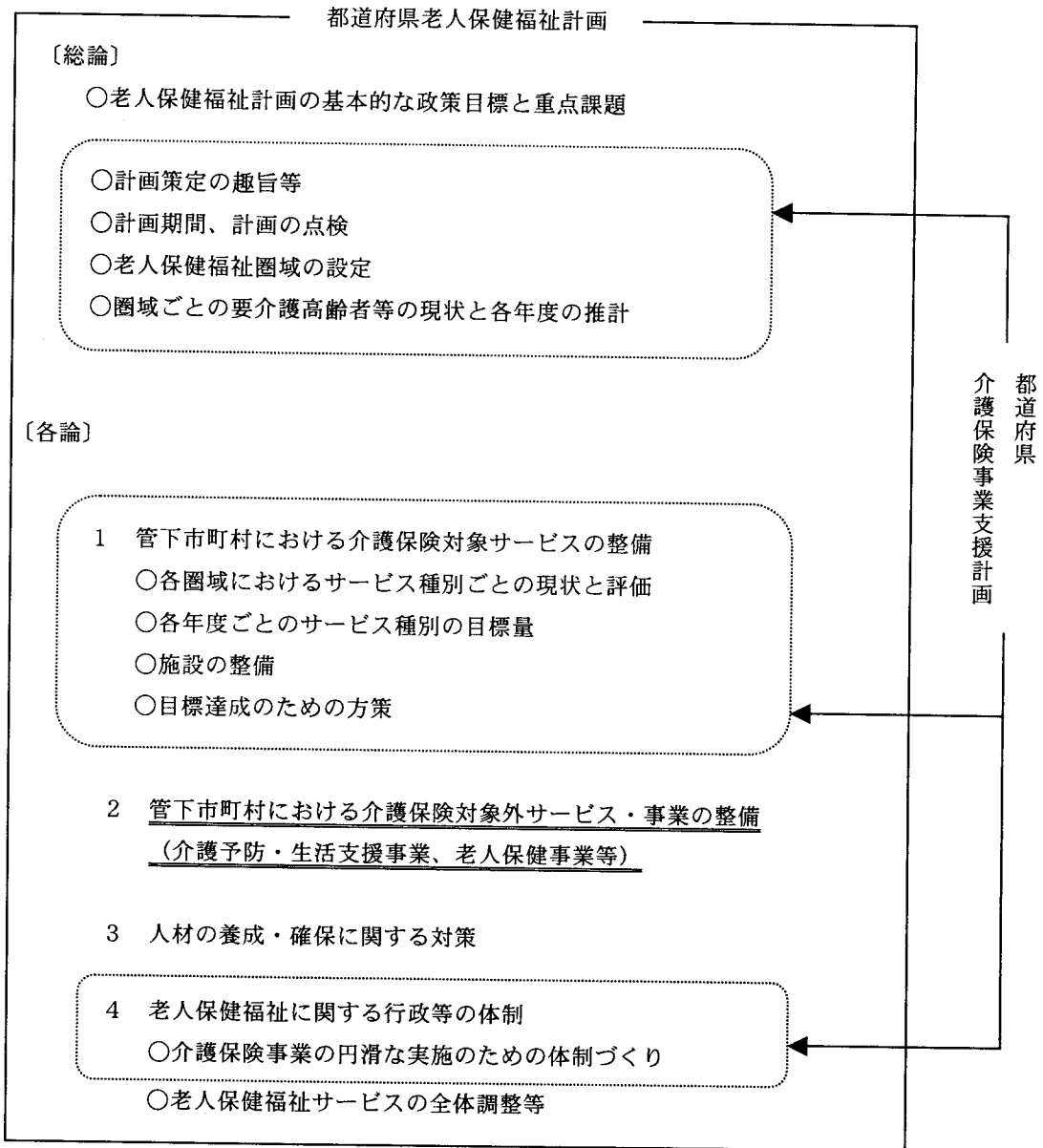
(両計画を一体的に作成する場合)



*老人保健福祉計画においては不要。

出典：厚生労働省老健局「全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料」（2002年2月）、207pより。図中の二重線は筆者による加筆。

図2 都道府県老人保健福祉計画と都道府県介護保険事業支援計画の関係
 (両計画を一体的に作成する場合)



出典：厚生労働省老健局「全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料」（2002年2月）、208p
 より。図中の二重線は筆者による加筆。

いてとりあげる。

「ゴールドプラン 21」で示された高齢者保健福祉の具体的施策の一つとして「元気高齢者づくり対策」があげられるが、これは「高齢者が健康で生きがいを持って生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防事業を積極的に推進するとともに、地域における生きがいづくりや社会参加を支援する」という方向を示す施策である。これを受けて、市町村ならびに都道府県において介護予防事業を行う際の指針となる介護予防・生活支援事業についての通知、および介護予防・生活支援事業に関するサービス提供システムのあり方を示す「在宅介護支援センター運営事業等の実施についての一部改正」などが出され、介護予防・生活支援事業を実施する際の基盤整備が図られてきた¹²⁾。

こうした介護予防・生活支援事業の基盤整備をさらに進めていくため、2002（平成 14）年度には介護予防・生活支援事業として以下の新規 5 事業が追加された¹³⁾。

①「食」の自立支援事業

在宅の高齢者等が自立した生活を送ることができるよう、配食サービスや食事の提供を伴う生きがい活動通所支援事業等の「食」に関わるサービスを、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的・有機的につなげて提供する事業¹⁴⁾。

②痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業

痴呆性高齢者を介護する家族への支援の充実を図る観点から、対象となる痴呆性高齢者の近隣に居住する者、ボランティア等が痴呆性高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し合いをする事業¹⁵⁾。

③在宅介護支援事業

在宅の要介護高齢者又は要介護となるおそれのある高齢者の心身の状況およびその家族等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上で、要介護状態のおそれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とするもの¹⁶⁾。

④高齢者住宅等安心確保事業

高齢者が安心して生活できるよう、市町村が地域の特性に応じて、高齢者の安否確認や生活相談を行うための基本となる計画を策定し、シルバーハウジング、登録住宅等に対する生活援助員の派遣のほか、民生委員、老人クラブ、NPO 等による訪問活動等地域の関係機関（者）による安心確保のための連携体制づくりに対する支援を行うことを目的とするもの¹⁷⁾。

⑤老人性痴呆指導対策事業

都道府県・指定都市を実施主体とする事業。市町村が、高齢者やその家族に対して痴呆に関する正しい知識を付与し、もしくは相談対応を行う場合、又は痴呆性高齢者に対して行った認定調査等で疑義が生じた場合などに、その技術援助を行い、もって地域の痴呆性高齢者等の保健医療・福祉サービスの向上を図ることを目的とする¹⁸⁾。

このようにして、近年、介護予防・生活支援事業の一層の拡充が図られてきているわけだが、介護予防事業のあり方をめぐっていくつかの論点がある。以下では、こうした介護予防事業のあり方に関する4つの論点を整理していく。

第一に、保健と福祉の連携に関する点である。これまで予防は保健の行政、介護は福祉のサービスという“縦割り”の考え方があったため、「介護予防」とは何であるのかといった介護予防事業をめぐる混乱が現場でみられる。また、介護予防事業については、「高齢者の情報と事業予算を持っている福祉部門と、介護予防事業のノウハウとマンパワーを持っている保健部門とが一体になって取り組む体制をとるか、あるいはマンパワーのシフトも考えられ」という指摘もある¹⁹⁾。島根県大田市では、介護予防事業における福祉と保健の連携が積極的に行われており、中でも専門職の位置付けの重要性を指摘している。例えば、同市では、基幹型在宅介護支援センターにソーシャルワーカーと看護師に加え、保健師を配置しており、この保健師の配置が介護予防事業において大きな意味をもっているとしている²⁰⁾。

第二に、介護予防事業において在宅介護支援センターが果たす役割についてである。厚生労働省は、介護予防事業の中核としての役割を在宅介護支援センターに期待している²¹⁾。介護保険制度の実施にあたって、居宅介護支援事業所ができたことにより、従来から要介護者に対する介護サービスのマネジメントを主たる業務としてきた在宅介護支援センターの役割がなくなるのではないかという危惧もあった。しかし、介護保険対象外の人のためのサービスをマネジメントするという役割が求められるようになったことから、在宅介護支援センターに「介護予防の拠点」としての機能が追加されたのである。その一方で、介護予防の拠点としての認識がない在宅介護支援センターも存在しており、要介護者のための相談所の域を脱していない在宅介護支援センターは、何をすればよいかわからないという戸惑いを抱えているという状況にあることが指摘されている²²⁾。

第三に、介護予防事業の対象者の把握に関する点である。介護保険における「要介護」「要支援」「非該当」の人々は、要介護認定結果から容易に把握できるが、要介護認定までいかない人、つまり要介護認定の申請をしない人であって介護予防のリスクのある人の把握の難しさが指摘されている²³⁾。介護予防事業については、現時点ではまだ対象者を把握していくシステムが確立していないのである。そこで、高齢者総合相談窓口、在宅介護支援センターなどでの日常業務を通じて、専門職がハイリスク者を拾い上げていくことの必要性などが提起されている。

第四に、介護予防事業の実施主体に関する点である。この点は前述したことも関連するが、介護予防事業の実施にあたっては、マンパワー、情報および事業予算といった面での保健と福祉の緊密な連携が求められる。それとあわせて、介護予防事業の実施にあたっては、市町村直営、もしくは行政との連携を図る体制を必要とするということを認識する必要がある²⁴⁾。介護保険事業については市町村直営のサービス提供という形をとっていないが、介護予防事業については、介護保険制度から漏れた人々へのサービス提供という点からも、また、将来の要介護高齢者等人口の増加に備え、介護保険制度の健全な運営を図るという点からも、行政が責任をもって実施していくという姿勢が必要である。

以上、介護予防事業をめぐる4つの論点をあげたが、特に4点目の論点については、老人保健福祉計画とも関わる重要な点であると考え。市町村および都道府県の行政当局が、地域におけるこれからの高齢者保健福祉施策の中で、どのように介護予防事業に取り組んでいくのかについても示すことが求められる今回の老人保健福祉計画の改定は、大きな意味をもつであろう。そこで以下では、老人保健福祉計画において介護予防事業がどのように位置付けられているかを明らかにするという趣旨にたち、現在改定作業段階にある三重県老人保健福祉計画ならびに津市老人保健福祉計画をとりあげる。

3. 第3次老人保健福祉計画における介護予防事業の位置付け

1) 三重県高齢者保健福祉計画における介護予防事業の位置付け

三重県第3次高齢者保健福祉計画では、「計画策定の趣旨」において、第2期介護保険事業計画との調和を図ることとあわせて、介護予防や疾病予防を推進していくことの必要性を明記している²⁵⁾。三重県における要介護高齢者等（要支援含む。以下同じ）人口の将来推計では、2001（平成13）年の46,482人（県内高齢者人口の12.8%）から2007（平成19）年には70,069人（同16.8%）とされている²⁶⁾。このように、今後要介護高齢者等人口の増加が見込まれる中、三重県においても、高齢者保健福祉施策の重要な柱として介護予防に取り組んでいく姿勢を示している。

具体的には、「元気高齢者づくり対策の推進」²⁷⁾の中で示されている「介護予防事業の推進」との関連で、①介護予防教室の開催、②ボランティアグループへの支援、③老人クラブ等の生きがい、元気高齢者対策、④保健事業との連携・充実、⑤食環境の整備の5施策をあげている。これらは第2次高齢者保健福祉計画の内容とほぼ同じ内容のものであるが、⑤の食環境の整備については新たに盛り込まれたものである²⁸⁾。ここでは、ボランティア等との協働により、「みえの食生活指針」を県民へ普及啓発すること、また住民の栄養指導に携わることのできる栄養士のマンパワー育成を行うことをあげている。前述の厚生労働省が示した介護予防・生活支援事業の新規メニューに関連して、「食」のあり方を介護予防の視点からとらえていく必要性を今回の計画の中で提起したものと見えよう。

また、「地域支援体制の整備」との関連では、表2にあげた7つの事業をあげている²⁹⁾。ここであげられている事業は、「ゴールドプラン21」で示された施策を反映したものであるが、第2次三重県高齢者保健福祉計画と比較すると、これまで高齢者保健福祉事業として行われてきた諸事業について、介護予防と関連付けながらその位置付けについて見直しを行ったという印象を受ける。

2) 津市高齢者保健福祉計画における介護予防事業の位置付け

津市高齢者保健福祉計画では、「高齢者が健康で生きがいを持ち、自立した生活を安心して送れるよう、地域が一体となって支えるまちづくりを目指す」という基本理念のもと、高齢者保

表2 第3次三重県高齢者保健福祉計画における介護予防関連事業

<p>① 高齢者等の生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス事業：外出が困難な高齢者に対して、移送用車両により送迎。 ・寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業： 寝具の衛生管理のため、寝具の水洗いや乾燥消毒サービスを行う。 ・軽度生活援助事業：在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、外出時の援助、食事・食材の確保等簡易な日常生活上の援助を行う。 ・住宅改修指導事業：居室等を高齢者向けに改造することを希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行う。 ・訪問美容サービス事業：美容院に出向くことが困難な高齢者に対する美容サービス。 ・高齢者共同住宅（グループリビング）支援事業： グループリビングに対する公的ケアサービスの提供、近隣住民、ボランティアによる生活援助を組織化する。
<p>② 介護予防・生きがい活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業：介護保険で自立、要支援と認定された者等に対して、転倒予防教室や痴呆予防・介護事業、IADL 訓練事業等を実施。 ・高齢者食生活改善事業：高齢者及び高齢者を抱える家族を対象に、介護予防のための食生活に関する教室等、高齢者の食生活改善を支援。 ・運動指導事業：40歳以上の者で生活習慣改善の必要があると判定された者に対し、生活習慣病予防のための運動指導を実施。 ・生きがい活動支援通所支援事業： おおむね60歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、生きがい対応型デイサービス事業を実施。 ・生活管理指導事業：社会適応が困難な高齢者に対して、日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する。 ・「食」の自立支援事業：(既述。2-①参照)
<p>③ 家族介護支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護支援事業：高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法等についての知識・技術を習得させるための教室の開催。 ・介護用品の支給：要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属する者を介護する家族に対して、介護用品を支給する。 ・家族介護者交流事業：高齢者を介護している家族に対して、宿泊、日帰り旅行などを活用した介護者相互の交流を通じて心身のリフレッシュを図る。 ・家族介護者ヘルパー受講支援事業 高齢者を介護している家族が、ホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、訪問介護員研修の受講料の一部を助成。 ・徘徊高齢者支援サービス：痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組みを活用してその居場所を家族等に伝える。 ・家族介護慰労事業：要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった人を介護している家族に対して、慰労金を贈る。 ・痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業：(既述。2-②参照)
<p>④ 在宅介護支援事業 (既述。2-③参照。)</p>
<p>⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、一人暮らし高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。</p>
<p>⑥ 成年後見制度利用支援事業：成年後見制度利用促進のための広報・普及活動への支援。</p>
<p>⑦ 緊急通報体制等整備事業：一人暮らしの高齢者等の緊急時に必要な措置を執ることができる協力員の確保などを行うとともに、緊急通報装置の給付又は貸与を実施する。</p>

注：表中のゴシック体で書かれた事業は、三重県第3次高齢者保健福祉計画において介護予防事業として新たに位置付けられた事業（これまで別事業として位置付けられていたものを含む）。

健福祉計画および介護保険事業計画を策定していく姿勢が示されている³⁰⁾。また、計画策定の趣旨説明において、「高齢者の大半は、介護の必要のない“元気高齢者”で」あり、「健康を保持し、介護を必要としない期間いわゆる健康寿命を延ばしていくということや住み慣れた地域で暮らせるようなまちづくりも、併せて考えていく」ことの重要性を示している³¹⁾。

今回改定される津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画（中間報告案）は、前回策定された計画内容と大きな変更点はない。介護予防事業についても、前計画で示された介護予防事業を継続するものとなっている³²⁾。今回の津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告案）で示されている「元気高齢者づくりの推進」については、「健康づくり事業の実施」とあわせて「介護予防事業の実施」（福祉施策）をあげているが、ここであげられている事業は、前計画で示された6事業（介護予防事業（転倒予防教室）、高齢者食生活改善事業（食生活改善教室）、生活管理指導短期宿泊事業、生きがい活動支援通所事業、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業、寿バスカード交付事業）を継続して行うという内容になっている。

このように、中間報告案の段階において津市では、これまでの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で示された介護予防事業を今後も継続して行っていくという方向を示すにとどまっている。事業の継続そのものについて問題視するわけではないが、以下にあげる津市の高齢化状況をめぐる特徴から、さらに介護予防事業を充実させていく必要性を感じる。

今回の計画策定の中間報告案でも示されていることであるが、高齢化状況に関する津市の特徴の一つとして、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の比率が全国平均、県平均と比べて高くなっていることがあげられる（表3参照）。高齢者単身世帯の割合が高いということは、自宅に閉じこもりがちな高齢者が増える危険性をはらんでおり、また高齢者夫婦世帯の割合が高いということは老老介護になる危険性が高いことを示唆するものとも考えられる。両世帯とも要介護状態になるリスクが高いことが想像されるが、こうした世帯の高齢者をターゲットとした介護予防事業を積極的に展開していくことが重要であろう。

表3 高齢者のいる世帯の状況

区分	高齢者のいる世帯			
		高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯	高齢者のいる その他の世帯
国	32.2%	20.2%	26.4%	53.4%
三重県	37.5%	17.7%	26.3%	56.0%
津市	31.1%	21.4%	31.1%	47.4%

「平成12年国勢調査」より

（「津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画（中間報告案）」、9pより引用。）

また、津市における高齢者の就業状況をみると、全国平均、県平均を下回っている（表4参照）。高齢者の就業については、「ゴールドプラン21」における「元気高齢者づくり対策の

推進」の中で示されているように、介護予防と関連する施策の一つとしても考えられている³³⁾。表4は、高齢者の就業意向そのものを示すものではないが、津市における高齢者の就業率の低さを考えると、就業以外の面における社会参加を促す取組みが今後重要になってくると考えられる。そうした意味でも、津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告案）で示されているような、福祉関連施策としての生きがい推進事業³⁴⁾の充実が求められよう。

表4 高齢者の就業の状況

区分	高齢者人口に占める高齢者就業率					
		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
国	22.2%	51.3%	29.0%	13.1%	4.7%	1.9%
三重県	21.2%	51.9%	30.0%	12.2%	4.3%	1.6%
津市	19.4%	52.9%	29.1%	11.6%	4.5%	1.8%

「平成12年国勢調査」より

（「津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画（中間報告案）」、16pより引用。）

おわりに

以上、これまで行われてきた老人保健福祉計画の趣旨および介護予防事業をめぐる政策動向を整理し、改定途中にある県および市町村老人保健福祉計画において介護予防事業がどのように位置付けられているのかについて述べてきた。介護予防事業については介護保険制度に基づく諸サービスとは異なり、行政責任によりその実施が求められる事業である。要介護状態に陥ることを食い止め、介護問題の深刻化を防ぐためにも、また財政的側面から介護保険制度を安定的に運営していくためにも、介護予防事業における行政当局の積極的な関与が必要となってくる。

このような意味で、行政計画である老人保健福祉計画の改定において介護予防事業をどのように位置付けるかということが重要であると考えていたが、今回の計画改定においては、厚生労働省が示した介護予防事業に関する指針を踏襲する方向性を示すにとどまる市町村および都道府県が多いのが実態であると思われる。これまで行われてきた地域における介護保険事業の評価をふまえ、それぞれの地域の実情にあった高齢者保健福祉施策の必要性を強く感じる。また、介護予防事業については、単に老人保健福祉計画においてとりあげるべきものではなく、より若い世代を対象とした取組みも必要となつてこよう。そのため、地域住民全体を対象とした介護予防事業について「地域福祉計画」の中に盛り込んでいくことの必要性も感じる。

今後の介護予防事業の実施にあたっては、地方行政当局の力量が問われることになるろう。地域において健康で生活し続けていくために、どのような施策がどのような効果をもつか、これからの各地における介護予防実践に注目していきたい。

注

- 1) 寝たきりや痴呆、虚弱となり何らかの介護を必要とする高齢者は、1993（平成5）年には約200万人と報告されており、2025（平成37）年には520万人に増加することが予測されている（社会保障入門編集委員会編『社会保障入門（平成15年版）』（中央法規、2003年）、57pより）。
- 2) ゴールドプラン21では、「国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割を踏まえ、良質な介護サービス基盤の計画的な整備と健康・生きがいづくり、介護予防、生活支援対策の積極的な取組みを車の両輪として進めていくことが重要」としている（「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向」より）。このように、高齢期の生活を支えていく上では、介護保険制度に基づいて要介護状態になった場合に利用する介護サービスの基盤整備のみではなく、多様なサービスを整備していくことが必要である。
- 3) 例えば1989（平成元）年に策定された「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」で示された「寝たきり老人ゼロ作戦」などがあげられる。これは、寝たきり老人の発生予防に関する国民への普及・啓発を図ることを目的とした事業であり、具体的には、①地域におけるリハビリテーション実施体制の強化、②脳卒中、骨折等の予防のための保健事業の充実、③市町村保健センターの整備、④市町村保健師の確保といった取組みがあげられる（社会保障入門編集委員会編、前掲書、p57）。また、医療・保健分野においては、2000（平成12）年度から、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が開始された。これは、2000年度から2010年度の10年間に、国民の健康増進・疾病予防を進めるための総合的な計画として位置付けられている（厚生統計協会編『国民の福祉の動向』（厚生統計協会、2002年）、34p）。
- 4) ゴールドプラン21において示された介護予防関連施策の具体例として、「元気高齢者づくり対策の推進」があげられる。これは、①総合的な疾病管理施策の推進、②地域リハビリテーション体制の整備、③介護予防事業の推進、④生きがい活動の支援、⑤社会参加・就業の支援を内容とする施策である。なお本施策については、特に前期高齢者（65～74歳）に関して積極的な社会参画を進めるというねらいもある。
- 5) 拙稿「高齢者福祉をめぐる政策動向に関する整理—介護予防事業等を中心に—」、『地研年報』第7号（三重短期大学地域問題総合調査研究室、2002年）、71—73pp。
- 6) この「ゴールドプラン」が、国（厚生省（当時））による福祉行政における本格的な計画手法の第一歩となったと指摘されている（神長勲「福祉と計画」（日本社会保障法学会編『講座社会保障法第3巻 社会福祉サービス法』（法律文化社、2001年）、243pより）。
- 7) 山口浩一郎・小島晴洋『高齢者法』（有斐閣、2002年）、124pより。
- 8) 厚生労働省老健局「全国高齢者保険福祉・介護保険関係主管課長会議資料」（2002年2月12日）197p。
- 9) 厚生労働省老健局、前掲書、198—203ppより。
- 10) 図1・図2からも明らかなように、介護保険対象外サービス・事業の整備として介護予防・生活支援事業が老人保健福祉計画の中に位置付けられており（図1・図2の二重線部分を参照）、介護保険事業計画の介護サービスの整備とあわせて、介護予防・生活支援事業の整備が地域（市町村および都道府県）の高齢者保健福祉施策の重要な一領域となっている。
- 11) 拙稿、前掲書、69—71pp。

- 12) 拙稿、前掲書、71-73pp。
- 13) 厚生労働省老健局、前掲書、215-222pp (介護予防・生活支援事業実施要綱素案より)。
- 14) 本事業については、対象者の心身の状況、そのおかれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析することが必須となることから、その体制整備に一定の期間を要するため、当分の間、改正前の「配食サービス事業」として実施することが可能とされている。
- 15) 本事業においては、痴呆性高齢者を介護する家族を支援する近隣者、ボランティア等(本事業では「やすらぎ支援員」)に対し、痴呆の基礎知識、接遇の基礎等に関するオリエンテーションを行う事業(「やすらぎ支援員」の養成事業)の他、コーディネーター(在宅介護支援センター等の職員)による対象者と「やすらぎ支援員」との関係づくり、「やすらぎ支援員」によるやすらぎ訪問事業が行われる。
- 16) 本事業の事業主体は市町村となっているが、市町村は在宅介護支援センター運営事業者に本事業を委託することができるかとされている。
- 17) 1990(平成2)年度より実施してきた「高齢者世話付住宅(シルバーハウジング等)生活援助員派遣事業」について、多様化する高齢者向けの住まいにおける生活面・健康面での不安に、より柔軟に対応できるよう、介護予防・生活支援事業へと組み替え計上する事業である。
- 18) 本事業の内容として、①市町村の保健医療・福祉関係者(市町村職員、在宅介護支援センター職員等)への技術援助、②情報収集・情報提供、③専門相談の実施、④困難事例等個別の高齢者の処遇に係る関係機関との調整、があげられる。
- 19) 田中甲子氏(地域保健研究会代表)による指摘(『月刊介護保険』76号(法研、2002年6月)、46-47pp)。
- 20) 森井琢磨氏(島根県大田市民生部社会福祉課高齢者福祉係主任)による指摘(『月刊介護保険』76号(法研、2002年6月)、47p)。
- 21) 2002(平成14)年度予算においては、地域型在宅介護支援センターで実施している高齢者の実態把握及び介護予防プラン作成を「在宅介護支援事業」として区分変更し、介護予防拠点機能の充実を図るとしている(厚生労働省老健局、前掲書、213p)。
- 22) 西田紫郎氏(埼玉県東松山市市民福祉部福祉課長)による指摘(『月刊介護保険』76号(法研、2002年6月)、49p)。
- 23) 森井琢磨氏による指摘(『月刊介護保険』77号(法研、2002年7月)、45p)。
- 24) 森井琢磨氏による指摘(『月刊介護保険』77号(法研、2002年7月)、48p)。
- 25) 「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画(案)」(2003年)、1p。
- 26) 県内の要介護(要支援)高齢者比率は4つの保健福祉圏域で差がみられ、特に東紀州圏域においては2007(平成19)年には要介護(要支援)高齢者比率が21.3%(圏域内高齢者人口に対する比率)と報告されており、高齢者の5人に1人が何らかの介護・支援が必要となることが推測される(「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画(案)」(2003年)、12p)。
- 27) 「元気高齢者づくり対策の推進」は、今回の計画の中で示された高齢者保健福祉の重点施策の一つである。本計画における他の重点施策としては、「地域支援体制の整備」、「介護サービス基盤の整備」「痴呆性高齢者支援対策の推進」「利用者保護と信頼できる介護サービスの育成」「高齢者の保健福祉を支え

- る社会的基礎の確立」という6施策があげられる（「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画（案）」（2003年）、37-39pp）。なお、「元気高齢者づくり対策の推進」に関連する取組みとして、本文でとりあげたものの他に、「生活習慣病予防対策の推進」「寝たきり予防施策の推進」「高齢者の生きがい活動と社会参加対策の推進」がある（同、68-77pp）。
- 28) 第2次高齢者保健福祉計画においては、介護予防の具体的施策として食をとりあげておらず、生活習慣病の予防として運動指導を行うという施策があげられていた。
- 29) 「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画（案）」（2003年）、72p。
- 30) 以下の記述については、「津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画―健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりのために―」の中間報告案（2002（平成14）年8月）をもとにしている。
- 31) 「津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画（中間報告案）」、1p。
- 32) 「津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画（中間報告案）」が示された2002年8月時点のことである。なお、前回の津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画（2000（平成12）年）では、介護予防事業として「介護予防（寝たきりゼロ作戦）の展開」の中で次のような取組みがあげられた。
①寝たきりにならない施策の展開（健康づくりの推進、健康診査の実施、健康教育・健康相談の実施、訪問指導の実施、生きがい対策の推進等）、②寝たきりを作らない施策の展開（閉じこもり予防、生活支援事業の実施、訪問指導・機能訓練の実施等）、③寝たきりを起こす施策の展開（介護保険給付サービスの提供等）。
- 33) 「ゴールドプラン21」の「元気高齢者づくり対策の推進」の中で示された社会参加・就業の支援として、「老人クラブ活動やシルバー人材センター事業の支援などを通じ、高齢者の地域における社会参加、教養文化活動や就業を推進」することがあげられている（「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向」より）。
- 34) 「津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画（中間報告案）」では、「生きがいづくりと社会参加」として、①元気高齢者づくり、②高年齢者能力活用事業（シルバー人材センター）、③老人福祉センター事業、④老人クラブ助成事業、⑤バリアフリー化事業の5つをあげている。

三重県伊勢市の児童の食行動と栄養教育について

－Y 小学校の食生活調査から－

秋永 紀子

1. はじめに

子どもの体力向上のための総合的な方策について文部科学省の答申の概要によると、子どもの体力の現状は昭和 60 年ごろから体力・運動能力の低下傾向が続くとともに、肥満傾向の割合が増加し、将来の生活習慣病への危険性が高まっているとされている。

子どもの体力の低下の原因は、外遊びやスポーツの重要性の軽視など国民の意識、子どもを取り巻く環境の問題、生活が便利になるなどの子どもの生活全体の変化、スポーツや外遊びに不可欠な要素（時間、空間、仲間）の減少などがある。また、子どもの生活習慣の乱れは就寝時刻が遅くなっていること、朝食の欠食や栄養のバランスのとれていない食事などがあげられ、食に起因すると考えられる健康問題が深刻化している。そこで、学校における食に関する指導を充実させるためには、学校給食を活用することが大切である^{1,2)}。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、全教職員が一体となって取り組むことが必要であり、とりわけ学校栄養職員の専門性を生かした教育活動を展開していくことが求められており、「栄養教諭(仮称)」制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設の検討が進められている。子どもの生活習慣の改善では、家庭において大人も子どもも守るべき生活習慣のきまり(「毎日の朝食」「早寝早起き」「規則的な運動」「きちんとした姿勢」など)をつくるなど、積極的に子どもの生活習慣の改善に取り組むことを促すこと³⁾が必要である。

「平成 7 年度 児童生徒の食生活実態調査報告」⁴⁾によると、児童生徒の孤食⁵⁾、朝食の欠食、食事の洋風化、スナック菓子の高頻度の摂取、家庭における調理済み食品への依存の高さ等が明らかになっている。さらに、「平成 12 年度 児童生徒の食生活実態調査報告」⁶⁾では、その目的の一つは、平成 7 年度調査以後の「児童生徒の食生活等に関する意識、行動等の変化を把握する」ことである。それによると、学校給食が児童生徒にとっては、友達と一緒に食事ができる楽しみの場になっている。朝食の欠食状況の割合が平成 7 年度調査より高くなっている。朝食欠食と不定愁訴、学校給食の残食と不定愁訴の有症状率に関係が見られている。児童生徒の生活の夜型が進んでいる。家庭における調理済み食品への依存度が高まっている。外食産業の影響が子供たちの嗜好に現れている。おやつについては、平成 7 年度調査と同様にスナック菓子の摂取の割合が高くなっている。学校栄養職員の存在の効果が、児童生徒における 3 つの食品群に関する知識等についての正解率の高さとなって現れている。

「平成 9 年度 児童生徒の食事状況調査報告」⁷⁾によると、成長期にある小・中学生の家庭での食事の実体を把握し、今後の学校給食の食事内容の検討、家庭における食事指導等の資料を得るために

実施されたものであり、学校給食のある日とない日の栄養素摂取状況を比較してみると、小、中学校とも前者はほぼ栄養所要量⁸⁾を充たしているのに対して、後者は、ビタミン、ミネラル等の不足がみられる。特に中学校では、カルシウムの充足率が60%台まで落ち込むほか、エネルギー、ビタミンB₂、鉄が大きくポイントを落としている。昼食の栄養摂取状況の学校給食からの摂取割合がいずれも30%を越えているのに対して、そうでない日ではビタミンCを除いて10~20%台に留まっている。これは、学校給食が1日の栄養所要量の34~55%に設定されているため、これにより小、中学校とも成長期に必要な栄養素で、特に不足しがちな微量栄養素が補われていることになる。栄養素摂取量の中で特にカルシウムとビタミンB₁、B₂の摂取は、学校給食に大きく依存しており、充足率で30~40ポイントもの差がみられている。

三重県の「平成13年度学校保健統計調査報告書」⁹⁾によると、男子の身長および女子の身長は、各年齢で前年度より減少している。女子の身長は、10歳~11歳で男子の身長を上回っている。男子の体重および女子の体重は、各年齢で前年度より減少している。

そこで、三重県伊勢市のY小学校の児童の栄養摂取状況を把握するために食生活調査を行い、栄養教育教材を作成することを目的とした。調査対象のY小学校の栄養職員との連携によりアンケート調査を実施した。三重県の伊勢市の小学校の結果で限られたサンプルであるため、三重県全体の児童を取り巻く食環境の調査内容とはいえない点に本研究の限界があるので、全国的な児童の食環境の調査結果などを参考に比較検討した。

2. 研究方法

調査内容

1. 実施時期 2002年6月
2. 調査対象 I市のY小学校3年生及び4年生男女
3. 調査員 食物栄養学専攻50期生 下村奈緒
4. 調査対象者数 調査人員数 198名 調査表の回収率94%
5. 調査表の設問項目：(設問1)朝食摂取の有無、(設問2)夕食の内容、(設問3)嫌いな食べ物とその理由、(設問4)好きな食べ物、(設問5)おやつ摂取の有無およびおやつの内容の5項目である。
6. 身体状況：身長および体重については、3年生男子(8歳)127.5cm、27.5kg、女子(8歳)128.8cm、26.2kg、男子(9歳)132.6cm、31.1kg、女子(9歳)133.2cm、30.1kgであり、平成13年度の伊勢市、三重県および全国の発育状態調査結果の値と変わらなかった。また、本対象の児童については、アレルギー、重度の肥満、ぜんそく、糖尿病などの疾患はなかった。

3. 調査結果の概要および考察

1)設問1 毎日朝食を食べますか。

Table.1 3年生児童の朝食摂取状況

	食べる(n)(%)	時々食べない(n)(%)	食べない(n)(%)
男(50)	41(82.0)	6(12.0)	3(6.0)
女(45)	39(86.7)	4(8.9)	2(4.4)
計 95	80(84.2)	10(10.5)	5(5.3)

Table.2 4年生児童の朝食摂取状況

	食べる(n)(%)	時々食べない(n)(%)	食べない(n)(%)
男(49)	39(79.6)	8(16.3)	2(4.1)
女(42)	34(81.0)	7(16.7)	1(2.3)
計 91	73(80.2)	15(16.5)	3(3.3)

Table.3 男女別の朝食摂取状況

	食べる(n)(%)	時々食べない(n)(%)	食べない(n)(%)
男(99)	80(80.8)	14(14.1)	5(5.1)
女(87)	73(83.9)	11(12.7)	3(3.4)
計 186	153(82.3)	25(13.4)	8(4.3)

Table 1 には3年生の朝食の摂取状況を示している。食べないは5.3%あり、時々食べないは10.5%であり、合計すると15.8%になる。Table 2は4年生の朝食の摂取状況を示している。各々3.3%、16.5%となり合計が19.8%となり3年生より4.0%高くなっていた。Y小学校の児童の朝食の摂取状況については80%以上の児童は摂取していた。時々食べない児童を含めると20%程度が欠食状況にあった。Table 3は男女別の朝食摂取状況を示している。Y小学校の児童全体で朝食を摂取しないのは全体で4.3%あり、時々食べない13.4%を入れると20%弱である。男女別に見ると男子の食べないは5.1%、時々食べない14.1%、女子では各々3.4%および12.7%であり、食べない日は各々合計すると男子は20%弱であり、女子では16.1%と男子よりも低い傾向であった。

平成10年度の「児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」¹⁰⁾によると、学年が進むにつれて朝食の欠食は増加し特に中学生の増加が著しくなっている。また、厚生労働省の「国民栄養調査」報告によると、男女とも20歳代で最も欠食が高く、男性では4人に1人、女性では7人に1人を占める。

朝食摂取の意味は、給食指導時間などを通じて学んでいると思われるが、学年が進むにつれて実践や習慣化に結びついていないのが現状である。先述の事業報告書¹⁰⁾によると、「食べない」「食べない日が多い」と答えた者の回答した理由は、全体では「朝、起きるのが遅いので食べる時間がない」と回答したものが男子で44.2%、女子50.2%で最も高く、次いで、「食欲がない」と回答したものが男子35.7%、女子30.9%となっている。

また、小学校3、4年生の回答者が多いのは「食欲がない」であり、5、6年生では「朝、起きるのが遅いので食べる時間がない」という回答が男女で著しく多く見られる。生活の夜型化や夜食やその延長線に間食摂取などが影響する可能性があると考えれば朝食の内容や欠食につながっていることになる。平成12年の調査結果⁶⁾によると、児童生徒の就寝時刻は、小学校で22:00~22:30に約3割、中学校では、23:00~23:30に約4割が就寝しており、小学校と中学校では、ピークに1時間の差があり、そのピークが平成7年度調査結果⁴⁾より小学校、中学校ともに約30分遅くなっており、児童生徒の生活は夜型化してきている。朝食の欠食することがあると回答した児童生徒は、小学校15.6%、中学校19.9%である。欠食の主な理由は、「時間がないから」が46.9%、「食欲がないから」が33.7%である。いずれの調査報告も同様の結果である。平成12年の調査結果⁶⁾によると、登校する時刻は、7:30~8:00の間に集中しており、登校するまでの時間は、41分~50分の者が多い。また、香川県のK高等学校の報告にも全校生徒390名の80%以上が朝食を食べている。しかし、その内容は「主食+汁物(飲み物)」という人が約半数で、おかずや果物を添える人は40%と少数である。朝は米飯を食べる人が6割で過半数を占め、家族がそろわない人が6割で家族と一緒に食べる人は少なく孤食傾向である。ダイエットの経験は、女子では64%と多く、男子も20%ある。間食は84%がしており、内容は飲み物とスナック菓子が多い。コンビニエンスストアやファーストフードを週1回以上利用する人が約半数を占めている。つまり、現状では小学生から高校生までのライフスタイルは改善されにくいといえよう。著者らは朝食の欠食の理由については、今回調査していないが、平成12年の調査結果⁶⁾によると、夜食については児童生徒で「ほとんど毎日食べる」、「1週間に4~5日食べる」、「1週間に2~3日食べる」と回答した者を合わせると、小学校で34.3%、中学校で34.9%である。保護者は、「ほとんどとらない」が約90%を占めている。生活状況については、一人で自然に目がさめる者は、小学校男子が44.9%、女子32.3%、中学校男子が32.4%、女子24.4%といずれも女子に比べ男子の方が高くなっている。

このような実態で1日の学校生活のスタートとしての朝食のもつ意味は、朝食摂取だけに焦点をあてた学習指導ではなく、「生活リズム」や「情緒面」を含めて、児童自身のライフスタイル面における行動の変容に結びつくような指導内容や指導教材が必要とされる。朝食の欠食者の食事内容には、一日の栄養所要量に基づいた食事摂取基準⁸⁾を充足していないことで栄養バランスにおいても問題が生じているために、児童自身の食生活における自己管理能力を喚起するような支援体制が要求されてくる。望ましい食習慣は、食事、運動、休養および睡眠のリズムがあり、1日のエネルギーの源である朝食を摂取することは、栄養を取ること以外に、食べることで体温が上がり、身体が活動的になるという効果がある。

児童生徒の不定愁訴については、平成12年の調査結果⁶⁾によると訴える割合の高い順から見ると、小学校では「つかれる」88.3%、「体がだるい」79.3%、「イライラする」77.0%、となっている。中学校では、「つかれる」94.7%、「体がだるい」90.3%、「イライラする」83.5%である。学校給食を残すことがある者とない者の不定愁訴との関係を見ると、中学校では、「つ

かれる」で10.7ポイント、「何もやる気が起こらない」で5.7ポイントの差で、それぞれ残すことがある者の方がいつも感じている割合が高い。小学校でも「イライラする」4.0ポイント、「つかれる」3.6ポイントの差があり、「学校給食を残すことがある」と回答した児童生徒の方が不定愁訴をいつも感じる割合が高い。また、先述の調査によると、児童生徒と保護者に対して同一の質問をしたところ、朝食を「家族と食べたいが一人で食べることが多い」、「家族とは別に一人で食べている」とする割合の合計は、小学校児童15.9%に対し保護者では6.9%、中学校生徒31.3%に対し保護者16.0%である。家族そろって朝食を食べる割合は、保護者から見ると小学校で33.3%、中学校で26.7%であったが、同じ設問を児童生徒から見ると小学校で25.2%、中学校で17.3%と両者に開きがある。つまり、児童自らが一日の生活リズムを整え家族と一緒に朝食を摂取する⁵⁾ことにより、生きる「意欲」に結びついた学習支援が必要になる。また、食べるだけでなくご飯を作る「喜び」や作るにより家族に喜ばれたいというような「充足感」の実感には、家庭との連携協力を図り、家族揃って朝食摂取することを習慣化していくことが必要と思われる。つまり、児童を孤食から固食にならないように生活環境を整備し共食へと展開していくことによって、食文化を共有することになり、人として生きるための食べものもつ意味、あるいは食べものの歴史などを体系づけ日常の食生活に反映させ発展させることが出来る。ひいては生活者として食文化を共有し伝承教育されたことを自らが実践することにより学習する態度が養われることになる。

以上のことから、朝食を摂取することにより望ましい食習慣を身につけ、一日の生活リズムを整えることが実践できる児童を育てることになる。

2) 設問2 あなたは昨日の夕食に何（主食、主菜、副菜、汁など）を食べましたか。

児童の記録した夕食の食事内容を主食、主菜、副菜について食事形態を（1）主食 2）主食＋主菜＋副菜 3）主食＋主菜 4）主食＋副菜 5）主菜＋副菜 6）主菜 7）副菜 8）汁など 9）記載無しに分類することができる。全体の食事形態のタイプをAppendix(1)に示している。また、小学校では既存の給食献立等を用いて「食事の基本」である「主食」「主菜」「副菜」を摂取するための実践力を育成する必要がある。

Fig.1に示した夕食の食事形態の割合は、全体では、1)25% 2)17% 3)24% 4)16% 5)8%であり、栄養バランスがよいと思われる2)は20%以下で低かった。Table 4は男女別の夕食の食事形態の割合を示している。バランスが取れているとされている2)のタイプは男子11.1%、女子24.1%で女子の方が高くなっていた。5)のタイプは男子13.1%と女子は1.1%であり、男子の方が主食なしで摂取する割合が12%高かった。

Table 5は3,4年生の各学年で夕食の食事形態の割合を示している。2)のタイプは3年生では14.7%であるのに対し4年生では19.8%で5.1%後の方が高かった。それ以外のタイプは学年による差異は見られなかった。また、栄養バランスが優れていると見られる2)のタイプの主菜の中の肉類の摂取割合は62%であった。また、主食は、84%が夕食に米飯を摂取していた。

Appendix (I)の Table 13~16 は学年および男女別の夕食の食事形態を示している。先述の傾向と同様であった。Fig.1 の食べる形態が「主食+主菜+副菜+(汁物)」の割合は20%以下であることから、野菜や豆料理が副菜にあがっているものの摂取割合は低かった。

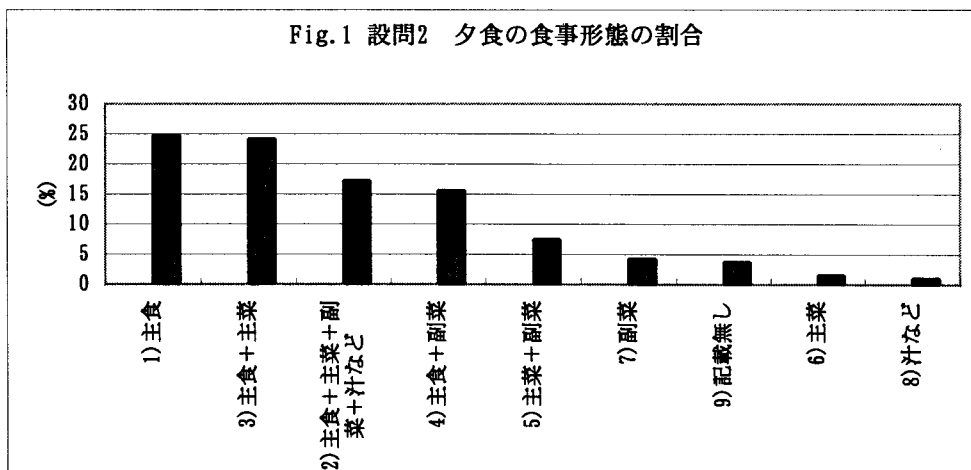
Table.4 男女別の夕食の食事形態の割合

食事の形態	男子(n, %)	女子(n, %)
1)	26 (26.3)	20 (23.0)
2)	11 (11.1)	21 (24.1)
3)	25 (25.3)	21 (24.1)
4)	16 (16.2)	14 (16.1)
5)	13 (13.1)	1 (1.1)
6)	0 (0)	2 (2.3)
7)	3 (3.0)	4 (4.7)
8)	0 (0)	2 (2.3)
9)	5 (5.0)	2 (2.3)
	99 (100)	87 (100)

Table.5 学年別の夕食の食事形態の割合

食事の形態	3年生(n, %)	4年生(n, %)
1)	25 (26.3)	21 (23.1)
2)	14 (14.7)	18 (19.8)
3)	25 (26.3)	21 (23.1)
4)	16 (16.8)	14 (15.4)
5)	6 (6.4)	8 (8.7)
6)	1 (1.1)	1 (1.1)
7)	3 (3.2)	4 (4.4)
8)	1 (1.1)	1 (1.1)
9)	4 (4.2)	3 (3.3)
	95 (100)	91 (100)

Fig.1 設問2 夕食の食事形態の割合



(n=186)

2)のタイプの食事形態が栄養的にもバランスが取れているとすると、そうでないタイプが多いことになり栄養バランスを欠いた児童が80%以上いることになる。日本型食生活は一般的には健康食といわれているものの実情は継続が困難であるといわざるを得ない。それに関連して平成12年の調査結果⁶⁾によると、家庭での献立を決めるときに主に気をつけていることは、「栄養のバランスを取る」80.1%、「家族の嗜好に合うもの」78.4%である。家庭での調理時間については、朝食には、30分以内が87.1%を占めており、中でも10分~20分とする者が44.0%

あった。夕食には、50分以上が47.4%ある。家庭における調理済み食品の使用頻度は、「週4日以上」、「週1日～3日程度」を合わせると46.0%ある。この調査結果では、栄養のバランスを取ろうとしているものの割合は高いが、実際面では実践出来ていないということになる。また、先述の調査結果によると、夕食について、「家族そろって食べる」と回答した者が小学校児童で57.8%に対して保護者では64.5%、中学校生徒で52.1%に対し保護者では60.2%と、両者に開きがある。一緒に食事をしない児童生徒は40%程度が孤食⁵⁾に近い食事摂取状況にあると思われる。児童生徒と一緒に料理をすることがあるかどうかについて、「よく作る」と回答した者は、小学校、中学校全体で4.4%である。「時々作る」と回答した者は52.3%で、小学校、中学校とも男子より女子の方が高い割合である。子どもと一緒に作る料理の1位はカレーライス・ハヤシライス(51.9%)である。

3) 設問3 嫌いな食べものはありますか。

Table 6 男女別の嫌いな食べものの割合

	ある(n)(%)	ない(n)(%)	全体(n)(%)
男	84(84.8)	15(15.2)	99(100)
女	80(92.0)	7(8.0)	87(100)
計	153(82.3)	25(13.4)	186(100)

Table 7 学年別の嫌いな食べものの割合

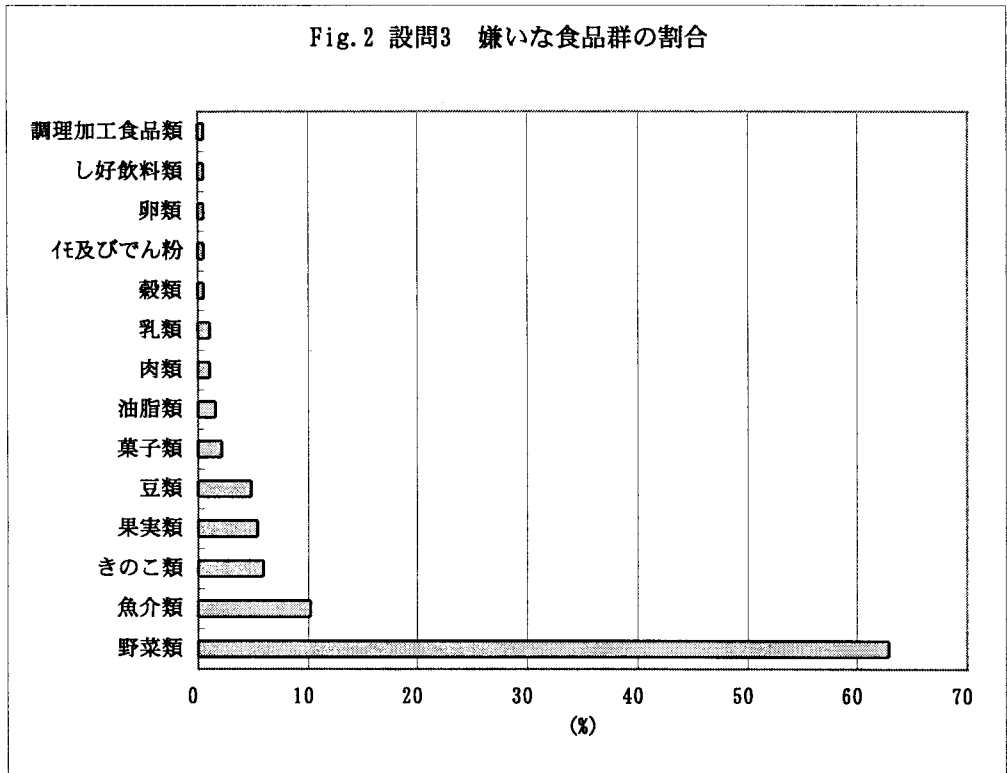
	ある(n)(%)	ない(n)(%)	全体(n)(%)
3年生	84(88.4)	11(11.6)	95(100)
4年生	84(92.3)	7(7.7)	91(100)
計 91	168(90.3)	18(9.7)	186(100)

Table 6に嫌いな食べものの割合を男女別に示している。両者に有意な差は見られないが、女子が男子に比較して7.2%高かった。Table 7に学年別の嫌いな食べものがある割合を示している。4年生の方が3年生より嫌いな食べものがある割合が有意な差ではないが3.9%高かった。

Fig.2は全体の児童の嫌いな食品群について示したものである。嫌いなものの1位が野菜であり、63%を占めている。2位は魚介類、3位はきのこ類、4位は果実類、5位は豆類となっていた。また、1位の嫌いな野菜の種類および理由についてはFig.3に示している。

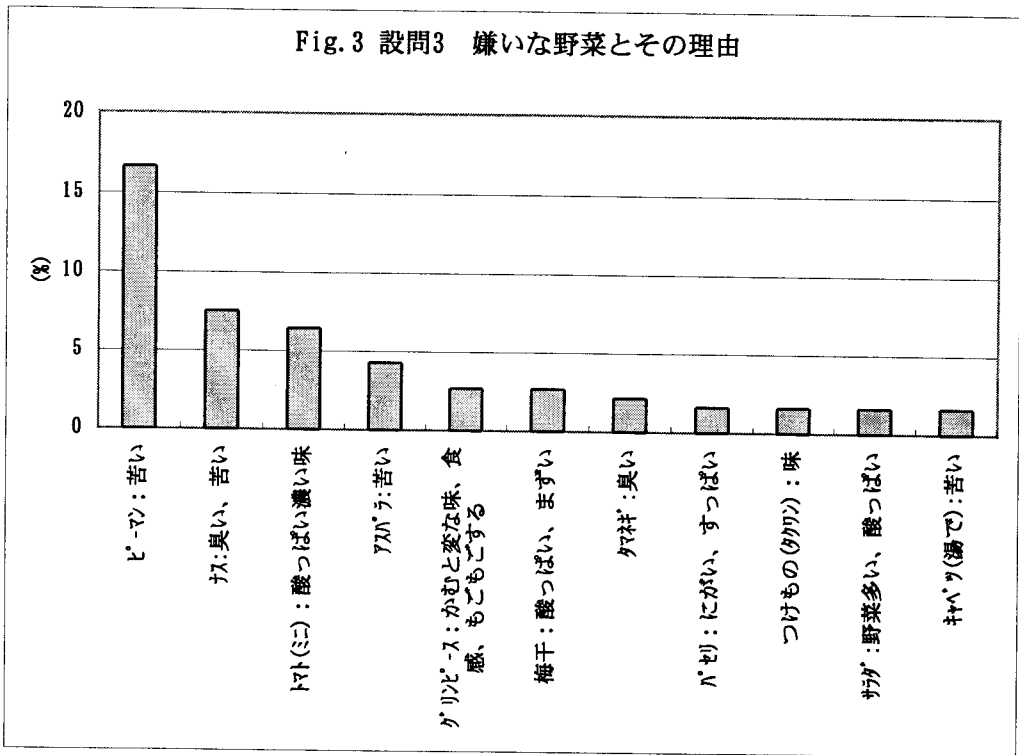
Appendix(I)のTable 17～20には嫌いな食べものとその理由を示している。嫌いな食べものの占める割合は3年では男子では野菜が55%あり、同様に女子では81%あり、後者の方が26%高かった。4年生でも嫌いな食べものの占める割合が高いのは野菜であり、男子93%で、女子は64%あり、前者の方が29%高くなっていた。複数回答であるので学年により嫌いな野菜の割合は3年生では女子が高く、4年生では男子が高く、学年により男女の割合が異なっていた。Fig.3は嫌いな食べものとその理由を示している。嫌いな野菜はピーマンが高く、その理由は、苦い

からであり、それ以外の野菜では酸っぱいから、食感が嫌い、味がないから、甘いから、臭いからなどの理由となっていた。



(n=186)

化学肥料で栽培された味気ない野菜も多く出回っているので、本来の野菜の持つ味覚体験が育ちにくい環境である。現状では、野菜を摂取する体験の頻度が低いことで味覚が形成されにくい食環境であると思われ、これらの矛盾が是正されないと野菜を摂取しようとする意欲につながりにくいのではないかとと思われる。いずれにしても、野菜嫌いが多いことである。平成12年の調査結果⁶⁾でも、児童生徒の嫌いな食べ物(食品)を5点挙げさせたところ上位10種類中、8品目が野菜であり、嫌いな料理の1位はサラダとなっている。嫌いな食べ物(食品)を「がまんして食べる」と回答した児童生徒は、小学校で39.1%、中学校で23.6%であり、小学校の方が高く、「食べない」とする児童は、小学校11.8%、中学校27.1%であり、後者の方が高くなっている。



(n=186)

4) 設問4 好きな食べ物がありますか。(3種類まで記載)

好きな食べもののある児童の占める割合は、3年生の男女では98%あり、4年生では100%が好きな食べものがあった。

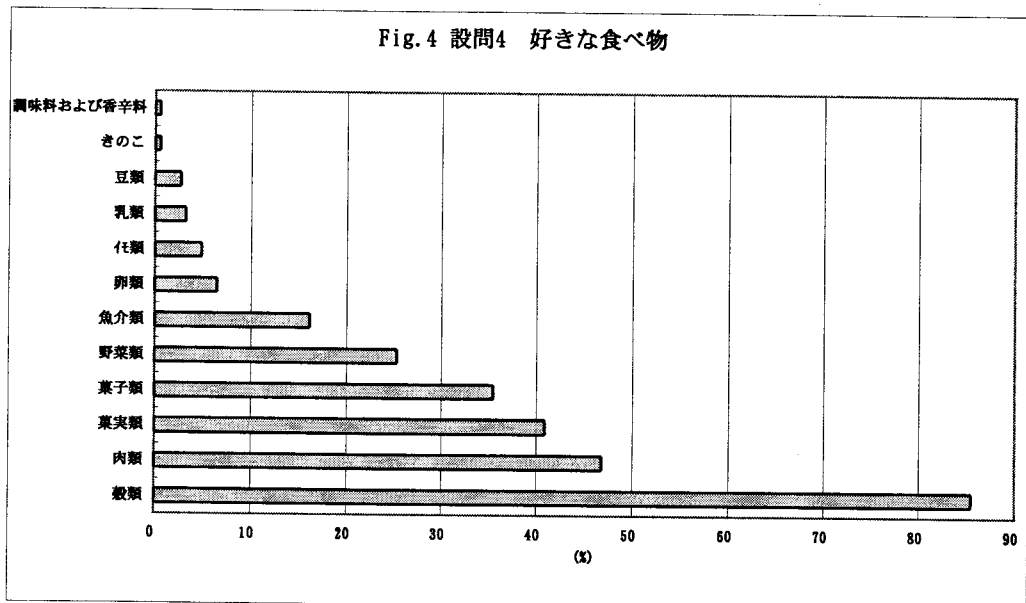


Fig. 4 は全体の児童の好きな食べものの食品群を示している。1位は穀類、2位は肉類、3位は果実類、4位は野菜類、5位は魚介類となっていた。

Table8 男女別の好きな食べものの順位および割合

No.	男子	(n, %)	女子	(n, %)
1	カレーライス	59(60.2)	イチゴ	17(19.8)
2	ラーメン	38(38.8)	カレーライス	12(14.0)
3	焼肉	21(21.4)	トマト	9(10.5)
4	ハンバーグ	11(11.2)	ポテト	8(9.3)
5	ステーキ	11(11.2)	ハンバーグ	7(8.1)

Table 9 学年別の好きな食べものの順位および割合

No.	3年生	(n, %)	4年生	(n, %)
1	カレーライス	26(27.4)	ラーメン	20(22.0)
2	ラーメン	20(21.1)	カレーライス	15(16.5)
3	ハンバーグ	13(13.7)	イチゴ	15(16.5)
4	ステーキ	10(10.5)	焼肉	15(16.5)
5	焼肉	9(9.5)	魚	15(16.5)
	イチゴ	9(9.5)		

(n=186)

Appendix(1)のTable 21～24に学年別および男女別の好きな食べものを示している。また、Table 8は男女別の好きな食べものを示している。男子は1位から5位が、カレーライス、ラーメン、焼肉、ハンバーグ、ステーキであり、女子は同じ順位にイチゴ、カレーライス、トマト、ポテト、ハンバーグとなっている。男子は、肉類が中心なのに対して、女子は食品群の順位が果実、野菜、芋などで好きな食べ物が男子と異なった特徴がある。Table 9には学年別の好きな食べものを示している。3年生では、1位から5位がカレーライス、ラーメン、ハンバーグ、ステーキ、焼肉およびイチゴであった。4年生では、同じ順位にラーメン、カレーライス、イチゴ、焼肉、魚であった。3年生では1位がカレーライスであるが、4年生ではラーメンであった。2位から5位でも3年生で4位がステーキとなっているが、4年生では焼肉となっていた。

平成12年の調査結果⁹⁾では、食品及び料理の嗜好について、児童生徒の好きな料理の1位は、平成7年度の調査結果⁴⁾と同様にカレーライスとなっている。

5)設問5 おやつを食べますか。食べる人はよく食べるおやつを0から5個記載する。

Table 10は、3年生の男女のおやつを食べる人と食べない人の割合を示している。おやつを食べる人は、男子72.0%であり、女子では91.1%であった。おやつを食べない人は、3年生の男子で28.0%あり、女子では8.9%であり、男子の方が女子に比較して5%で有意におやつを食べない

Table 10 3年生のよく食べるおやつのおやつ別の割合

	おやつを食べる(n)	(%)	食べない(n)	(%)
男子(50)	36	72.0	14	28.0*
女子(45)	41	91.1	4	8.9
計(95)	77	81.1	18	18.9

 χ^2 検定 * $p < .05$

Table 11 4年生のよく食べるおやつのおやつ別の割合

	おやつを食べる(n)	(%)	食べない(n)	(%)
男子(49)	42	85.7	7	14.3
女子(42)	37	88.1	5	11.9
計(91)	79	86.8	12	13.2

Table 12 よく食べるおやつのおやつ別の学年別の割合

	おやつを食べる(n)	(%)	食べない(n)	(%)
3年生(99)	78	78.8	21	21.2*
4年生(87)	78	89.7	9	10.3
計(186)	156	83.9	30	16.1

 χ^2 検定 * $p < .05$

い割合が高かった。Table 11は、4年生の男女のおやつを食べる人と食べない人の割合を示している。おやつを食べる人は、男子で85.7%であり、女子では88.1%であり、おやつを食べない人は、男子が14.3%あり、女子では11.9%であり男女差は見られなかった。

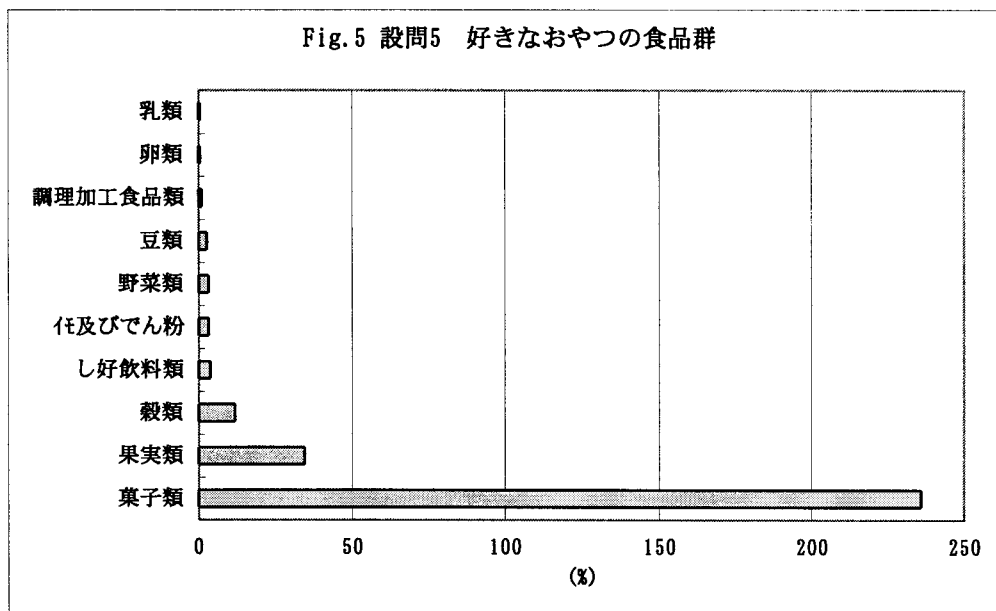
Table 12は学年別で見たおやつを食べる人と食べない人を示している。3年生ではおやつを食べる人は78.8%であり、4年生では89.7%であった。おやつを食べない人は、3年生で21.2%あり、4年生は10.3%であり、前者の方が5%で有意に高かった。

日本体育・学校健康センター「平成12年度 児童生徒の食生活実態調査報告書」⁶⁾によるとおやつをほとんど食べないのは男子で30.1%あり、女子は18.1%であり男子の方が12%高くなっている。全体でおやつを食べない割合は、24.1%である。これは、著者らの結果より先述した報告書¹⁰⁾の方が男子の食べない割合は8.9%高く、女子では逆に著者らの結果の方が7.8%低く、全体では著者らの方が8%低くなっている。

Fig.5は全体のおやつのおやつ別の食品群を示している。複数回答によるもので、1位菓子類、2位果実類、3位穀類、4位嗜好飲料、5位任及びでん粉であった。これらは、平成12年度 児童生徒の食生活実態調査報告書⁶⁾と同様の傾向であった。

男女別の良く食べるおやつの中の菓子類では男子はポテトチップス、アイスクリーム、チョコレート、ガム、アメであり、女子もポテトチップス、アイスクリーム、クッキー、チョコレート、ガムであり、各々後者の方が11.5%、3.9%、5.2%、3.9%、7.7%と高く、全体で32.2%高か

ったことから、女子の方がおやつを摂取する割合は高かった。

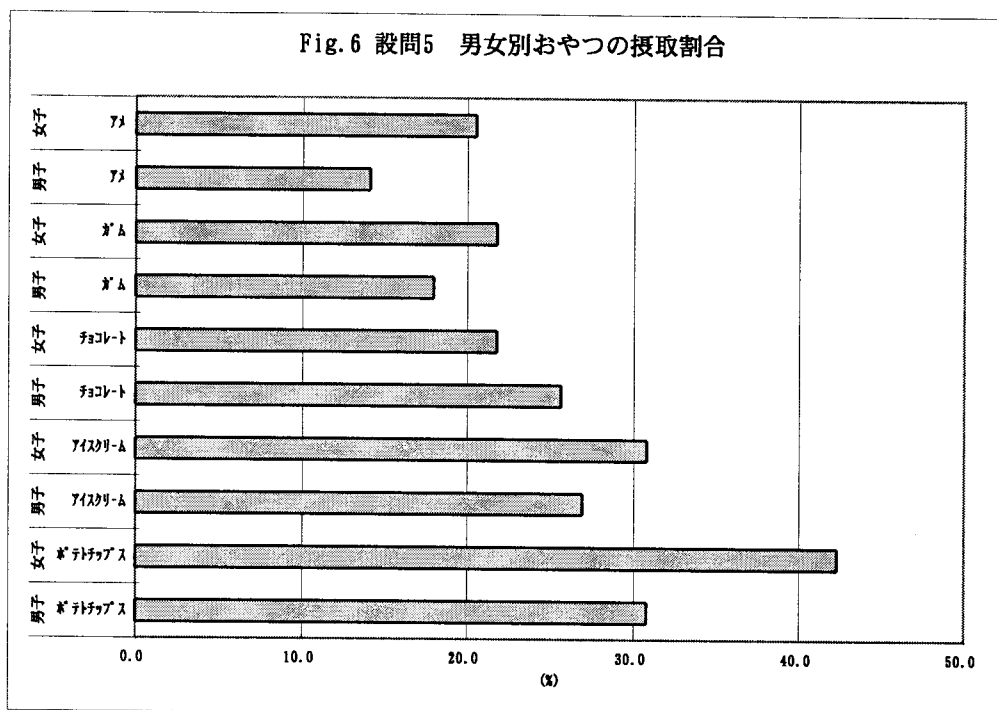


(n=186)

Appendix(I)の Table 25~28 は男女別および学年別の良く食べるおやつを示している。学年別におやつの摂取割合の差異を見ると、3年生では、1位から5位までがポテトチップス、クッキー、チョコレート、アイスクリーム、アメであり、4年生では、順にポテトチップス、アイスクリーム、ガム、チョコレート、アメであり、前者はクッキーが見られるが後者には見られなかった。また、後者にガムはあるが、前者には見られなかった。しかし、よく食べるおやつの摂取割合は、3年生では女子の方が男子に比較して高かった。

平成12年度の児童生徒の食生活実態調査報告書⁶⁾によると、スナック菓子の摂取割合は、男子で71.1%であり、女子では61.3%であり著者らの摂取割合より高くなっていった。おやつは、複数回答で菓子類が圧倒的に多い。おやつが児童にとって成長期の栄養補給の目的とは異なって摂取されているように思われる。Fig.6は、スナック菓子に続いて調査した時期が夏季ということでアイスクリームが高く、欧米型の食生活と同様に脂質に依存したおやつの摂取傾向となっていた。また、夜食など決められた時間に摂取するのでない食べ方が食事とおやつの垣根をなくしてきている理由でもある。平成12年の調査結果⁶⁾では、おやつを「ほとんど毎日食べる」児童生徒は、小学校29.6%、中学校28.8%であった。1週間に2日以上おやつを摂取する者は、小学校75.9%、中学校73.4%で、男女差を見るといずれも女子の割合が高まっている。保護者では、「ほとんど毎日間食する」と回答した者は、小学校36.8%、中学校37.0%である。保護者も3人に1人以上は、おやつを摂取していることになる。

Fig.6 設問5 男女別おやつ摂取割合



手作りのおやつ摂取はほとんど見られなかった。おやつも食品産業下にあるといえる。平成9年度の児童生徒の食事状況結果によると脂質の食事摂取割合の10~12%がおやつに依存している⁷⁾ことから一日の脂質エネルギー比率を30%以上に押し上げている可能性がある。現在では、摂取する内容、時間などを改善してそれを習慣化する必要がある時期にきていると思われる。

6) 結論 本研究の結果は次の5点にまとめられる。

- 1) 朝食を欠食する児童は20%弱いるが、朝食摂取のみを改善するというよりライフスタイルと共に改善することが必要である。
- 2) 夕食の食事形態では男子は、主食のみおよび主食+主菜のタイプが50%程度であり、女子は主食のみ、主食+主菜+副菜および主食+主菜のタイプが各々同程度の割合で70%程度あり、男子より高かった。主食は84%が米飯を摂取していた。また、主菜の62%が肉類を摂取していた。夕食の栄養バランスが取れていない児童の割合は男子で50%、女子で30%程度いると思われる。
- 3) 3・4年生および男女別の児童いずれもが嫌いな食べものは野菜であり、野菜本来の味覚体験の乏しさが伺えた。
- 4) 好きな食べものは3年生では男女ともカレーライスであり全国的な傾向と同様であったが、4年生では男子がラーメン、女子ではイチゴで異なっていた。
- 5) おやつを食べる人と食べない人の割合は3年生では男子の方が女子に比較して有意に食べな

い人の割合が高かった。4年生では男女差は見られなかったが、全体では3年生の方が4年生に比較して食べない割合が有意に高かった。よく食べるおやつは、スナック菓子、アイスクリーム、チョコレートであり、全国的な調査結果と同様の傾向であった。3年生では女子の方が男子に比較して摂取割合が高かった。手作りのおやつは食べられていなかったことより脂質や糖質および塩分の適正な摂取量に対する意識の改善が必要であると思われる。

以上の結果より、児童の栄養摂取状況から心身の発達を助長するような目的で栄養教育がおこなわれる必要がある。個々の児童の環境条件に対応した形で身体発育がおこるので、個々の食事摂取基準に基づいてプログラムが作成されなければならない。児童の支援の方法は生活に直結した的を得たものでなければならないと思われる。

4. 食生活の教育はなぜ必要か

1) 学校給食について^{1,2)}

学校給食法は、昭和29年6月3日に制定。第1条の目的では、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するもの」であるとし、第2条で以下の4つの目標を掲げている。

1. 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
2. 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
3. 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
4. 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

文部省では、学校給食の食事内容の適性を期すため、基準を設けている。この基準は、昭和29年に学校給食法が制定されるとともに示され、以後、随時改訂されてきている。最も新しい基準は、平成7年3月の基準では、日常の食事では摂取しにくい栄養素については最高で1日の栄養所要量の55%を学校給食で摂取するほか、取り過ぎが懸念される脂肪、食物繊維や食塩についても、目標値が示され配慮されている。

学校給食には単独方式(自校方式)と給食センターで行う集中方式がある。前者は学校の特色が出せ細かな気配りが行えるのに対して、給食センターで行う集中方式は、能率的で経済的ではあるが食中毒の発生などでも大規模となり被害も大きい。次節の2)「ふるさと給食」は、調査で示した児童が野菜嫌いを乗り越えるための方策として示され、児童の味覚形成のための生きた教材が印象的である。

2) 京都府美山町立平屋小学校長(篠壁 茂)

本校では、平成12・13年度の2年間、京都府学校給食研究会研究推進委嘱校として「笑顔いっぱいもりもり食べる学校給食・家庭・地域につなげよう」を研究主題とした研究を、家庭・地域と連携を図りながら推進しています。

近年、子どもたちにおいて食に起因すると考えられる健康問題が深刻化しており、学校において食に関する指導の充実を図ることが重要であり、また、健全な食習慣の形成は国民的課題ともなっています。自分の食について振り返れば、子どもの頃が1番良かったように思います。稼業は農林業でほとんどが自給自足であり、味噌・醤油・納豆は我が家で作り、季節を感じる旬の野菜を食べていました。その時期に収穫した野菜が鍋いっぱいに出ると、見ただけで満腹になりました。今は1年中ほとんどの野菜が売られており、季節感や野菜独特のくせも少なくなってきました。また、肉類は、盆と正月に、家で飼っている鶏肉くらいでした。今は、子どもの頃が懐かしいです。

小学校に勤務してからは、子どもたちとバランスのとれた昼食で楽しいだらんがあります。特に楽しみなのは、「ふるさと給食」です。子どもの頃を想い出す懐かしい伝統食や、地元で採れた新鮮野菜をふんだんに使った野菜たっぷりのメニュー、子どもや地域の方々为学校給食アイデアのあるメニュー、時には、年々採れなくなっている松茸ご飯等、美山町の郷土食の工夫をしています。美山町で栽培した野菜の多い献立などにより、子どもたちは地域の食材について広い知識を身につけ、新鮮でおいしい旬の野菜を摂取して、地域のすばらしさを学び、私自身も以前と比べ、身体は健康になっています。子どもたちは、食に関する学習に大変意欲的であり、学習する中で、苦手な食品についても給食時にはしっかり食べる努力をしたり、夏期休業中に食に関する課題を研究していました。また、家庭における子どもの食事について指摘をされた家庭では、食事を見直す時に子どもと一緒に食事作りをするなど意識して取り組んでいます。子供たちが食や健康について自己管理をして、もりもり食べて21世紀を逞しく生きるための健康や体力をしっかり作る重要性を最近特に感じています。このレポートより、地域に密着した特色のある給食風景が温かい手のぬくもりとして伝わってくるようである。

3) 食・栄養教育について

食生活は、人間にとって生きるために重要な営みである。単に個人的なものではなく、生活する家族や地域社会の人々との人間関係と物的な関係との反映であり、現在の食生活の状態が明日の方向を決めるということになる。つまり、個人だけとか、今日だけだからというようなとらえ方のできるような営みではないこと。個別性の高い営みであるから、生活者一人一人が自分自身の行動として食物を選択し、自分自身が食生活を管理していかなければならない。食生活の自立には、各々の置かれた環境の中で自立する力を育ておくことになり、いわゆる食・栄養教育の課題がこのあたりにあるように思われる。

これについては、一般の学校教育の中や関連教科の中で行うというような見解もあるが、食物を選択する行動は、生理的、社会的活動が結合した行動傾向である。しかも、その形成過程は本能や学習に基くものであり、食習慣などはインプリンティングによるものが大きいと考えられ、学びと体験が両方揃わないと実践につながりにくいようにも思われる。従って、他の分野の教科で得た知識、技術、価値観の寄せ集めの適用では本質的な解決にはなりにくい。イン

プリンティングに臨界期があることから、幼少期から発達段階に合わせた働きかけが必要であり、食・栄養教育の必要性と独自性があるように思われる。

3) 栄養教育の展開について

食生活には、食物を作る、食べる、食を伝承するという三つの基本原則がある。人が人として食生活の営みができるように、望ましい選択能力(食嗜好、食物観・食事観、知識、技術など)およびそれを日常生活の中に具体化する力(味わいつつ食べる力・食物を作るなどの実践する力)を得る。さらに、教材を与え、それらを実践しやすい条件を作り出すための働きかけが食・栄養教育である。

4) 作成した教材について

Appendix(II)に栄養教育教材(児童のおやつ)について説明している。

平成12年度の報告⁹⁾によると、学校栄養職員の存在の効果を、配置校、未配置校で比較をした結果、3つの食品群に関する知識については、学校栄養職員配置校の児童生徒の方が未配置校の児童生徒より正解率が高くなっている。また、3つの食品群に関する知識の中で、食品の知識とその働きについては、小学校で黄色の食品は「おもに熱や力となる食品」、赤色の食品は「おもに体の中で血や肉となる食品」、緑色の食品は「おもに体の調子をととのえる食品」である。この3つの食品群に関する知識を得るために、食物栄養学専攻50期生の大川真樹子さんの発案した教材を別添している。

5. 謝 辞

小学生3・4年生の児童の食生活調査の実施に当たり学校栄養職員の上田典子氏と協力して調査して下さった下村奈緒さんは別添の栄養教育教材として「おやつの絵本」を作成している。ここに感謝致します。

6. 引用文献

- 1) (財)生協総合研究所：食生活を考える, No. 25, pp. 54-61 (2000)
- 2) (財)厚生統計協会：国民衛生の動向, Vol. 49, pp. 369-374 (2002)
- 3) (社)日本栄養士会, 食育に関するプログラム, 2001年
- 4) 日本体育・学校保健センター：平成7年度 児童生徒の食生活実態調査報告書
- 5) (財)生協総合研究所：「子どもの食生活は今」-2002年子どもの食生活全国調査- No. 35, pp. 2-55 (2002)
- 6) 日本体育・学校保健センター：平成12年度 児童生徒の食生活実態調査報告書

- 7) 日本体育・学校保健センター：平成9年度児童生徒の食事状況調査報告書
- 8) 健康・栄養情報研究会：第六次改訂日本人の栄養所要量－食事摂取基準－，第一出版，東京，1999年
- 9) 三重の学校保健統計：平成13年度 学校保健統計調査報告書
- 10) 日本学校保健会：「平成10年度 児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」

Appendix (I)

1) 設問1 の結果は本文中

2) 設問2 の結果

分類No.	夕食の食事形態
1	主食
2	主食+主菜+副菜(+汁など)
3	主食+主菜
4	主食+副菜
5	主菜+副菜
6	主菜
7	副菜
8	汁など
9	記載無し

Table 13 3年生男子の夕食の食事形態

食事形態No.	n	%
1	14	28
2	4	8
3	14	28
4	8	16
5	6	12
6	1	2
7	1	2
8	0	0
9	2	4
計	50	100

Table 15 4年生男子の夕食の食事形態

食事形態No.	n	%
1	12	24
2	7	14
3	10	20
4	7	14
5	7	14
6	0	0
7	3	6
8	0	0
9	3	6
計	49	100

Table 14 3年生女子の夕食の食事形態

食事形態No.	n	%
1	11	24
2	10	22
3	10	22
4	7	16
5	0	0
6	1	2
7	3	7
8	1	2
9	2	4
計	45	100

Table 16 4年生女子の夕食の食事形態

食事形態No.	n	%
1	9	21
2	11	26
3	11	26
4	7	17
5	1	2
6	1	2
7	1	2
8	1	2
9	0	0
計	42	100

3) 設問 3 の結果

食品分類No	食品群	食品分類No	食品群
1	穀類	10	魚介類
2	任及びでん粉	11	肉類
3	砂糖及び甘味料	12	卵類
4	豆類	13	乳類
5	種実類	14	油脂類
6	野菜類	15	菓子類
7	果実類	16	嗜好飲料類
8	きのこ類	17	調味料及び香辛料
9	藻類	18	調理加工食品類

Table 17 3年生男子の嫌いな食べものとその理由 3年男子(n=50)

No	食品分類No.	嫌いな食べもの	n=42	%
1	6	ピ-マン：にかい、まずい	5	12
2	6	トマト(ミニ)：酸っぱい濃い味、はいたから	4	10
3	6	グリーンピース：かむと変な味、食感	2	5
4	6	野菜：まずい	2	5
5	6	アスパラ：にかい	1	2
6	6	梅干：酸っぱい	1	2
7	6	大根	1	2
8	6	ｶﾞｰﾁｬ：小さい頃食べ過ぎた	1	2
9	6	ﾀﾞｲｺﾞ：食感	1	2
10	6	ｺﾝｺﾞ：くさい	1	2
11	6	ｷﾞﾝ：ざくざくしている	1	2
12	6	ﾊﾟｰﾚ：にかい、ｺｽﾞ、ﾍﾝ：すっぱい	1	2
13	6	ｷﾝｼﾞﾝ、にんじん以外の野菜	1	2
14	6	ﾄﾞﾗｰ：味ない	1	2
		計(野菜)	23	55
15	7	ﾍﾝ(ｼﾞｬｰｽ)：酸っぱい	4	10

Table 18 3年生女子の嫌いな食べものとその理由 3年女子(n=45)

No	食品分類No.	嫌いな食べもの	n=42	%
1	6	ピ-マン: 苦い、臭い	9	21
2	6	トマト: 酸っぱい、プツプツ、苦い、汁ドド	4	10
3	6	野菜: まずい、きらい、苦い	4	10
4	6	梅干: 酸っぱい、まずい	2	5
5	6	グリビ-ス: かむと変な味、もごもごする	2	5
6	6	ナス: 苦い	2	5
7	6	ネギ、タマネギ: まずい、苦い	2	5
8	6	サラダ: 野菜多い	1	2
9	6	人参	1	2
10	6	ニンニク: ナカブツルして	1	2
11	6	ブロッコリ-	1	2
12	6	ポトフ: 苦い、セリ: まずい	1	2
13	6	ポパイダ: 苦い、セリ: まずい	1	2
14	6	納豆のバター: あと味悪い	1	2
15	6	ポパイダ: 苦い、セリ: まずい、コリコリというのがイヤ	1	2
16	6	ナス: 苦い	1	2
		計(野菜)	34	81

Table 19 4年生男子の嫌いな食べものとその理由 4年男子(n=49)

No	食品分類No.	嫌いな食べもの	n=46	%
1	6	ピ-マン: 臭い、苦い	10	22
2	6	アスパラ: 苦い	5	11
3	6	ナス: マズイ、臭い、苦い	8	17
4	6	トマト(ニ): 苦い、まずい、酸っぱい	4	9
5	6	かぶ: 甘い、グチャグチャ、苦い	3	7
6	6	キャベツ: 苦い	2	4
7	6	サラダ: 酸っぱい	2	4
8	6	タケノコ: 味	2	4
9	6	野菜: はきそうになる、まずい	2	4
10	6	ゴーヤ: 苦い	1	2
11	6	コーン: 歯にはさまる	1	2
12	6	かぶ	1	2
13	6	ナス	1	2
14	6	つけもの	1	2
		計(野菜)	43	93

Table 20 4年生女子の嫌いな食べものとその理由 4年女子(n=42)

No	食品分類No.	嫌いな食べもの	n=38	%
1	10	魚(焼き)：骨食べにくい、気分悪くなる	7	18
2	6	ピーマン、	7	18
3	6	トマト(ミ)：のどに入ったとき仲気持ち悪くなる、中の汁と種、	3	8
4	6	ナス：グニャグニャしてまずい、苦い、やわらか	3	8
5	6	梅干：すっぱい	2	5
6	6	アスパラ	2	5
7	6	野菜(緑)：まずい、苦い	2	5
8	6	キュウリ：生臭い	1	3
9	6	グリビース	1	3
10	6	タマゴ	1	3
11	6	パセリ：苦い	1	3
12	6	湯でキャベツ	1	3
		計(野菜)	31	64

複数回答有り

4) 設問4 の結果

Table 21 3年生男子の好きな食べもの (n=50)

No	食品分類No.	食品群	メニュー	n=49	%
1	1	穀類	カレーライス	18	37
2	1		ラーメン	10	20
3	11	肉類	ハンバーグ	7	14
4	11		ステーキ	7	14
5	11		肉(焼肉)	7	14
6	7	菓実類	イチゴ	4	8
7	1	穀類	スパゲティ(ミート)	4	8
8	1		ピザ(ピザ)	3	6
9	2	パン類	フライドポテト	3	6
10	7	菓実類	メロン	3	6
11	7		スナック	3	6
12	15	菓子類	ポテトチップ	3	6
		計		72	147

Table 22 3年生女子の好きな食べもの (n=45)

No	食品分類No.	食品群	メニュー	n=44	%
1	1	穀類	カレーライス	8	18
2	11	肉類	シチュー	6	14
3	11		ハンバーグ	6	14
4	15	菓子類	ポテトチップス	6	14
5	6	野菜類	トマト	5	11
6	7	菓実類	イチゴ	5	11
7	7		フルーツ	4	9
8	1	穀類	スパゲティ	3	7
9	1		伊勢うどん	3	7
10	1, 11	穀類, 肉類	グラタン	3	7
11	11	肉類	ステーキ	3	7
12	15	菓子類	アイスクリーム	3	7
13	6	野菜類	ピーマン	2	5
14	6		サラダ	2	5
15	11	肉類	肉(焼肉)	2	5
16	7	菓実類	メロン	2	5
17	7		ブドウ	2	5
18	7		キュウイ	2	5
計				67	152

Table 23 4年生男子の好きな食べもの (n=49)

No	食品分類No.	食品群	メニュー	n=49	%
1	1	穀類	ラーメン	18	37
2	11	肉類	肉(焼肉)	14	29
3	1	穀類	カレーライス	11	22
4	10	魚介類	魚	8	16
5	1, 11	穀類, 肉類	ハンバーグ	6	12
6	1	穀類	すし	6	12
7	11	肉類	ハンバーグ	4	8
8	11		ステーキ	4	8
9	11	肉類	焼き鳥	3	6
10	1	穀類	そば	3	6
11	7	菓実類	スイカ	3	6
12	7		イチゴ	3	6
13	10	魚介類	エビフライ	3	6
計				86	176

Table 24 4年生女子の好きな食べもの(n=42)

No	食品分類 No.	食品群	メニュー	n=42	%
1	7	菓実類	イチゴ	12	29
2	10	魚介類	魚	7	17
3	7	菓実類	メロン	5	12
4	15	菓子類	ケーキ	5	12
5	1	穀類	カレーライス	4	10
6	1		スパゲティ(ミート)	4	10
7	1		揚げパン	4	10
8	6	野菜類	トマト	4	10
9	7	菓実類	スィカ	4	10
10	7		チェリー	3	7
11	7		みかん	3	7
12	7		桃	3	7
13	7		リンゴ	3	7
14	13	乳類	ヨーグルト	3	7
計				64	152

複数回答有り

5)設問5

Table 25 3年生男子のよく食べるおやつ(n=50)

No.	食品分類 No.	食品名	n=36	%
1	15	チョコレート	9	25
2	15	ポテトチップス	9	25
3	15	アイスクリーム	7	19
4	15	クッキー	7	19
5	15	アメ	6	17
6	7	バナナ(チョコ,ジュース)	6	17
7	15	ガム	5	14
8	2	芋	4	11
9	15	ゼリー	3	8
10	7	リンゴ	3	8

Table 26 3年生女子のよく食べるおやつ(n=45)

No.	食品分類 No.	食品名	n=41	%
1	15	ポテトチップス	19	46
2	15	クッキー	18	44
3	15	アイスクリーム	11	27
4	15	チョコレート	11	27
5	15	ケーキ	8	20
6	15	アメ	8	20
7	15	ガム	7	17
8	7	リンゴ	7	17
9	7	バナナ	6	15
10	15	プリン	6	15

Table 27 4年生男子のよく食べるおやつ(n=49)

No.	食品分類No.	食品名	n=42	%
1	15	ポテトチップス	15	36
2	15	アイスクリーム	14	33
3	15	チョコレート	11	26
4	15	ガム	9	21
5	15	アメ	5	12
6	15	グミ	5	12
7	15	スナック	5	12
8	15	饅頭	4	10
9	7	パン	4	10
10	15	せんべい	4	10

Table 28 4年生女子のよく食べるおやつ(n=42)

No.	食品分類No.	食品名	n=37	%
2	15	ポテトチップス	14	38
1	15	アイスクリーム	13	35
3	15	ガム	10	27
4	15	アメ(ボンツ)	8	22
5	15	クッキー	6	16
6	13	ヨーグルト	6	16
7	15	チョコレート	5	14
8	7	アイリ-	4	11
9	7	リンゴ	4	11
10	15	ゼリー	4	11

Appendix (II)

栄養教育教材

1) 食事はみんなそろって

—おやつについて考えよう—, —朝ごはんを食べよう—,

小学生児童3・4年生に「食生活調査」を実施し、その結果当初の予想通り食事やおやつ摂取内容が洋風化していた。この傾向は全国的な傾向と同様である。手作りのおやつがみられないなどおやつも食品産業に組み込まれ、いつでもどこでも食べられるなどで脂質、糖質、塩分などの過剰摂取や微量栄養が不足している状況にある。それらに起因した栄養障害の発症の可能性が予測できるので予防対策のための教育が必要である。今回はおやつ回数や摂取時間など多岐に渡る調査をしていないが、全国的には児童のライフスタイルが夜型の傾向などで夜食などにおやつを頻繁にしかも大量に摂取している可能性が考えられる。児童の心身の発育にとって孤食や朝食の欠食などを取り巻く背景が健康問題として深刻化するおそれがある。それらがどのように影響している可能性があるのかを分析して、予防には個々の児童に対する課題を位置づけして総合的な視野のもとで食・栄養に関する教育を充実させる必要がある。

2) 食事はみんなそろって—中国貴州省の少数民族である苗族の子供達が描いた自然と食べものとかかわった生活の風景—

1)の教材は、児童のおやつ摂取量、内容、時期や時間などの概念を形成するための教材と思われるが、食べものの素材を捉える環境条件が現実には困難になっている。そこで、中国貴州省の少数民族(苗族)が日本の原郷といわれている地域で今も自然とかかわって生活をしている。食べものの素材から加工利用するために口承伝承によって生活を営んでいる。子ども達の描く生活文化は、自然と一体となっている。日本の子どもの現状と対比させる。児童が食べもののもつ意味について考え、さらに原材料の概念を形成することができる。個々の児童を取り巻く課題解決のために1)および2)をセットで使用する教材とした。

調 査

大学生のジェンダー・フリー観 －学生意識調査をもとに－

東福寺 一郎

1. はじめに

ジェンダーは社会、文化的に規定された性別を指し、生物学的な性差であるセックスとは区別される。多くの人々にとっては、ジェンダーとセックスは一致するが、一方で、その不一致に悩み、セックスをジェンダーに合わせようと願う人々の存在は、近年マスコミのみならず医学的、法律学的、社会学的にも注目されるようになってきた。

ところで、現在大学に在籍している学生は、すでに高校における家庭科の男女共修を経験してきている世代にあたる。この若い世代に属する人々は、男女平等やジェンダー・フリーについてどのような意識や態度を持ち、実際に行動しているのだろうか。

筆者は、ここ数年をかけて、市民と大学生を対象に意識調査を実施し、その比較考察を行ってきたが、本稿では大学生のみを対象とする調査票を設計し、単独で分析することを試みた。なお、調査票ではジェンダーのみならず、セクシュアリティにかかわる質問も行っているが、それについての分析はここでは省略する。また、調査票の質問項目の順番に沿って記述しているものでもない。

2. 調査の実施と分析方法について

まず、本調査は筆者が担当する環境心理学ゼミの活動の一環として実施されたため、調査票設計にあたっては、学生との十分な意見交換を行い、また学生の希望を取り入れるように心がけた。

調査は2002年10月初旬に三重大学ならびに三重短期大学での筆者の講義時間冒頭を利用して実施された。回答者数は合計384名であるが、三重短期大学学生のほとんどが女性であるため、男女比には偏りが生じている(図1)。

集計にあたっては、アンケート集計ソフト「秀吉」を利用した。

3. 主な結果について

1) デート時の費用分担

『あなたがデートするとき、費用は割り勘にしていますか。それともいずれかが負担していますか。』

かつては男性がデート時の費用を負担することは多く見られたが、今回の調査では男女とも

に「割り勘にしている」という回答が過半数に達した（図2）。「男性が全額または大半を負担している」という回答は2割前後であり、「そのときに余裕のある方が負担している」がそれに次ぐ。「女性が全額または大半を負担している」という回答はなかった。

図1 回答者の性別

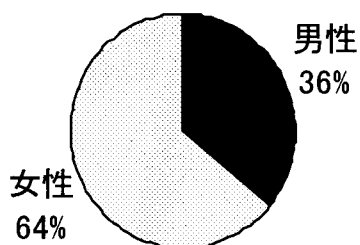
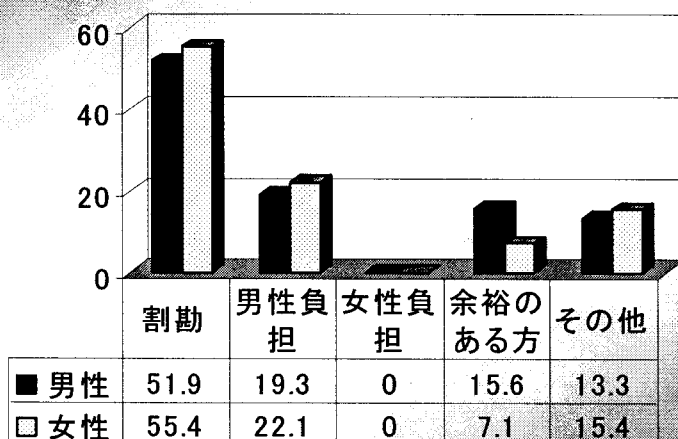


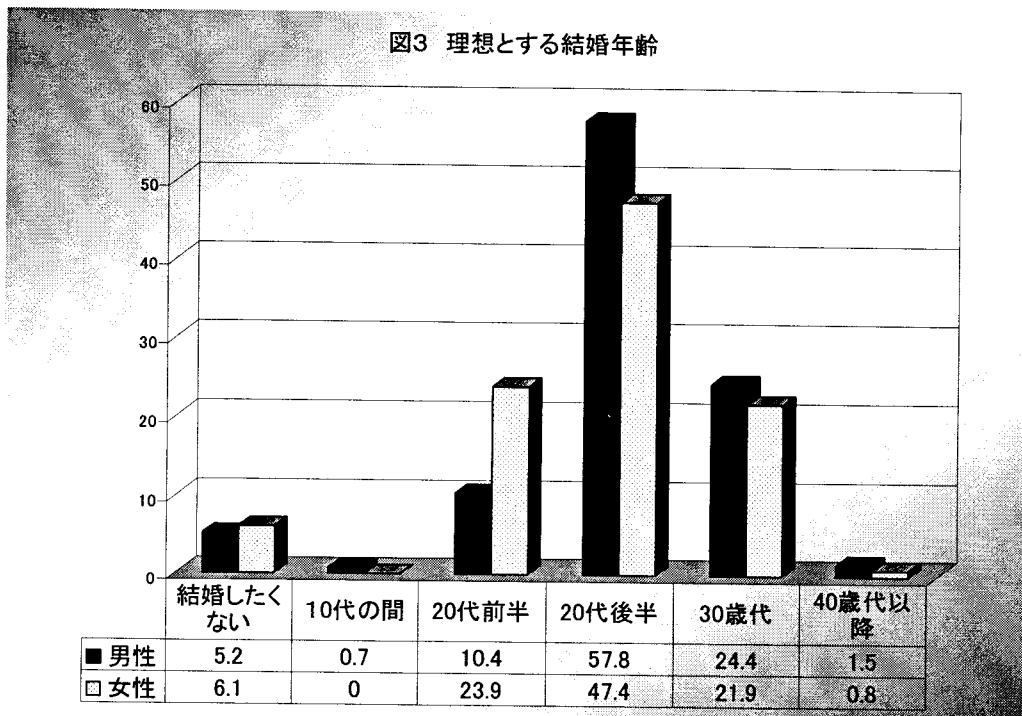
図2 デート時の費用分担



2) 理想とする結婚年齢

『あなたは何歳までに結婚したいですか。』

厚生労働省の調査によると、2001年における日本人男性の平均初婚年齢は29.0歳、女性は27.2歳である。今回の調査では、女性回答者が理想とする結婚年齢は「20代前半」が23.9%、「20代後半」が47.4%で、20代に結婚したいとする回答が71.3%であった(図3)。一方、男性回答者については「20代前半」が10.4%、「20代後半」が57.8%で、20代に結婚したいとする回答が68.2%と、ほぼ女性と同率であった。「結婚したくない」は男女ともに5~6%である。



3) 異性に求めるもの

『あなたが異性に求めるものは何ですか。恋愛と結婚に分けて、それぞれ3つずつ選んでください。恋愛と結婚について選択肢が重複してもかまいません。』

<恋愛の場合>

男性が恋愛相手に求めるもので最も多い回答は「やさしい」72.0%であり、「趣味が合う」63.6%、「ルックスがよい」47.0%がそれに次ぐ(図4-a)。一方、女性が恋愛相手に求めるもので最も多い回答は、男性同様「やさしい」76.3%であるが、それとほぼ同率で「頼りになる」74.2%があり、第3位は「趣味が合う」54.6%であった。

<結婚の場合>

男性が結婚相手に求めるもので最も多い回答は、恋愛相手と同様に「やさしい」68.2%であるが、「家庭的」65.9%もほぼ同率で続く(図4-b)。一方、女性が結婚相手に求めるもので最も多い回答は、「頼りになる」71.1%で、「経済力」56.5%がそれに次ぐ。男女とも、この

図4-a 異性に求めるもの(恋愛)

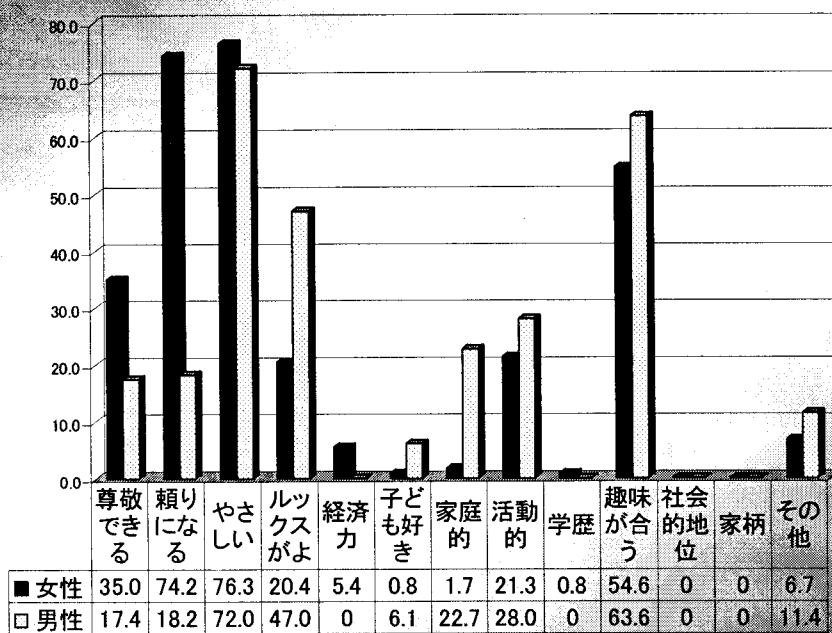
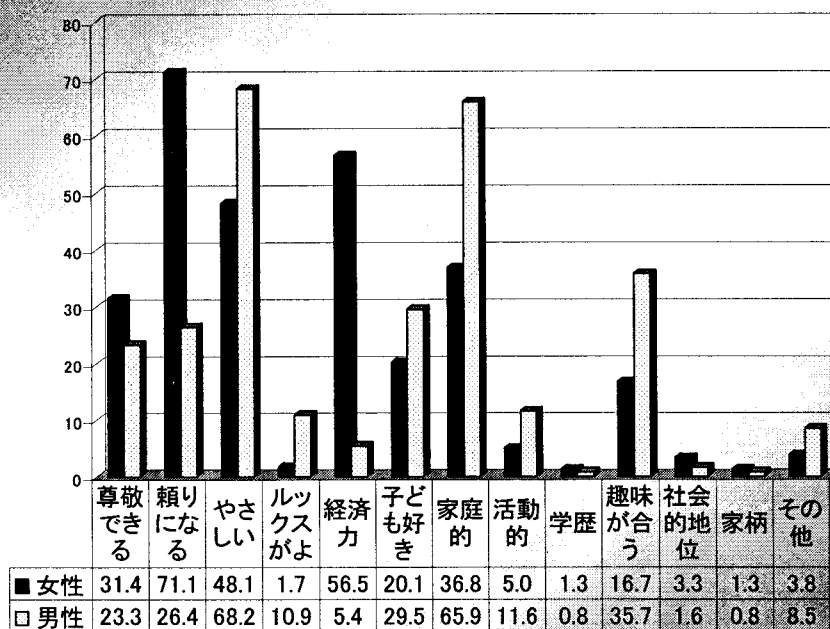


図4-b 異性に求めるもの(結婚)



2つの要因のみが5割を超えており、男性は妻に「優しく、家庭的であること」を求め、女性は男性に「経済力があり、頼りになること」を求めていることが明らかである。

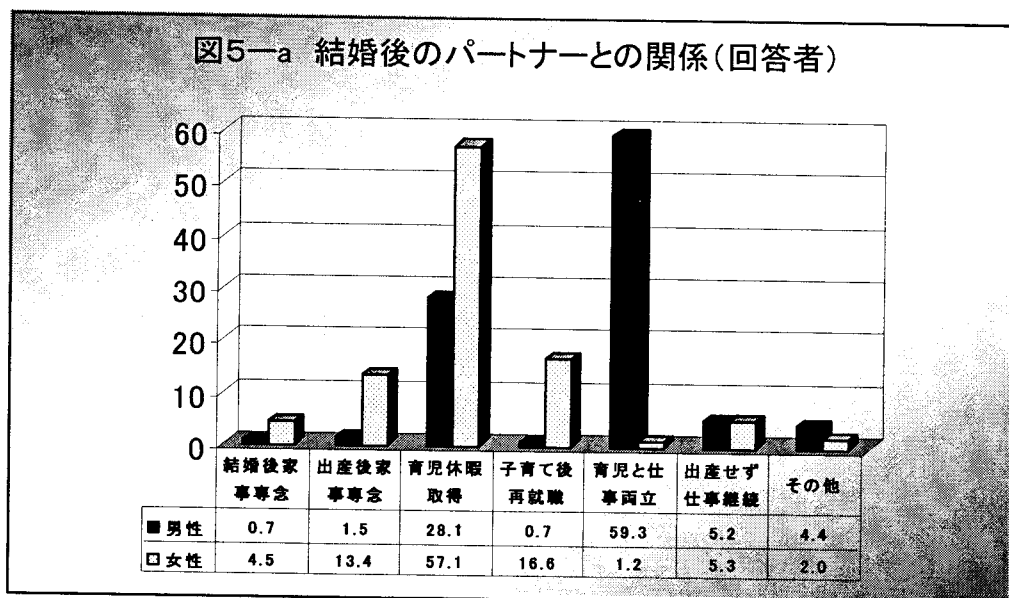
4) 結婚後のパートナーとの理想とする関係

『あなたが結婚したと仮定し、あなたとパートナーの最も理想の立場についてお尋ねします。』

<回答者自身>

女性の場合、「結婚と同時に仕事を辞め、家事に専念したい」4.5%と「子どもができるまでは働き、その後は家事・育児に専念したい」13.4%を合わせた「専業主婦志向」型は2割未満であった(図5-a)。また、「子どもができたなら仕事をいったん辞め、育児終了後に再就職したい」とする「M字就労志向」型も16.6%である。最も多いのは「子どもができたなら育児休暇を取り、その後仕事に復帰したい」57.1%であるが、「育児休暇を取ることなく、仕事を続けたい」1.2%及び「子どもをもうけずに仕事を続けたい」5.3%は少なかった。

男性の場合、最も多い回答は「育児休暇を取ることなく、仕事を続けたい」59.3%であるが、「子どもができたなら育児休暇を取り、その後仕事に復帰したい」28.1%がそれに次ぐ。現在、男性が育児休暇を取得する比率はほとんどゼロに近い状態であることを鑑みると、興味深い数値である。



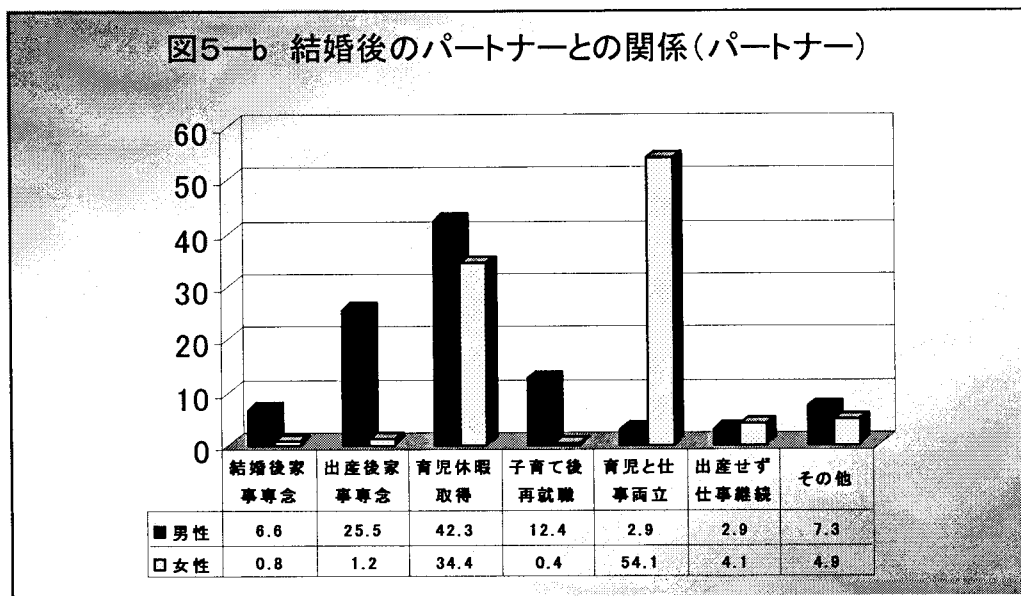
<パートナー>

女性の場合、「育児休暇を取ることなく、仕事を続けてほしい」54.1%が最も多く、「子どもができたなら育児休暇を取り、その後仕事に復帰してほしい」34.4%がそれに次ぎ、両者でほぼ9割に達している(図5-b)。

%が最も多いが、「結婚と同時に仕事を辞め、家事に専念してほしい」6.6%と「子どもが型が32.1%に達する。また、「子どもができたなら仕事をいったん辞め、育児終了後に再就

男性の場合、「子どもができたなら育児休暇を取り、その後仕事に復帰してほしい」42.3%できるまでは働き、その後は家事・育児に専念してほしい」25.5%という「専業主婦希望」職してほしい」とする「M字就労希望」型も12.4%である。

回答者自身とパートナーに対する回答を比較すると、男女のそれぞれの希望が比較的類似した数値を示しており、男性は仕事中心、女性は家事・育児中心と考えていることが明らかである。



5) 家事・育児の分担

『家事・育児は夫婦共同で行うのが望ましいとされていますが、その大半を女性が受け持っている現状があります。ご自身が家庭を持った場合、女性は「結局自分がやるだろう」と思いますか。また、男性は「結局は妻に任せてしまうだろう」と思いますか。』

「そう思う」および「好ましくはないが、それは仕方がないと思う」、すなわち女性が家事・育児を担当するだろうという予想は女性で52.2%、男性で56.6%と過半数に及んでいる(図6)。「当然のこととして夫婦共同で行う」は女性で42.1%、男性で36.0%であった。

6) ジェンダーフリーな就職

『今まで女性的あるいは男性的と思われていた職業(保育士・看護師あるいはパイロット・運転手など)に男性あるいは女性が就くことに違和感がありますか。』

男女ともに「それほど違和感がない」という回答が最も多く、「全く違和感がない」を合わせると、男性の60.7%、女性の76.5%がジェンダーフリーな就職を容認していると思われる(図7)。一方、「とても違和感がある」という回答はほとんどなく、「多少違和感がある」は男性で39.3%、女性で23.1%であった。

図6 家事・育児の分担

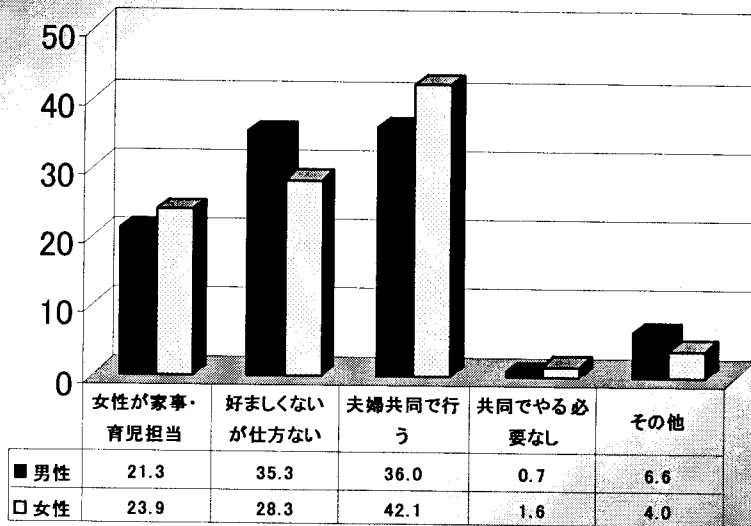
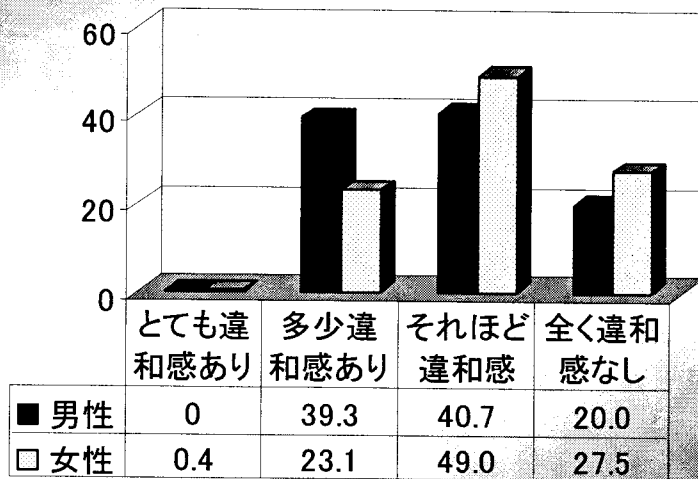


図7 ジェンダーフリーな就職



7) 仕事のできる女性に対する見方

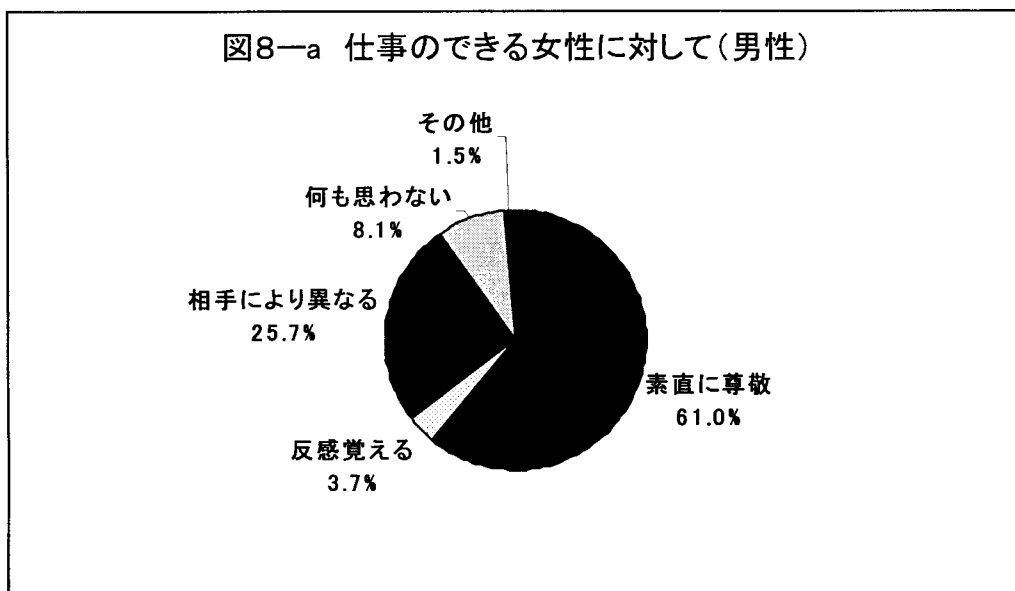
『【男性のみ回答してください】もし職場で自分よりも仕事ができる女性がいたらどう思いますか。』

『【女性のみ回答してください】男性社員より秀でた仕事のできる女性をどう思いますか。』

ここでは、回答者の性別により、質問内容を変えている。まず、男性回答者については、「相手との関係（上司、部下）にかかわらず、素直に尊敬すると思う」という回答が6割を超え、相手が「女性」であるが故に反感を覚えるという回答は3.7%に過ぎなかった（図8-a）。

次に、女性回答者については、「自分もその女性のようにになりたいと思う」と相手を目標化する回答が過半数に達した（図8-b）。また、自分はそのままでなりたいとは思わないが、「単にすごいと思う」という回答も4割である。

このように、仕事遂行能力に対する評価にはジェンダーによるバイアスは小さい、あるいはほとんど見られない。



8) 男女の賃金格差

『【男性のみ回答してください】もし自分より仕事の能力があると思われる女性が、“女性だから”という理由で自分より賃金が少なかったらどう思いますか。』

『【女性のみ回答してください】もし自分より仕事の能力がないと思われる男性が、“男性だから”という理由で自分より賃金が高かったらどう思いますか。』

これについても、回答者の性別によって質問内容を変えている。男性回答者については、「不合理であり、すぐに是正すべきだと思う」という回答は72.1%で最も多いが、「当然のことだ」と思うや「不合理だが、現状では仕方がないと思う」と男女の賃金格差を肯定する回答が19.1%であり、「何も思わない」と無関心を示す回答も7.3%であった（図9）。

一方、女性回答者については、「不合理であり、すぐに是正すべきだと思う」という回答が83.3%と男性に比率を上回っているが、男女の賃金格差を肯定する回答も15.4%であった。

図8-b 男より秀でた仕事をする女性について(女性)

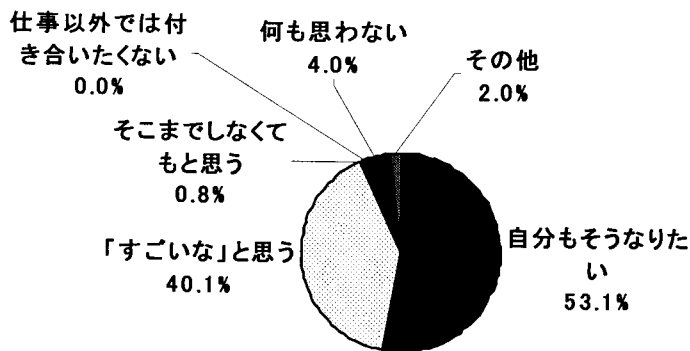
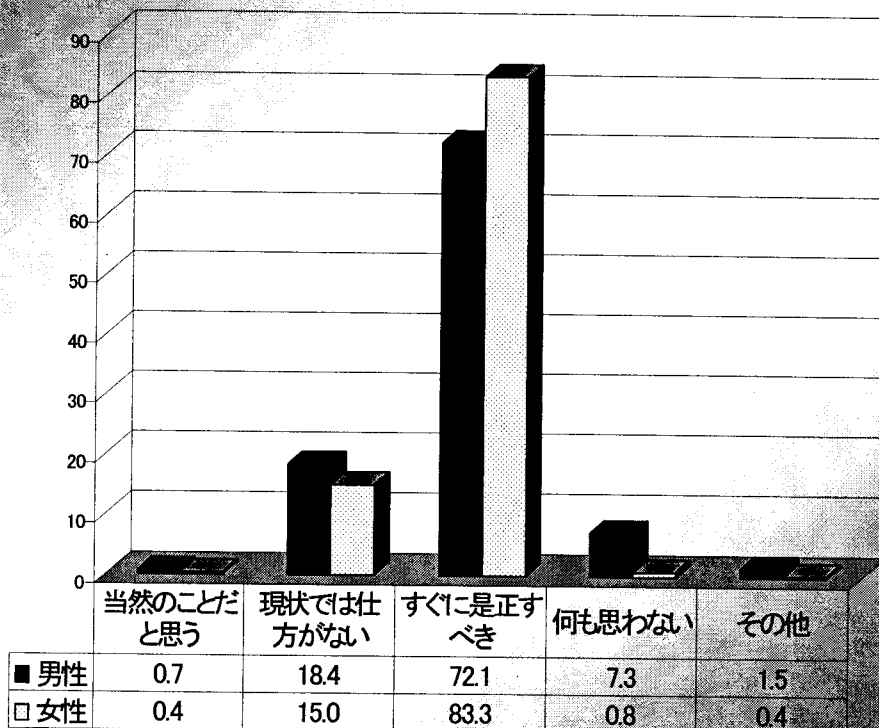


図9 男女の賃金格差



このように、性別を根拠とした賃金格差を是正すべきであるという回答が圧倒的多数ではあるが、不合理と思いつつも「仕方がない」とその状況を受け入れる回答が一定数存在することは注目される。

4. まとめ

質問項目を恋愛・結婚、家事・育児、就職・職業と大まかに整理し、主な結果を提示した。冒頭に述べたように、現在の大学生はすでに家庭科の男女共修を経験し、また男女混合名簿などジェンダーフリーな教育環境で育ってきたと考えられる。今回の調査結果においてもその影響を見ることはできる。例えば、デート時の費用負担については、ある年代以上の人間にとっては「男性が負担する」ことを当然ないしは仕方がないことと受け止めていると思われるが、現代の趨勢は「割り勘」である。

しかし、恋愛から結婚へと進むにつれて、現代の若者においてもジェンダー意識が頭をもたげてくる。男性は結婚相手の女性に家庭的であることを求め、女性は男性に経済力を求めるようになる。家事・育児の分担については、男性も育児休暇取得の希望を持つなど、かつてに比べれば共同で行おうとする姿勢が見られるものの、やはり女性が主となるであろうという予測をする回答が男女ともに多かった。

一方、就職や職業については、性別によらずその人の能力を生かし、かつその能力が正当に評価され、賃金等にも反映することを求めていることがわかる。

全体を通じて、変化の兆しは認められるものの、現代の大学生においても家庭における性別役割分業観が依然として根強く存在していることが明らかになった。

文献紹介

サンピドロ同胞發展録

南 有哲

はじめに

戦前、数多くの日本人が移民としてアメリカ合衆国（以後、アメリカと呼称）へ渡航し定住したが、そのなかには三重県出身者も含まれていた。三重県における対アメリカ移民の卓越地域としては、現在の鈴鹿市・楠町・四日市市の海岸部、志摩町片田地域、そして紀宝町井田地区の三箇所が確認される¹⁾が、志摩町片田地域の出身者については、ロサンゼルスの外港部にあたる San Pedro 地区に集住し、漁業に従事する者が多かったとされる。

本文献『サンピドロ同胞發展録』は、この San Pedro 地区における戦前期の日本人移民社会について、豊富で具体的な記述を行っており、またそのなかに多くの片田地域出身者の姿をも窺うことができる。

1. 著者

本文献の著者は竹内幸助である。文献最終頁における記載によれば、著者の原籍は「三重縣志摩郡片田村」、現住所は「加州タミナル島アルバコア街」となっている。プロフィールは以下の通りである。

「大正七年渡米、羅府（ロスアンゼルス——引用者）にて種々労働を為すこと数年の後、ガーデナ地方の農園およびゴルフヤードに働くこと五ヶ年の後。長濱（ロングビーチ — 引用者）においてエチソン電気会社に勤むること多年。千九百二十四年一時帰国夫人同伴再渡米を為し農園に働くこと数年。其の後タミナル島の南沿岸時報社に入社勤務すること多年。その間同地日本人会幹事及び加州毎日新聞社のサンピドロ支社の通信員等をなす。昭和十一年「サンピドロ同胞發展録」編纂の為再び帰国す。」（「人物概傳」124 頁より。但し、引用文中の漢字及び仮名遣いについては、原則として現在のものに改めた。以下これに従う。）

2. 本文献の構成

奥付によれば、本文献は印刷が「昭和十二年七月廿七日」、発行が「昭和十二年七月三十日」であり、印刷所は「津市丸ノ内本町」の「弘陽印刷株式会社」となっている。

本文は、大きく三つの部分に分けられる。第一の部分は前書きに当たるところであり、全部で 21 頁である。第二の部分は、いわば「本文」に当たるべきもの（以下「本文」と呼称する）で、全部で 192 頁、そして第三の部分は「人物概傳」となっており、全部で 128 頁である。

ちなみに、前書きに当たる部分は、「在ロスアンゼルス領事 堀公一」による「序」、および著者による「自序」、そして「凡例」、「目次」となっている。それに続いて「タミナル島」や漁港・港湾の風景、「サンピドロ大神宮」、市街地や停車場・フェリー乗場、「サンピドロ公立学校」での雑祭り記念写真、といった、当時を偲ばせる貴重な写真が、11 頁にわたって掲載されている。

3. 「本文」の構成と内容

「本文」は六編から構成されている。それぞれのタイトルは

第一編 「カルホルニア沿革と日本人関係要項」

第二編 「米国における日本人排斥」

第三編 「奮闘の跡（創作）」

第四編 「サンピドロ同胞進出の情勢」

第五編 「サンピドロに於ける日本人沿革と其の推移」

第六編 「同胞進出に貢献した主要団体」

このうち「第一編」から「第五編」までは全部で 32 頁を占めるに過ぎず、残り 160 頁分は「第六編」によって占められている。ここで挙げられている団体を列挙すると以下ようになる。

- 1 サンピドロ日本人会
- 2 南加日本人漁業組合（南加とは南カリフォルニアを指す——引用者）
- 3 東サンピドロ父兄会
- 4 サンピドロ農業組合
- 5 サンピドロ日本人商業組合
- 6 サンピドロ日本人青年会
- 7 サンピドロ剣道部と其の後援会
- 8 サンピドロ柔道部と其の後援会
- 9 東散港婦人会（散港とはサンピドロを指す——引用者）
- 10 北米武徳会南加連盟
- 11 南沿岸時報社
- 12 散港日系米国市民協会
- 13 ホワイトポイント農業組合

- 14 東サンピドロ公立学校
- 15 東散港聖書学園
- 16 曹谿学園
- 17 散港日本語学園
- 18 ウイルミントン父兄会
- 19 パロスバーデス母の会
- 20 散港学生会
- 21 パロスバーデス日本語学園
- 22 ウイルミントン日本語学園
- 23 パロスバーデス青年会
- 24 パロスバーデス桜処女会
- 25 パロスバーデス柔道部
- 26 東散港バプテスト教会
- 27 サンピドロ大神宮教団
- 28 タミナルボーイスカウト
- 29 片田学校校友会北米支部（三重県志摩郡片田村——引用者、以下同じ）
- 30 光泰寺
- 31 天理教タミナル教会
- 32 サンピドロ庭園業組合
- 33 サンピドロ在郷軍人八分団
- 34 太地人会（和歌山県東牟婁郡太地町）
- 35 在米片田村人会（三重県志摩郡片田村）
- 36 静岡県人産業協会
- 37 南加蒲原町民会（静岡県蒲原郡蒲原町）
- 38 田並郷友会（和歌山県西牟婁郡田並村）
- 39 和深村人会（和歌山県西牟婁郡和深村）
- 40 江住村人会（和歌山県西牟婁郡江住村）
- 41 田原村人会（和歌山県東牟婁郡田原村）
- 42 在米宇久井村人会（和歌山県東牟婁郡宇久井村）
- 43 日高親友会（和歌山県日高郡）

このように、生業に関わる組合的団体から青年、女性、学生といった各階層別の組織、教育、宗教、スポーツ、居住地、そして出身地といったように、各種の団体が多様に組織され、総体として当地における日本人移民社会を構成していたことが、本文献から明確に見て取れる。

また同郷団体の構成から、この時期の San Pedro 地域においては和歌山・三重・静岡三県の

出身者が多数を占めていたこと、なかでも和歌山については東西牟婁郡に、そして三重については志摩郡片田村に集中していたことが窺える。

4. 「人物概傳」について

本文献の後半部を占めるのが「人物概傳」である。これは当時の San Pedro 地域における日本人移民「名士録」²⁾とでもいうべきものであり、人物 165 名分の紹介と、企業あるいは漁船名による「祝『サンピドロ同胞發展録』編纂」と題した広告が 8 つ、掲載されている。

掲載されている人物の内訳を見ると、出身地については以下のようになっている。

和歌山県	61 名						
東牟婁郡	34 名	西牟婁郡	14 名	日高郡	5 名	他の市・郡	8 名
太地町	8 名	田並町	8 名				
田原町	4 名	和深町	3 名				
宇久井町	5 名	江住町	3 名				
下里町	10 名						
その他	7 名						

三重県 48 名（全員が志摩郡片田村出身）

静岡県	18 名				
清水市	8 名	蒲原町	6 名	その他	4 名

出身者 4 名	岡山県										
同 3 名	山口県	鳥取県	広島県								
同 2 名	東京都	山梨県	長野県	福井県	愛知県	佐賀県	鹿児島県				
同 1 名	神奈川県	福岡県	岩手県	群馬県	石川県	香川県	茨城県	愛媛県			
	宮城県	熊本県	福島県								

次に職業別内訳であるが、主だったものは以下の通りである。

漁業経営者	43 名（うち 1 名は釣船経営も兼ねる）
漁業	25 名
農業経営者	11 名（うち 1 名は花園経営）
農業	4 名

食料品店・食料雑貨商	11名（いち1名は魚肉商、1名は豆腐製造業を兼ねる）
飲食店経営	10名（うち洋食店3名 チャプスイ店3名）
商業	7名
野菜・果物商	4名
魚市場経営・支配	4名
ホテル経営	4名（うち1名は温泉経営）

なお、職業のうち3名以下のものは以下の通りである。

庭園業 缶詰会社経営 薬店経営 金具・漁具・船具商 玉場経営 魚商 船艦食糧供給業
 氷配達業 野菜運搬業 理髪業 造船業 貸店業 酒類及水店業 洋服調製業 蒲鉾製造業
 煎餅製造販売業 マッサージ 保険業 剣道師範 裁縫教師 歯科医師 医師 開教師 漁業
 組合幹事 新聞社経営 新聞社勤務 缶詰会社勤務 給油所勤務 貿易会社員商店員

ちなみに、「漁業経営者」とは漁船を所有している者のことであり、単に「漁業」とのみ記載されている者は、プロフィール等による限り、漁船の乗組員や雇われ船長を指しているようである。一方「農業経営者」と「農業」については、「農業」と記載されていてもプロフィールには借地経営を行っているとの記述がなされているケースもあり、明確に区分されているとは言い難いようである。

5. 三重県出身者の特徴について

何よりも特筆すべきことは、三重県出身者がすべて片田村に集中していることである。上述のように三重県における米国への移民卓越地域は片田村だけではないはずであり、三重県内の他地域の出身者が皆無であるということは尋常ではない。また、県レベルで見れば和歌山が最大であるにしても、市町村レベルで見れば片田村の突出ぶりは特異であり、他を圧しているといっても過言ではない。

また、片田村出身者48名の職業別内訳を見ると、以下のようになっている。

漁業経営者 7名 漁業 19名 農業経営 2名 農業 3名 商業 2名 食料・雑貨商 3名 魚商 2名 飲食業（チャプスイ含む）2名 野菜・果物商 2名 煎餅製造販売業 2名 新聞社勤務 2名 貿易会社員 1名 商店員 1名

上述のように、本文献で取り上げられた人物165名のうち漁業従事者（漁業経営者＋漁業）は68名であり、約41%を占めることになる。これに対し片田出身者においては、全体48名に対して漁業に従事している者は26名であり、約54%を占めることになるから、他地域出身者

に比して、より漁業への集中度が高かったと考えることも可能である。

また、漁業従事者 68 名について見ると、

和歌山県出身者 28 名 三重県（片田村）出身者 26 名 静岡県出身者 12 名 他 2 名
となっている。

こういった点に鑑みると、片田出身者の手による「名士録」という、本文献の性格に由来する様々なバイアスの存在を考慮するにしても、この「人物概傳」の叙述は、

「戦前、サンピードロは日本人漁師町として有名になっていたが、その漁師の出身者は、和歌山県人と、三重県の片田出身者によって占められていた。」³⁾

なる記述を、裏打ちするものであると行うことができよう。

注

- 1) 拙稿、「三重県人のアメリカ移民・概観」、三重短期大学地域問題研究調査室、『地研年報』、第 5 号、2000 年、46 頁。
- 2) 「人物概傳」で紹介された 165 名のうち、何らかの団体の幹部を経験したとの記述がなされている者は 128 名である。
- 3) 三重県海外協会編 『三重県人北米発展史』、1966 年、226 頁。

付記 本文献については、志摩町片田在住の濱口利子様のご厚意により閲覧することができました。ここに記して謝辞とさせていただきます。

町郷中致帶刀候程之者共、爾来無拋用向有之上京致度候
ハ、前以申出差圖を請候上致上京、於同所も留守居ニ
可及案内候、若猥ニ罷越候者有之候ハ、屹度可申付候
右之趣相心得、不洩様可申達事
亥十二月七日

(二五)

豊年菓穀優長二実

△田方稲草長く生え人の丈ニくらぶへし、七月下旬少も隙し過
候処出穂遅り全く出すくみ申儀と相心得居処、追々のび出、
四尺五寸余ニも相延実入十分ニあまり候、田中村年寄甚左衛
門いわく、五十年以来なき豊年なりと、右豊年之ミのりハ手
廻しゆるくとこのび出、ゆるくとミのるもの歟、干損所も
ありといへども、村内平均壱反二付七俵之余ニも相当り可申
也

御雇銀三匁五分ツ、御渡之分、同暮請取、夫々令差引入渡
△伊州上野より番頭藤堂新七郎様其外今一将共、附属之兵隊和
州十津川辺二出張、浪士追討、伊州附撒隊之手江賊徒之一将
厚見五郎召捕二相成、尤御当家御人数格別戦争も無之、唯追
討而已二付、吉人も怪我人無之して賊徒を数人打取二相成候
事

△右二付伊州方ハ勿論、当国山中方其外所々要路江郷土撒兵等
見張御差出し、御堅め嚴重、往来通行之者風体あやし者ハ一
々御調御糾之上通行為致二相成候事

△御山莊八幡宮、九月十五日四十九日御祭礼之處、大和異変御
人数御差向二付御延引、兩日御湯立迄御執行、御本祭追而御
日限可被仰出旨九月十一日御触有之、其後十一月御達左之通

見返し

大庄屋共

御山莊両社

八幡宮○御祭礼之儀ハ、当節柄二付先達而思召を以御質
素二為御濟被遊候へ共、先般和州表乱暴之者共被為蒙○
御追討之

勅命候処、格別御軍功被為在候耳ならず、御人数之内怪
我等吉人も無之、万端御都合克被為濟候段、実二以恐悅
之御事二候、依之来ル十五日、八幡宮神前二おゐて御湯
立被○仰付候、右之節參詣並御山内拝見不苦候条、末々
迄通し置可申候事

但心得方別紙書付相渡候条、心得違無之様可申達事

亥十一月十日

御山莊八幡宮御湯立之節氏子之分ハ家々門桃灯不苦候事
御山莊内二而銘々心得居候所作を奉し、賑かし候儀ハ少
々之事ハ不苦候へ共、門外二而ハ不相成候事

但右も氏子二限り候へ共他町二而も氏子之類素人代り

二出候儀ハ格別之事

此度ハ御祭礼と申訳二而ハ無之候事故、屋台・曳物或ハ
途中鳴物等取扱候儀ハ勿論、衣服杯を飾り平常二変り候
風体等いたし参詣之儀も一切不相成候事

△十一月十一日御触

△御家中江別紙之通被仰渡候趣二而村役人迄心得置候様御達、
左之通

見返し

長門宰相家来江

今般和州賊徒追討之儀諸藩江被○仰付候処、昨廿七日

藤堂和泉守

寄手之者二被追、浪士八九拾人計り、浪花表江逃去、其
藩屋敷江入込候趣相聞候間、右浪士共召捕、藤堂和泉守
討手之者二早々可引渡旨被○仰出候事

九月

見返し

藤堂和泉守家来江

大和一揆追々召捕二相成余党逃去候内、賊徒之巨魁と覺
敷者大坂表長州蔵屋敷江驅込候よし二付、別紙之通飛鳥
井中納言を以、松平大膳大輔家来江被○仰渡候、時宜二
寄変事出来可致も難量候間、尚又御警衛向嚴重二相心得
候様可申付旨○伝奏來被申聞候間、相心得申達候事

九月

(二四)

町郷中带刀之者上京之節前以申出御差図之上罷越
候様御達

見返し

町年寄共

大庄屋共

(一一一)

健壯組御取立御内沙汰二付御調

△此度御達之儀二付面談申度、明十日庄屋之内大庄屋所宅江罷出候様通達有之候二付、村々庄屋罷出候処、此度健壯組御取立二可相成思召二付、村々相調人物十七八歳より四十歳迄二而平日力業を好ミ随分剛氣二而健壯之者を撰ひ申出候様、勤方ハ最寄々江部屋御取立、劍術修業為致臨時御用之節御使可被成旨被仰下候二付、当村之儀家督之外子弟二而年齢相応之者尅人も無御座段、九月十六日書上ル

△其後何之御沙汰も無之候二付相止り候儀二存候事

(一一二)

和州十津川辺江浮浪共屯集乱妨二付追討被為蒙

勅命軍兵御差向並当国要地固

△去ル嘉永七寅年以来、異国船漂流之節人馬御手当被仰付有之則当年之処左之通

尅番手人馬触当請印

長谷場

作事前後

棟梁柘植綱吉

一人夫尅人

藤堂織部

一夫馬三疋

口付三人

作事前後

一夫馬尅疋

口付尅人

一人夫尅人 用意

右之通三月十二日より相改候旨同七日御達有之候処、八月廿八日御役所より走り使を以御達、左之通

尚々人足名前書御持参可有之候事

藤堂主膳様只今より御用意次第和州江御出張被成候間、当年織部様御手当被仰付有之候夫馬三疋○主膳様江差出申候様被仰付候処、馬二而ハ継立方差支候二付、馬代り尅疋二付八人つ、被○仰付候、式疋分ハ外村江相達候間尅疋分

和州江通シ

人夫八人

長谷場

雨具用意

右人夫只今各方之内召連、主膳様御屋敷江可被罷出候、其上二而拙者詰所江御案内可有之候、尅夫馬三疋之代り人夫式拾四人、此内拾式人河上村より出、八人長谷場、引残候四人外村より出候旨、いさいは御屋敷江向御申来可有之候、以上

八月廿八日

御手当懸り大庄屋

長谷場村

庄屋 年寄中

右二付当村茂兵衛・清吉・庄右衛門・多郎右衛門・平左衛門・多助方半七・清右衛門方清九郎・七兵衛右八人召連、年寄茂左衛門付添名前書持参、申刻頃村方出立、主膳様御屋敷江召連出引渡候事

△番頭主膳様並御附属之兵隊伊州上野迄御繰出し、同所二而止宿中九月朔日御模様代り、前段人足二差戻し、同夜子刻過帰村、尤出立之節尅人二付金尅朱ツ、貸渡、人足尅人一日二付

△久世孫之丞様添毛見、生形尉左衛門様御毛見、九月廿六日中川原御泊、翌廿七日古河・刑部御休、屋後当村二而田中御泊之旨御触、並御坪之節心得方不立毛坪粉仕出し雛形共相廻り候二付、廿六日村役人之内中河原御泊所江伺二罷出候事

△九月廿七日屋前より南河路迄御迎二罷越、未刻過当村江御立入御毛見御坪茹、田中御泊所来嚴寺江持込二相成、同所二而坪粉御仕出し二相成候事

△皆無不立毛、九月十五日、同十七日、同十九日屋後より共式日半日相懸り下改いたし候処、皆無畝數七反式拾分、不立毛畝數五町壹反五畝式拾五分五厘有之候二付、右願帳仕立、九月廿三日大庄屋所江差出又

△石井伝兵衛様御再見御兼、御手代衆・竿取・御下男共御上下四人、松本新次郎殿・小目付村山宗七・吟味役久米村豊鳴助藏・森村飯田恒右衛門、九月廿五日野田村御泊、翌廿六日大庄屋所小目付・吟味役当村江立入、皆無不立毛申見屋後志袋江御移り、御代官所八屋後当村江立入、皆無不立毛再見、同夜当村二而御泊り、翌廿七日、前日大庄屋所御改残り御再見相兼御改、巳刻頃志袋江御移り候而、屋後御毛見刑部江御立入候事

△皆無御改願畝之内不立毛江切出し御改、 \times 畝數六反壹畝式拾八歩、分米八石式斗六升九合、此出米八石四升、免 \times 式分壹厘四毛、不立毛之内願畝省帳落皆無より切出し、増減改、 \times 畝數四町五反式畝式拾七歩五厘、分米六拾石三斗四升六合、此出米五拾八石六斗七升式合、内有米三拾三石四斗七升五合、引 \times 式拾五石壹斗九升七合、五一米引、免 \times 六分三厘九毛之帳尻と成

△御免札御渡御評定十一月十日二而、翌十一日大庄屋所より御渡二付罷出頂戴拝見いたし候処、御藏入免三つ四分、御給知免三つ四分式厘四毛、内皆無御助免式分壹厘四毛、不立毛御助免四分壹厘六毛二而、御改帳尻免二六分五厘之下三割半之

減、御本免ハ壹分之上り之事
△当年小入用仮相場拾三俵替、小入用免六分九厘四毛、去々壹分四厘九毛上押合、毛附免拾と式分七厘四毛九糸五弘五、仕切相場拾三俵五分替

(二一)

若殿様御上京

龍顔御拝○天盃御頂戴

△若殿様為御名代御上京、来ル二十七日御発駕、伊賀路通り被為入伊州候而兩三日計り御逗留、夫より御上京可被遊旨被仰出候段、八月二十五日御触有之候処、二十七日御延引、近々御日限御治定之旨同日御触有之、同廿九日御発駕之事
△去ル三日京都江被遊御着座候段、九月六日御触

若殿様倍御機嫌克被遊○御在京当七日巳刻御参内被遊候
龍顔御拝候上○天盃御頂戴被遊、難有御大慶思召候旨申

来候
右之趣郷中未々迄相触可奉恐悦也

亥九月十日 顯右衛門
所左衛門

大庄屋名前

右御書付を以九月十一日御触
△当月十一日御国元江之御暇被為蒙○仰、且又同十四日御暇之為御礼巳刻御参内、○龍顔御拝候上○天盃○御頂戴被成難有御大慶思召候、依之明十七日京都御発駕、東海道通り、来ル十九日御着座可被遊旨、十月十六日御触有之候処、十七日御触御延引、来ル廿一日御発駕、同廿三日御帰津可被遊旨御触廻り

迄相触、可奉恐悦旨御触

△直太郎様ハ伊州名張藤堂宮内様之長子、久居江御相統養子後
藤堂佐渡守様と称ス

(一九)

帶刀以上三尺帶並桃灯江合印付候様御達

見返し
大庄屋共

御家中之面々並輕輩帶刀いたし候者共ニ至候迄、為相印
目今三尺帶晒布を相用ひ、右帶表之方真中二横二六分程
之黒筋染付相用ひ候様被○仰出候間、郷中帶刀いたし候
者都而右同様相心得可申候

右之通可申達事
亥八月廿四日

如斯御書付相渡候二付、写廻し、条々奉得其意、帶刀ニ
渡候面々並郷鉄砲・加人郷鉄砲之向も帶刀之節ハ同様ニ
候間、夫々入念早々御達可有之候以上

八月廿四日

伊藤七右衛門

見返し
大庄屋共

郷中帶刀いたし候者共、相印三尺帶之儀、平日相用ひ候
儀ハ相止、臨時之節ハ勿論御用ニ而他所江罷越候節迄相
用ひ可申候

右之通夫々可申達候事
亥十月三日

△十月四日御触出ル

見返し

(一八)

大庄屋共

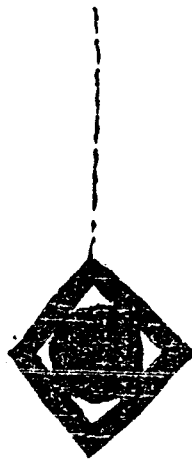
郷中帶刀いたし候者共、臨時之節ハ勿論御用ニ而他所江
罷越候節、為相印桃灯ニ御印附候儀ニ付、別紙雛形寸法
書相渡候、尤

手桃灯

御印 後者壹つ

革又ハ厚紙ニ而も取外し出来候様相心得、御印附可申候
右之通可申達候事

亥十月十一日



金さし 式寸三分

手桃灯

角之内白地之処切抜候事、紐ニ而括付可申

右之通ニ候へ共取附方ハ紐而已ニ不限、面々都合次第ニ
可致事

(二〇)

御毛見並皆無不立毛御改一件免合記録豊饒

△当年御見立免二付、稲草畝分目錄、六月之月附ニ而七月二日、

夏御国割差引候節大庄屋所ニ差出

△中稲方五ヶ沓以下二付、村坪いたし差出ス、桶田多右衛門粉
沓升五勺稲草大穗無ぞう、清吉粉沓升五勺稲草まんぞく、長
古垣内助九郎粉沓升稲草まんぞく、メ三升沓合、粉平し沓升
と三勺三才三三三、右九月二日差出ス

宜候得ども、他所二而も新規二差送り候儀、右両様一切不相成旨被○仰渡候、綿之儀ハ先日御達申候通り相替儀無之候

一横濱江是迄諸品差送り候儀御調申出被成候様御達申置候処、右ハ横濱二不限、長崎其れ余交易所有之場所江送り候分不残書上候様被仰下候間、此段御承知、昨日限御書出し二相成候へ共、長崎其れ余交易所有之場所江送り候分有之候へハ明十六日夕迄二無相違書付を以可被申出候、明後十七日朝迄二御沙汰無之候へハ送り候儀無之と相心得可申候処、別段御沙汰二不及候間入念御調有之候へハ可被申出候以上
八月十五日
伊藤七右衛門印

* (頭注) 「板札朽損候とも建替二不及旨慶応二寅年五月御達」

(一六)

京都御守衛撤兵出張被仰付内乱之風説不穩候二付御触

△先達而撤兵急二京都江出張被仰付、諸国浪士等多分入組不穩風説相立候処

此度京都御守衛二付、為御手伝郷中撤兵京都江出張被仰付候事二候、右二付小前相惑ひ不穩風説等も相立候趣、京都より御飛脚等も来り候処、穩二而何れも安心いたし候様小前末々迄不洩様御申聞可被成候、以上
八月廿一日
伊藤七右衛門印

△撤兵京都江出張、有栖川宮様・中川之宮様・近衛様等御守衛二相詰候事

△浪人体之者通行いたし候歟其村二罷越候ハ、其段急々可申出旨、通行いたし候迄二而往先者相分り不申込も、登り下り

何れ之方江参り候と申儀、書付を以急々可申出旨、八月廿一日御触

(一七)

今上御諱之字憚候様御触

急々廻達候事

今上御諱字

統仁

以来俗名・実名共相憚候様可仕候、尤當時名乗條分ハ

公儀より被○仰出候

右之趣郷中末々迄可令触知也

亥八月廿九日 強右衛門

所左衛門

大庄屋名前

(一八)

佐渡様御逝去

△佐渡様御病氣之処御養生不被為叶、今廿六日卯刻御逝去被成候、依之鳴物音曲今廿六日より来月二日迄七日之内御停止、普請作事今廿六日より

△殿様御統無之御忌も不被為懸候御事故、今廿七日より差向普請ハ不苦旨○思召を以御用捨被○仰出候、御触八月廿七日出ル

△鳴物音曲御停止二候へ共今廿九日より格別重き祝儀事ハ不苦旨御用捨被仰出候御触八月廿九日出ル

△十月廿八日御触二而去ル十八日

殿様御用之儀二付御名代内藤駿河守様、直太郎様御名代細川玄蕃頭様御同道御登○城被成候処

直太郎様御内分御家督無相違被為蒙○仰候、右之趣郷中末々

妨人有之、及刃傷二逃去候段、不容易儀二付早々探索可致旨
夫々嚴重二被仰出候、此段相心得、家来末々迄敵敷申付、聊
二而も手懸り有之候ハ、早々申出候様、万石以上以下二不洩
様相触可申旨公儀より五月御書付を以、六月十一日御添書付
御触

(一四)

山田ヶ原詰新鉄砲組御取立

△此度山田ヶ原詰切新鉄砲組御取立被仰付、則御給米御扶持方

平組志人二付 七俵壹斗 三人扶持ツ、 四拾八人

杖突志人二付 拾壹俵 三人扶持ツ、 式人

右之外働人共志人二付六俵 式人扶持ツ、 式人

杖突並平組共勤馴候へハ追々御加増可下旨被○仰下候

右之通被下御召抱二相成就而ハ山田ヶ原詰切二相成候故、当

代人等二而自然罷出候儀難出来者ハ無之哉、来ル廿一日夕迄

二書付出し候様御達二相成候二付、村方取調候処、望之者無

之ニ付其段書上置申候事

△右鉄砲組南方豊原・魚見両組より多く出来候趣

(一五)

綿木綿桑其他所出し御停止村々建札之事

町年寄共
大庄屋共

覚

御領下末々ニ至迄格別之○御憐愍○御仁恵之御儀ハ是迄

迎も觸達置候間、下方ニ而敬承候事と存候、然ル処差向

当年ハ綿作も近年ニ無之相応ニ出来候趣、就而ハ銘々一

己之利潤を計先金等相貪り他方ニ多分売捌候向も有之、

当処ニも無之、万一右様之所業有之候而ハ以之外之儀ニ

付、此度船積ハ勿論他方江多分売捌候儀ハ堅令停止、御
領内ニ而一統融通いたし難渋者都合成候様、可成下直二
致売買総而難有○御憐愍御仁恵之処ニ不相背、実意ニ取
扱可申候、斯被○仰出候上ハ木綿ハ不申及、何品ニよら
ず交易等ニ而利潤を相計船積他所出し等いたし候者ハ必
其軽重急度曲事可申付候

右之通町郷中末々迄不洩様可申達事

亥八月八日

右之通八月九日御触達之処、同十一日御廻文ニ而村役人之内明
十二日朝五つ半時迄二拙宅ニ出候様通達有之候二付、罷出候処
村々左之通認、村端ニ相建候様御達

覚

近来諸色高価ニ相成候二付、小前之者共難渋不致候様御世話

被為在候処、差向綿作之儀当年ハ相応ニ出来候趣、就而ハ一

己之利潤を計先金等相貪、船積ハ勿論他所江多分売捌候之儀

令停止

御領内ニ而一統融通いたし難渋者都合成候様、可成丈下直ニ

売買いたし可申、猶綿ニ不限木綿・桑其外何品ニ不寄交易等

之儀、利潤を相計船積他所出し等いたし候者吟味之上屹度御

咎可被○仰付事

右之通○御憐愍を以被○仰出候段難有奉存

小前末々迄

心得違無之様御触面之趣可奉守事

亥八月

村役人共

右之通板札ニ認、東かいど入口三つ辻七兵衛屋しき之角ニ相建
置候事

此間御達申候綿並諸品他所売之儀二付、村々建札写二綿

ニ不限、木綿・桑其外何品ニよらず交易等之利潤を相計

り、船積他所出し等致候者吟味之上屹度御咎可被仰付事

* 右之通御書付文言有之候へ共、是迄差送り候他所候分ハ

植付水二差支難決二付、同三日夜より七日夜迄五夜、村々氏神江鳴物二而雨乞宮籠中、少々之潤雨も有之候へ共聊之儀二付、同八日より十二日迄五日之内、幟立置鳴物二而雨乞、同八日夜より曇、九日朝曇湿り有之候へ共、植付之儀二付休願不致、同十三日より十七日迄五日之内、幟をさし鳴物二而立願、十八日より廿二日迄五日之内、雨乞山行、但五日之内跡二日氏神江籠候処、同廿日曇湿り二而雨乞山二罷越候、八日長谷場・田中・前田計り二而余之村八日待いたし候由二候へ共、休願ハいたし不申、同廿三日より廿五日迄雨乞山二松明を揚、同廿六日より同廿八日迄幟立置、村々二而氏神二百度参り、其節伊州大佛立願、郷内忽代葉王寺村年寄・久保村年寄・前田村年寄右三人、廿六日朝出立、白銀三枚代式兩納、祈禱相願、三日之内二利生有之候様願出候処、先例者七日二而之候処、左様いたし呉候様申之二付、左様之儀二候へハ不及是非候間、此度ハ五日之願二いたし呉候様申出候処承知いたし候間、依之百度参りハ三日而已ゆへ、廿七日より五日事故、跡之願ハ大佛之願三日相懸候事

△五月廿六日曇湿り、廿一日之如く前田より休願廻文出し候へ共伊州代参待請、葉王寺天王江郷内役人揃評議之上、休願いたし不申、尤此雨久保・前田・葉王寺之内二も上組多く下ハ少々劣り、同廿八日暁、長谷場ハ曇湿り、田中より上組少々炭湿り二も不及、同廿九日より六月五日迄七日之内、村々幟立、昼後より村々氏神江郷内一同一村ツ々之氏神江廻り、鳴物二而立願、右願中川上八幡宮江六ヶケ村惣代雨乞社参之儀御願申上候事

△川上八幡江雨乞之儀ハ是迄郷内より立願聞及不申、清水・鹿^(註)・太田より右三ヶケ村申合、先年より式度雨乞代参いたし候由、式度共屹度御利生有之由二付、清水村浅生久左衛門江承り合候処、祈禱料ハ三ヶケ村二而催、合金百疋、外御湯料神主江差出し願来り候趣、尤燈明ハ参り不申、御祈禱御礼出し遣

し候趣二付、右ハ三ヶケ村之湯頭江相建候様、南方山中大庄屋一組限之願相懸候節ハ金式兩位之由、当郷内より相懸候ハ七ヶケ村二候へハ白銀壹枚位相当之事と申談候事

△伊州大佛之願、当願七日之内六月朔日迄三日相懸り候ゆへ翌二日より代参可仕候、同朔日朝よりながせ之如く一仕切く二同日七つ時頃迄二七八度も有之、右二而破田二も水^(註)へ^(註)壹遍分水有之、田方八十分二相成候上雨氣も有之候二付、雨乞相止、依之川上八幡宮雨乞相懸不申事

△大佛江願礼布施金式分持参、郷内惣代前田村庄屋長左衛門・久保村庄屋見習文之助九月廿六日代参

△六月二日曇、少々潤雨、同三日潤雨十分、同四日皆晴いたし潤雨一旦之凌を附候へ共其後又々照統候二付、同十日夜より十四日夜二向五夜之内、村々氏神江鳴物二而雨乞宮籠申候、十四日未刻頃少々潤雨、猶又十五日大分潤雨有之候二付、長谷場・田中・前田村休願届出候、十六日待いたし候事

△田方植付ハ五月六日より植初、同十五日迄相懸り植付

△五月廿一日より一御射観音江雨乞御祈禱被○仰付、御札被下候事

にし出小川を堰用水かへ揚候事

△池水不足二付養水かへたし之村方相談松場^(註)大藤江五月十九日^(註)三挺注文、其内拾五枚はね式挺代三兩七匁五分、拾七枚はね式挺代壹兩三分三匁七分五厘、合金四兩三分拾壹匁式分五厘相懸、にし出小川堰立かへ揚、いだのしり・かせと二相廻し申候事、右ハ堰立候田方水損了簡夫其外縄たわら竹^(註)用、同年小入用二委く記ス

(一三)

姉小路少将様を殺害二及候二付御触

△大目付、去ル二十三日夜姉小路少将退出之砌、於明平門辺乱

拾五口江銀拾八匁 但壹口二付壹匁五分ツ、

右之内

五匁式分五厘ツ、 清吉 助左衛門

壹匁五分 茂兵衛

七分五厘ツ、

九右衛門 茂左衛門 忠藏 久兵衛
助九郎 清右衛門 多右衛門 要助

銀拾八匁

金百疋 庄屋永谷助之丞

鳥目五百文 年寄茂左衛門

銀二匁四匁八分

右之通夫々割渡、尤御礼廻勤ハ翌子年正月四日年頭御礼之節
手札持廻ル

△右新義倉、当亥より慶応元丑暮迄三ヶ年相懸、右三ヶ年之内
式口式分五厘御割戻し、猶又慶応二寅暮より明治元辰暮迄三
ヶ年二四口五分御割戻し、残り五口式分五厘明治式巳年利足
計り御^金□、此元金高拾式兩壹分九匁七分七厘、御一新二而
公債二相成、右子細式拾四番袋入之内帳面二記
△元治元年七月四日、御手伝ニ罷出候者江御褒美被下左之通
覚

一鳥目壹貫六百文

長谷場村

右者昨亥年所々江御砲台御築造二付、為御手伝人夫差
出候二付、為御褒美右之通被下候
右之通可申達事

子七月四日

右之通被下候二付御手伝之者人数二応し割渡、右人二付式拾
九文ツ、

(一一) 嚮導組御取立

△七月廿二日大庄屋所江面談之儀有之候二付、昼迄二庄屋罷出
候様通達有之候二付、助之丞罷越候処、是迄御役人衆次男三
男二而御勤二相成候分、此度嚮導組御取立二相成候二付、年
寄之嫡子或ハ組頭等之内二而農兵二御取立二可相成二付、名
前年齢書付差出し候様御達二付、五月二日差出置候処、七月
廿三日御廻文二而、当村茂左衛門倅茂八御用之儀有之候二付、
明後廿五日朝五時半時庄屋召連御評定所二罷出候様御達二付、
罷出候処御達左之通
覚

長谷場村最左衛門倅

一米式俵ツ、

茂八

外村名前略之

右之者共農兵組二取立嚮導組二申付候、依之年々

米式俵ツ、

被下、勤中帯刀差免、席^(出札)□限無足人格之次二申付候、
銃術致出精、臨時○御用立可申候

亥七月廿五日

△右之通御達二付夫々御礼廻勤候

△茂八儀当年十七才二而且丈短候、十三四才之童前髪を取居候
様之合好二而美二子供二有之候処、九月五日大庄屋所より来
書○清水茂八教導組二被仰付候処、年若二而今少し年立候迄
外之者代り二出候様、只今之処何分御用立不申由二就而八田
中・長谷場両村之者二而右之代り申出候様御通達二付、田中
村亦歳倅久吾二代り二申立候処、同人江九月廿日被仰付候二
付、茂八儀ハ席其俅相図方江陣鞍稽古二出候事

(一二)

早魃雨乞救願並龍^(イ)車を以捨川水かへ揚候事
△五月朔日之昼より少々潤雨も有之候へ共、畠湿り迄二而田方

勅命、二見辺江御砲台御築被為遊、猶浦統之儀故当浜江も御砲台御築立被為○仰出、格別之御守衛筋御手厚二被為○遊候段、誠二以難有御事二候

右之趣達置候様被仰下候条奉敬承、御主意之程小前末々迄不洩様可申聞旨、三月晦御触

△山田表御警衛御台場、二見・嶋崎・今一色、右三ヶ所江御取立、山田ヶ原江御陣御取立候事

△贄崎・塔世兩浦右式ヶ所江御取立、万町江も関門御番所、西町・立町二卯御門、岩田橋二関門御番所出来候事

△贄崎御砲台御郡方請二而御普請、四月十三日より毎々御布令当、度々当村より人足出し候事、尤神戸半田辺より土取寄船二而運候迄、右御普請中当村より出人足御手伝夫之外百四人

式分五厘之助、賃銀壹人三匁五分ツツ被下候事

△今般御砲台御取立被遊候二付、町郷中之者共郷夫献金等仕度旨願書差出し候者有之、奇特之至二思召候処、御聞届ハ難被遊○思召候へ共、余之儀とも違被為蒙

勅命○神宮警衛之儀ハ勿論、其余御手当筋之儀格別二被為尽願之通○御聞届被遊候事二候間、孰も難有可奉存候、此段厚申諭候様可□□旨、御書付を以五月六日御触

△郷中之者より人夫献金等願出候分御聞届被遊候段、兼而申達候事二候、然ル処人数七人以下之人夫ハ差上候儀ハ○御聞届被遊、其餘ハ格別之御憐愍を以御用捨被○仰出候、献金之儀も右に順し可申旨、御書付を以五月廿九日御触

△当村之処御手伝夫々相調願出置候処、前段之通御達二相成猶又六月四日、大庄屋所江内談用有之二付明後六日庄屋之内壹人ツ、宅江罷出可申旨通達有之候二付、庄屋罷越候処、御手伝之儀、七人以上之分御国恩為冥加新義倉積立相目論、乍恐一時之御融通二成とも御用立候様、仕法之儀ハ從來之義倉御仕法之通二而、御利息四分之積立、三ヶ年益暮兩度積立、

四年目より七ヶ年二追々御割戻し二相成候様御願申上、御評議中二ハ候へども口数取調申上候様御達二付、六月廿日書上左之通

三口五分ツ、助之丞 清吉
壹口 茂兵衛

半口ツ、茂左衛門 助九郎 久兵衛 清右衛門
多右衛門 多助 忠蔵 九右衛門

右六月廿八日御聞届二付、積立加入いたし候事
△七人以下御手伝左之通

七人 多助
五人ツ、九兵衛 助右衛門 長吉 多郎右衛門 利助

四人 新助
三人ツ、権七 庄右衛門 与七

式人ツ、喜左衛門 長蔵 七兵衛 地藏寺
△五拾三人

右之通御手伝之儀御願申上候処、当村之儀ハ七月廿一日より毎日五人ツ、晦日二ハ八人罷出候様御達二付、前人数御差図之通神戸村土取揚二而相勤申候事

△十二月廿九日、庄屋二御達之儀有之二付明晦日六つ時大庄屋宅江罷出候様御廻文相廻候二付、即罷出候処御達左之通

村々拾口以上之名前略之
右之外

拾口以下加入之者へ金百疋□□^(正助)を被下
村々庄屋江金百疋ツ、被下

年寄江○鳥目五百文ツ、

右之者共新義倉積立之儀相目論、調達出請いたし候二付右之通為○御褒美被下候事

右之通御達被下当村分

亥二月廿六日 齋宮

所左衛門

大庄屋名前

△勅使として柳原宰相様○橋本侍従様、今四日京都御發輿、長池御休、丹波市御泊、五日はい原御休、新田御泊、六日二本松御休、松坂御泊、藤波神祇大副様今四日てら本御泊、五日名張御泊、六日小川御泊、右之通二而山田御台場向御見分之事、御触三月四日出ル

△殿様山田表万端為御濟、明後十四日御帰津之旨、三月十二日御書付を以御触

△山田ヶ原御陣所御取立御台場

嶋崎 二見 今一色

右三ヶ所江御築造、番頭老將・鉄砲頭・大砲組横目・其外一軍分兵隊御差出し置有之事

△当亥年御老番手藤堂織部様、二月二十四日二見郷江御出張二付夫馬三疋口付三人而已用意、右村役人召連御屋敷江着候様御達二付、当村荷付馬三疋差出し候事、尤松坂継

(六)

將軍様御上洛御触

△御上洛二付東海道通行被為在候二付、其筋より罷越候儀ハ不相成旨、二月廿六日御書付を以御触

△公方様東海道通り御還府被為在候二付、其筋二罷越候儀不相成旨、三月廿三日御書付を以御触

(七)

若殿様御警衛向為御見習御上国被成候事

△十三ヶ年以前嘉永四亥年御国江御初入以來御詰切之処

殿様○神宮御警衛並京都御援兵之儀も被為蒙○仰候儀故

(一一)

若殿様御在府被遊候而ハ○御警衛向御見習難被為出来候二付、木曾路早々御国許江御登り被遊度段御願之通被為蒙○仰、当月晦日御上着、一先○御城二被為付御取繕出来候上、馬場御屋敷江被為移候事、御触三月四日同廿七日御書付を以被仰出候事

(八)

硝石取候様被○仰出候御触

見返し

町年寄共 大庄屋共

町郷中古き建物之分床下硝石取候様被○仰出候二付、懸り役人見分可被致候間夫々可申達事

亥三月十七日

△子三月八日御触、右硝石取候儀聊迷惑無之様相對を以為取、差支候分ハ断を申候而宜權威ヶ間敷儀を申難洪二及候儀ハ申出候様御触

(九)

宗旨人別調

△当年改高惣人数百五拾五人内男六拾五人女八拾五人、内九人内男四人女五人去御改以後増人、外拾壹人内男四人女七人去御改以後減人、家数式拾九軒、無屋壹株、馬数四匹丸外壹匹減、牛数拾匹、右之通書上候事、尤奉公人ハ拾四人内男六人女人、御家中並御領下町郷中二而一季半季奉公稼人

(一〇)

御砲台場御造築並御手伝新義倉加入

△今般山田表○神宮御警衛之儀二付、重キ被為蒙

御憐愍之思召二被為在候間、難有之奉存上候様御心得可有之事

下二附紙

無足人並同格中江も早々ふ漏様別紙之通御通達可有之候以上

亥正月九日

伊藤七右衛門印

右二付郷中より御機嫌伺勝手次第第二付、無足人以上之者時々御伺申上候事

△若殿様南勢海岸御廻り被遊候節、其筋より差上物いたし候二付、御触左之通

町年寄共
大庄屋共

若殿様此度南勢被為入候節、於○御途中差上物等之儀ハ今度相触候通万端

殿様御壯年御時節之御振合二御準し、殊二若殿様御儀故猶更不及其儀候間

右之通御領下其向々江無屹度可申達置候事
亥五月三日

町年寄共
大庄屋共

若殿様御登国被遊候二付御家中一統心得方之覚一万端

殿様御壯年之節之御振合二候へ共、御部屋詰之御儀猶更御仕来り通りを御守被遊候

一差上物ハ先々より御由緒等有之向恐悦事ハ勿論、暑寒御機嫌窺等二手軽き品差上候儀ハ勝手次第可致事

從是以下ハ仕来り二不被為抱
若殿様二御用捨被仰進候御箇條

一遠近何れ二而も御馬二而御乘廻し思召次第縦令君上不被為入候御場所二而も

若殿様思召被為附候節ハ御勝手次第可被仰出候、尤御船出も御同様御略供之御振合ハ○君上御同様二候事

一御放鷹御鉄砲獵等二も○若殿様格別御好被遊且御壯年之御儀御途勤二も被為成候間、冬より早春之頃ハ毎々被為出候事と相心得可申事

右之通被○仰出候間

御家中之面々江

触達二相成候間、猶御領下

町郷中江も

為心得触達可申候、尤差上物等之儀、町郷中猶更無用二候

右之趣町郷中未々迄可申達事
亥五月三日

(五)

御上洛二付御上京之処御止神宮御警衛南勢海岸御廻り二見郷江兵隊御出置候事

△今般○御上洛二付

殿様来ル二十七日御發駕、伊賀路通り御上京可被遊旨被仰出候段、二月十九日御書付を以御触達、右之節郷中帯刀以上之者御送り迎ひ、遠在五組足坂辺江近辺六組長野揃と之儀、御触之御發駕一日御引揚、二十六日と被仰出、御触二月二十三

日廻達
殿様明二十七日京都江○御發駕可被遊候処
神宮○御警衛之儀二付兼而御伺之通被為蒙○仰候処御上京御見合被遊候、依之直様山田表江可被為○入候

処、何分御差懸故、明後二十八日○御發駕可被遊旨被○仰出候条、奉得其意火用心別而入念候様郷中未

々迄可申渡也

(一) 請免年限中御見立免願

△去戌年壹ケ年限御請免二願候処五ケ年御請免二被仰付、御きたひ二付去戌年より来ル寅年迄五ケ年御請免二願置候処、近年不作二而当年儀出作人相減地主共無契手限作舞仕候二付而ハ御請免年限中何卒壹ケ年限御見立免二被仰付被下度段、正月廿九日願書差出し置候処御聞濟被下候事

(二)

御前様御国許江御引取

△東照神君御治世以来諸家様共関東江御引移り相成居候処、去戌年以来追々御国元江引移り○御当家様ハ最初之御由緒も有之事故跡江御残二相成居候、外様方大体御引弘二相成候故当○御前様共戌十二月廿四日江府御発駕、御道中十六日曆、来ル十日御着之旨、正月六日御触
△若御前様三月廿日江府御発駕、木曾路十八日曆、四月七日御着、尤御触略ス

(三)

字西山田江郷鉄砲組砲術中り打稽古場御取立村方

差支有無御きたひ

△去戌七月当村しらつち二而郷鉄砲組砲術中り打稽古場二相成候而村方差支筋無之哉御調二相成候処、年内日数三四日迄之儀二候へハ差支無御座候へ共、右より日数相増可申儀二候へハ阿づち迄ハ畑裁之儀二付御断申上候段、七月九日書付差出置候処、猶入念御調二付、同二十三日墨引を以其子細口上書出し置候処、郷鉄砲之者二不継御評儀旨御達二相成候段、八月八日村方二被仰聞事
△正月二十一日初寄合之節、大庄屋所より又々御きたひ当村字

西山田二而郷鉄砲組砲術中り打稽古場御取立二相成候而差支筋無之哉御達二付、村方相調候処何之差支も無之候二付其段書付を以申上置候処、榊原村丸岡源兵衛組郷鉄砲之者稽古場二相成候事

(四)

郷中帯刀以上之者御機嫌伺之儀二付御達

近來臨時御入用被為差湊候上旧冬○御上京も被為遊、就而ハ莫大之御入費被為在候御儀と奉恐察、勢伊

有志之者より

永上無利足調達等之儀追々奉願上、奇得二被○思召候へども是迄も下々之儀ハ厚キ○御仁恵之処、當時ハ格別下々を御憐愍之思召二付、下方迷惑筋無之様二と○御勝手方江御融通之儀も被○仰出○御身元を御取締被為遊候而右願出候納金ハ○御用捨二相成、実二無勿体難有御事二候、兼而旧冬格別厚○御憐愍之思召を以郷中帯刀以上之者

御機嫌伺之儀被○仰出其節御達申置候通折々御機嫌伺之儀ハ○御役々向直々御伺二参上被致候而宜候、右之節差上物之儀ハ別に心配二不及、名札迄持参御伺二参上二而宜候へども、自然其土地出来合之野菜類、尚海岸之村々二而ハ漁事之小魚、或ハ松露等二而全其所有合之品を差上候儀ハ勝手次第二而宜候へ共、御上よりも御厚き御実意を以末々被下物有之二付、自然と差上物筋物之様二相成候而ハ却而○御憐愍之御厚○思召二外れ奉恐入候事二候間、呉々も差上物之儀ハ心配不被致候様前書之趣守得之相心得、成丈手輕き品差上候ハ格別、手重き品ハ決而不相成候、併御請合之儀ハ増以○御厚成載キ

文久三癸亥年

(表紙)

文久三亥年正月より
御触控並記録 五
慶応三卯年十二月迄
長谷場村

御奉行

藤堂所左衛門様

嶋川強右衛門様

番頭様申上り 正月十三日御受名

御郡方

戸波朋次郎様

久世孫之丞様

寺田直右衛門様

添役

吉村長兵衛様

御代官

郷入付

支配石井四郎兵衛様

同 富沢紋三郎様

山岡之進様

免奉行

生形尉左衛門様

長田円六様

嶋佐十兵衛様

殿様御在国

御奉行所御手付頭

奥山友蔵様

山本雄次郎様

同所御番頭

森谷吉定蔵様

小野三之助様

御郡方御手付附役

荒木吉五郎様

去戌五月十六日 代限發召出候様御御付

伊藤惣右衛門様

同所御手代

前田久右衛門殿

黒川健次郎殿

山田又語兵衛殿

永合勝次郎殿

大庄屋

支配 伊藤七右衛門殿

七月廿六日御免

多喜祐三郎殿

河辺奎左衛門殿

鈴木多兵衛殿

十一月一日御免

中川九左衛門殿

赤塚善十郎殿

十一月十日御免

上田平次郎殿

奥田宗十郎殿

服部庄右衛門殿

前田七郎左衛門殿

松本新次郎殿

七月廿六日御免

多喜久米之丞殿

十二月廿一日御免

中川九郎兵衛殿

同日被御付

上田来蔵殿

庄屋 永谷助之丞
年寄 茂左衛門

江戸時代は、藩主より課せられた重税（年貢）によって百姓は麦・粟や稗などを主食としてきたと教わったものである。はたして百姓は米をほとんど年貢に取られていたのか、長谷場村の例で考えてみたい。本高（太閤検地の検地高）が二三九石であるが、津藩の年貢取基準である平高は三七五石であるから、長谷場村では本高の一五六・九%にあたる。このいってみれば創作された架空の石高を基準に年貢計算が行われた。この場合、蔵入地の免が三つ四分で一二七石五斗となる。しかし、村の田がすべて耕作されていたわけではない。かりに毛附高を稲の作付石高とみると（深谷克己『寛政期の藤堂藩』六一頁）、米収高は一七二石四斗七合であり、ここから一二七石五斗を引くと四四石九斗七合が村方に残る米量となる。これに皆無・不立毛御助免六分三厘分の二三石六斗余をあわせ七〇石斗余、一日一合余の米になる。これでは戦後の配給米を思わせる量になってしまう。したがって、毛附高というのが実収量を表すということも再検討する必要があるといえよう。

本当の年貢率や農民の経済を知るためには実際の村高がわかればいいのであるがなかなか困難である。新出史料もしくは現在の史料について探して行き、年貢の考察についてさらに深める必要がある。ただ、史料番号（二五）「豊年菓穀優長二実」では、この年が、「五十年以来なき豊年なり」とされている。一方では、年の初めに検見取りを願い、出来秋には皆無・不立毛を申し立ててながしかの減免を勝ち得た長谷場村で「五十年」ぶりの豊作を喜んでいるところから百姓たちのたくましさを感じてしまう。

四、翻刻に当たって

この文書は、助之丞によって編纂された記録であるから、その体裁や構成自体に大きな意味がある。したがって、翻刻に当たってはなるべく原史料の体裁を壊さず、文字サイズや段組、

平出・台頭などの文字位置を再現できる様にとめた。しかしながら、編集の都合上、いくつか原文に変更を加えた部分がある。

- ① 原史料の本文部分は、細筆で一行三〇字から四〇字程度がびっしり書き込まれているが、本稿では、一行二二字の二段組とした。
- ② 見出し文の右に記してある（一）、（二）などは引用の便などのために付した史料番号である。
- ③ 読解の便のために適宜読点を施した。
- ④ 而、爾、者、江など助詞として使われている漢字はポイントを落として表示した。
- ⑤ 特に必要と思われる固有名詞以外は漢字の字体は通行の字体に改めた。
- ⑥ 頭注部分は当該箇所*を施し、その記事の末尾にポイントを落として記載した。
- ⑦ その他、翻刻に際しては、『地研年報』〇号に掲載した「天保一四年諸国人別改に関する一史料」のやり方に準じた。

今回は、「御触控並記録」の文久三年文のみを翻刻掲載した。原文書の読解は二〇〇二年度の三重短期大学法経科第二部経済史演習の共同研究作業として行われたものである。参加者は、茂木の他に、この解説の共同執筆者である法経科第二部学生福浦弘幸と三重短期大学職員篠原一博の三名であった。全く経験のない古文書の読解作業を短期間でこなしていった両君の努力の成果がここに多少なりとも現れているとすれば私にとって望外の喜びである。解説の執筆は、一を茂木が、二を福浦が、三を篠原が担当し、全体としての統一は茂木が当たった。我々は今後も「記録」の翻刻をすすめ明治二年までの活字化を継続していきたいと考えている。最後に、所蔵文書の翻刻掲載を許可くださった大林日出雄氏ならびに種々便宜を図っていただいた三重県史編纂室に対して感謝したい。

あろうことが、「記録」の記事から読み取れる。
 長谷場村は文久三年から五年間の請免の筈であるが、この間、各年とも見立免願を出して変更を認められている。ここからすると作柄等の悪い年には請免から御見立免への変更は比較的内容に出願できると考えられる。しかも、願書を差し出しているのは一月で、その年の豊凶さえもはっきりしない時期である。この願書差出の時期や願書の内容について、また、片田長谷場村と他の藤堂藩領についてさらに考察する必要がある。

■「記録」に見る年貢関係記事

御見立て免の中で、どれだけの田を皆無あるいは不立毛として認定してもらうか、それによる免率がどうなるかが、年の貢高を左右する大きな要素であった。文久三年の検見の手順と免の計算は史料(二〇)にみるとおりであるが、毛見と皆無不立毛再見の方法、手順について、他の年度の記事も参考に検討して検討してみる。

まず、検見の手順であるが、「見立免」の場合、まず六月に「稲草畝分目録」が、大庄屋所に差出される。次に「中稲方五ヶ壺以下二付村坪いたし差出ス」とあることから、収穫予想が五分の一以下の田がある場合、村方で坪刈を行い九月にその結果を差出している。この坪刈は、村の田の状況説明的なもので数ヶ所について行なつたと考えられる。そして皆無不立毛の田の特定を行なうため、村の皆無不立毛の下調べである坪刈が村役人により行われている。日数は約五日間もかかっていることから、毛見役人の来村を意識し入念に調を行っていると言える。実際の検見の手順は次のようである。村方の側で用意した坪刈りの「仕出帳」を検見役人の宿舎に事前に届ける。文久三年の場合、検見の当日は、まず、大庄屋付きの吟味役と小目付が来村して下調べを行い、その後、代官所役人が来村して再見を行う。この下調べの後、翌日になって郡奉行の久世孫之丞・代官で免奉行の生方尉左衛門らの一行が村役人の案内で入村して坪刈を行い、宿所の寺院で坪刈の仕出しを行っている。こうし

てみると、最初に村方による下準備があり、それを大庄屋所と代官所が確認して、その上で郡奉行の坪刈という手順になっているから、正規の坪刈自体は著しく形式化しており、実際には、大庄屋・代官所と村方との間で皆無田・不立毛田の調整が行われていると考えられる。

この後、皆無から不立毛への切出しの御改の帳尻が示され、十月下旬から十一月上旬に藩庁による免札御渡の評定を経て大庄屋所から村方へ免札が渡される。次ぎに、皆無不立毛の検討をしてみたい。

長谷場村は天保年間、本高二三九石、毛附高一七二・四〇七石、平高三七五石で本高の一五六・九%である(『伊勢片田村史一六四頁』)。この他に、新田四六石がある。文久三年の検見の結果を一覧にすると下表のようになる。

ここで、当初村方からは皆無田で七反余、不立毛田で五町余の申請が出されたのに対して、再検の結果、それぞれ六反余、四町五反余に減額されて認められた。この年の免が三四%程度であったのに対し、皆無と不立毛の御助免分を合計すれば、免は二八%程度となり、六分の一程度の年貢負担の軽減が実現していることになる。ただ、「御改帳尻免二分五厘之下三割半之減、御本免ハ壺分之上り之事」の意味が不明であり、各数値間の関係も十分には理解できない。今後引き続き検討していきたい。

■「記録」に見る田租の考察

	坪数	分米(石)	此出来(石)	内有米(石)	引率(%)	免率(%)
皆無畝数	2120					
不立毛畝数	15476					
皆無御改願畝之内不立毛江切出し御改	1858	8.269	8.04			0.0214
不立毛之内願畝省丁落皆無より切出増減改	13588	60.346	58.672	33.475	25.197	0.0639
蔵入免						0.34
給知免						0.3424
内皆無御助免						0.0214
不立毛御助免						0.0416

として処理された。

津市史と御触控並記録とは、元治講の枠組みとしては同様であるが、掛金・口数・花籤の回数および景品・返下口数・合場所のほか、花籤米の交付方法の変更で紛糾したことの記載の有無、明治元年（一八六八）十月の講開催の有無において異なっている。町方・郷方それぞれにおいて仕法・運用に差があったのかなどについては不明であり、他の資料にあたって確認する必要がある。

元治講は、藩の資金融通目的に開催されていたが、講掛金より返下金・花籤経費が多くなった講途中（八会目）で破綻・廃止となり、未返下の講掛金は最終的に公債として処理されたことが明らかとなった。元治講は、その仕法どおりに運用すれば、講途中で必ず払出金が掛金を上回ることが明らかであるのに、その対策が講じられていない。その理由については、記載がなく不明である。あるいは、藩の担当者が当初より破綻することを承知で元治講の開催に踏み切ったのであれば、これも形を変えた調達金というものが出来るであろう。

また、『津市史』では、元治講は富くじの一種として開催されたとあるが、開催毎に掛金が清算され、はずれた場合の返金の無いいわゆる富くじのような形態をとらず、掛金（元金）は最終的には返下されることになっていったこと、掛金（払込金、元金）は追々に返下されるなど義倉積立金と同様の仕法となっていたことから、講という名称、花籤、元金の無利息返下という枠組みをとりながらも、やはり調達金としての性格を持って開催していたことが確認できる。

三、「御触控並記録五」からみた津藩年貢制度

■はじめに

江戸時代は、政治・都市・文化などすべてにおいて武家を中心とした時代と考えられている。しかし、その武家の経済を支

えていたのは百姓の年貢といっても過言ではない。しかし津藩の場合、年貢率をどのようにして決めたのか、また、高一つをとつても、村高、平高、毛附高などの別があり、しかもそれの意味や根拠など不明点も多い。長谷場村庄屋永谷助之丞が残した村側の記録である「記録」の中から年貢関係部分の記事に着目して若干の考察を行ないたい。津藩の年貢制度の先行研究としては、竹西宗夫「藩政期租税賦課の実態」（三重大学歴史研究会『ふびと』一〇号、一二―二二頁）、藤谷彰「津藩の伊勢国における年貢政策について」（同『ふびと』五一号、一―二三頁）に各村における年貢租税の算出方法・年貢率及び徴収方の変遷などが考察されている。

「御触控並記録五」は文久三年から慶応三年までの五年間の御触と記録が記載されており、この中において年貢関係の事項は毎年二項目上げられている。それは、「御見立免願」と「御毛見並皆無不立毛御改一件免合記録」である。文久三年分については、史料番号（一）が前者で、史料番号（二〇）が後者の記録である。

■御見立免願について

史料番号（一）によれば、長谷場村では、成年（文久二年）より五年間は年貢方法は請免であることが読み取れる。そして、当年限御見立免に変更してほしいとの願を一月廿九日に願書として差出している。請免とはどのような免であったのかについては、藤谷氏は「毛見をせずに庄屋たちにその年の作柄の善悪を報告させ、その上で年貢高や年貢率を決定する方法であったり、五ヶ年の取米の平均を参考にし、その年の作柄を勘案してその平均値の前後で年貢高や年貢率を決定する方法であった。」

（地方凡例録）」と述べている。また「藤堂高文はこれに続けて「請免」は豊凶のいずれにしても困窮の基になるから停止し、どうかと考えている。『宗国史』」とも述べている。このことから、村方としては請免よりも御見立免の方が有利であり、各村々は免の変更の理由がたてば、御見立免願を出していたで

べ一(二口)となった。この新義倉積立金の仕法(積立、返済方法)は従来の義倉積立金と同様であり、利息は四分、積立は盆暮の年二回を三九年、四年目より七九年で追々割戻す(返済)こととなっていた。文久三年(一八六三)から慶應元年(一八六五)まで三年間積立していた二口のかげ金は、文久三年(一八六三)から慶應元年(一八六五)まで三年間で二口二分五厘、慶應二年(一八六六)から明治元年(一八六八)までの三年間で四口五分が割戻されていた。残り五口二分五厘については、明治二年に利息だけ割戻され、元金一二両一分九匁七分七厘は公債とされた。

砲台築造調達金の賦課方法は町方に対しては町内有力者からの借り入れ(『津市史』)であるのに比べ、郷方へは新義倉積立への加入(「記録」)であった。これは町方だけでなく郷方へも共通して負担させる必要があったためであろうし、郷方へは手伝人夫差出の負担もあることや、その経済力の差により集金方法が異なったものと思われる。

また、義倉積立は、当初の窮民救済を目的とした共済制度から藩政末期には藩の資金吸収制度へ変貌したとされている(『津市史』五八五項)。このことは、「記録」の記載から、新義倉積立が資金融通目的に募集されていることから確認できる。『津市史』の記載に新義倉のことが触れられていないのは、町方と郷方では資金調達の方式に差異があったことをうかがわせる。

■元治元(一八六四)年開始の元治講

『津市史』によれば、元治講は富くじ講であり、藩財政の融通目的に藩が主催し、講期間は元治元年(一八六四)から明治四年(一八七一)までの七年間。講回数は一四回(年二回開催、四月、十月)。講掛金は、一会二会は一四口、三会から三回までは銀二匁五分づつ減じ一四会は掛金なしである。

他領からの応募も受付。掛金は会毎に籤で当選者に無利息で返下・取退ることとし、(二万口当たり)二会から八会までは

各五〇〇口、九会から一四会までは各二七五〇口を返下する。

一会から一三会まで四天王寺で花籤を行い、当選者(一五〇〇本)に米を現物で支払う計画であった。

応募口数は二万口で、他領応募の周旋者へは銀一匁の口銭が支払われた。講の発会興業は、四天王寺で行われた。

講は、慶應元年(一八六五)に米価高騰のため花籤米の現物交付方針を変更しようとしたが、応募者の非難により変更できなかった。慶應四年(一八六八)四月には返下金を調達金に振り替えさせ(『津市史』六〇四項)、四年目の明治元年(一八六八)に破綻し、十月には廃止となり、未返下の講掛金は公債として処理された(『津市史』六一二、六一七項)。

これに対し、「記録」では、資金融通のために元治講を開催し、講期間は元治元年(一八六四)から明治四年(一八七一)までの七年間。講回数は一四回(年二回開催、四月、十月)。

講懸金は一会から七会は一四口二分、八会から一〇会までは銀四匁づつ懸金を減じ、一一会から一三会までは銀五匁づつ懸金を減じ、一四会は懸金なしである。

他領からの応募も受付。会の祭料として、一〇〇口あたり銀五〇匁、懸金取集世話料として、一〇〇口あたり銀五〇匁を支払う。

懸金は会毎に籤(四万口当たり)で当選者に無利息で返下、二会から七会までは各一〇〇〇口、八会から一三会までは各四七〇〇口、一四会は五八〇〇口。

また、一会から一四会まで花籤を行い、当選者に現金(二〇〇〇本、一〇〇〇両)を支払う計画であった。

慶應元年三月の追加募集を含め長谷場村の応募は二八口、ほかに助之丞は六口であった。

初回の講の会合(籤)は古河組の光澤寺で行われた。

講は、慶應三年(一八六七)十月まで行われたが、慶應四年(一八六八)四月には調達金を仰せ付けられ、返下金が無く休講となった。講は、明治元年(一八六八)十月に行われたが、明治二年(一八六九)に廃止となった。未返下の講懸金は公債

二、津藩政末期の調達金について

■『津市史』記載の調達金記事と「記録」にみる調達金記事

『津市史』によれば、津藩藩政末期には藩財政は困窮し、海岸警備や度重なる出兵などによる出費を補うため、調達金、借入金、積立金などが繰返し賦課され、その金額も多額であった。幕末維新期の不安定な政局とそれ以前からの借財の累積もあって、津藩が京・大坂で起債することが困難な状況が生じた。この時期の資金供給は領民の負担にまっほかなかった。しかも、頻繁にくり返される多額の調達金は、川喜田家や田中家などの江戸店持伊勢商人をはじめとする領内の有力商人のみによつては消化することができず、町方、郷方からも広く調達せざるを得なかった（『津市史』第二巻、五九〇〜六〇〇頁、以下『津市史』と略記）。

津藩領安濃郡長谷場村（現津市片田長谷場）の庄屋永谷助之丞が整理・記録した「御触控並記録」にも調達金等について、多くの記録がある。

『津市史』と「記録」の両者に共通して見られる調達金記録のうち、文久三（一八六三）年の砲台築造調達金と元治元（一八六四）年に開始された「元治講」について比較検討してみたい。まず、『津市史』に記載されている調達金関連記事を一覧表にしてみたところ、嘉永年間以降、全部で一八件の記録を確認できた。

年代	西暦	記事
嘉永二年	1849	前回義倉積立金の繰り上げ償還と次期積立利率引き下げ再募集
嘉永四年	1851	砲台築造費の献納
嘉永六年	1853	調達金
安政元年	1854	調達金
安政二年	1855	古借金の返済延期
安政二年	1855	融通積立金
安政二年	1855	古借金の返済延期
安政四年	1857	前回義倉積立金の繰り上げ償還と再募集
安政六年	1859	調達金
文久二年	1862	献金
文久三年	1863	砲台築造調達金
文久三年	1863	借り入れ
元治元年	1864	調達金
元治元年	1864	元治講開催による集金
慶応元年	1865	調達金
慶応二年	1866	調達金
慶応三年	1867	調達金
慶応四年	1868	義倉積立金の返済延期と調達金振替の奨励

このほかにも嘉永元（一八四八）年からは藩札を引換準備なしで発行していたことがわかる（『津市史』第二巻、六三一項）。これらの調達金等は全て藩の負債となり、その残高は、明治二（一八六九）年には二百二十万五千八百五十六兩（うち寛政以前分五十九万三千六百五十五兩）（同書六〇七項）であったが、明治六（一八七三）年三月に新旧公債証書発行条例が公布され、明治新政府は弘化元（一八四四）年以後の借入分に対して、确实な証書のあるものに限って公債として処理した。

つぎに、「御触控並記録」に記載されている文久三年から明治二年の間の調達金等の記録を一覧表にしたところ六件の記事を確認できた。これらの内慶応元年の寺社方に対する献金要請と明治二年の分を除く四件については、『津市史』記載の記録と一致している。

年代	西暦	記事
文久三年	1863	砲台築造調達金として新義倉積立への加入と手伝人足の差出
元治元年	1864	元治講の開始と講金の抛出
慶応元年	1865	寺社方に対する献金要請
慶応二年	1866	調達金
慶応四年	1868	安政四年以降積立の義倉金の返済延期と差上金および新規積立の要請
明治二年	1869	義倉積立金・新義倉積立金・古貸上金の返済が滞り、後に公債となる。

■文久三年の砲台築造調達金
これらのうち両者で共通している文久三年の調達金と、元治元年の元治講について比較検討をしてみたい。関連するのは史料番号（一〇）「御砲台場御造築ならびに御手伝新義倉加入」の記事である。

『津市史』によれば、賛崎砲台建築のため、町内から献金の申出があり、当初、これを許可していたが、それを取り消して調達金を募ることとし、町内有力者を中心として四万両を調達した。その返済は、元金の一〇〇分の一三にあたる金額を一〇年間返済することとなっていた（同書五九三〜五九五頁）。

他方、「記録」では、賛崎砲台建築のため、町郷中より人夫・献金の願書を差出していたが聞き届けられず、手伝人夫差出および資金融通目的の新義倉加入について御触があり、長谷場村では手伝人夫一四人（延べ五三人）、新義倉加入一一人（延

安丸編、岩波書店、一九八九年)にも「伊勢片田村旧庄屋の「過去記」として掲載されている。この『片田村史』の史料になった「過去記」の所在は現在のところ不明であるが、「記録」と同様な内容で明治九年分を記述していたのではないかと思われる。タイトルが異なるのは、「御触控並記録」という表題は廃藩置県までの支配関係に対応したものであるからだと思います。明治五年以降は、三重県は大区小区制をとるので、それまでの旧村の庄屋は副戸長となり、数ヶ村を管轄する小区戸長が配置されることになる。それまでの御触留・御用留は布告留に変更されるので、それに対応して「記録」も「過去記」にしたのではないだろうか。

また、現在永谷家が所蔵されている文書の中には「御法令写」と題する文書が三冊あり、筆は「記録」と同じであるから、永谷助之丞によって編纂されたと思われるが、内容は享保期以降の藩の触達を書き留めたものであって、「記録」とは体裁も内容も異なる。

以上のことからすると、次のように考えてよいのではないかと。永谷助之丞は明治八年から九年にかけて、同家に伝存していた庄屋文書を整理して、慶長以来の記録を編纂した。その際に、嘉永元年以降については、「記録」の体裁によって明治四年までの七冊を作成し、嘉永以前のものについては「御法令写」などの表題を付し、明治五年以降のものについては、「過去記」の表題を付した。現在残されている「記録」は、少なくとも七冊以上あったもののうちの第五冊と第六冊である。

■永谷助之丞について

この「御触控並記録」を編纂・執筆したのは永谷助之丞である。助之丞は代々長谷場村庄屋を務めてきた無足人家である永谷家の七代助左衛門と妻豊子の次男として文政一(一八二八)年に生まれた。諱を西教義齋居士というが、これは生前の慶応三年に一身田門主圓禎師より与えられたもので、その後実名として使用していた。

助之丞が一歳の時に父助左衛門が死亡したため、永谷家は庄屋役を離れ、助之丞は天保一五(一八四四)年、津奉行所の藤堂作兵衛に奉公した。この作兵衛のもとで助之丞は五経をはじめとする典籍の知識を得た様である。弘化五(一八四八)年、二歳の時に助之丞は長谷場村の庄屋に任じられた。その後、田中村・前田村の庄屋も兼ねると共に古河組一五ヶ村の吟味役・惣代役にも任じられた。幕末維新期には、元治元(一八六四)年、無足人を編成した撤兵隊士となり、禁門の変後の京都警衛に出張するという経験もしている。廃藩置県後、長谷場・田中・志袋の仮戸長を経て明治七年にいたり村吏を免じられている。

助之丞が「記録」の編纂に取りかかったのは前述のごとく明治九年秋から翌年秋にかけてのことであるから、長年にわたる庄屋・戸長としての村吏職を離れた後、自らが見聞してきたことを振り返りながらの編纂だったと思われる。「記録」の第一冊はおそらく嘉永年間から書き始められ、最終冊がおそらく明治七年にわたっていると思われるのは、助之丞が庄屋・仮戸長であった期間に対応していると考えられるからである。「記録」は単に、御触留や願訴留からの抜粋ではなく、助之丞自身の見聞がもとになっている記録である。しかも、体裁や筆から嘉永年間以来、毎年書き継がれたものではなく、ある時期に一括して作成されたものと考えられる。すなわち、明治九年から翌年にかけて、永谷家に伝存していた諸文書を典拠として助之丞自身の庄屋時代の活動の記憶に基づいてまとめられたものだと考えられる。そして助之丞の記憶や政治・経済・社会の諸事象を見つめる視座が限りなく民衆的な鋭さを持っていることは、前掲の『日本近代思想大系』の解説の中で深谷氏が指摘しているとおりである。

助之丞の目から見た幕末の諸事象がいかに正確に捉えられているかの一端を、次節以降において、調達金関連記事と年貢課徴関連記事について見てみることにしたい。

民政担当官一覽は、年が改まる毎に記されているので、幕末維新期の津藩民政担当官や大庄屋の交替がわかる様になっている。図②には第二丁部分を示したが、最初に太字で見出しが記され、それに続けて、細字でその事項の詳細が時系列にしたがって記されている。たとえば冒頭の「請免年限中御見立免願」

(後掲史料を参照された。史料番号(一))とは、津藩の定免制の一種である請免期間中に不作為となつたため、臨時で検見取である御見立免に切り替えることを長谷場村から出願した記録である。したがって、単なる御触留のみでなく、村方からの出願についても記録されており願留の内容も含んでいる。二番目の記事である「御前様御国許江御引取」(史料番号二)は、文久三年に諸侯の参勤交代が免除されたことに伴い、津藩主と世嗣が江戸から津に戻ることに關する触書の内容摘録である。詳細記事の頭に着いている△印は、それぞれ別の時点の記録であるが、關連するものなので一括して記録されている。

このように、最初に見出しが記され、次に、その見出しの詳細内容が記される。さらに関連すると思われる記録は後日のものであつても△印を付した上で一括して記載されている。御触などの記録は「郷中帯刀以上之者御機嫌伺之儀二付御達」(史料番号(四))のように、全文が記載される場合もあるし、上掲の史料番号(二)のように、全文が記載される場合もある。全文が記載される場合は、おおむね段を上げて記されている。

記事は、御触留や願留などの支配との關係でのみ作成されるわけではない。「早魃雨乞救願並々車を以捨川水かへ揚候事」(史料番号一二)では、五月一日からおよそ一ヶ月間の早魃に際して、雨乞に關する村々の対応の様子が記されており、非常に興味深いものである。ここでは長谷場村をはじめとする近郷の氏神への雨乞祈願、川上八幡宮への雨乞祈願、伊州大仏(これは、大山田村の新大仏寺のことである)への雨乞祈願などが、△印によって項を分けて順番に記述されている。

このように、この記録は、領主の触達や村方からの願書、さらに宗旨改の内容から村方での雨乞祈願まで、庄屋である永谷助之丞の目から見て重要と思われる、あるいは興味を引かれる

事件についての年代記なのである。しかも、重要と思われる触達や願文はそのまま記録しているから、二次史料ではあつても利用価値が非常に高いものといえるだろう。

■「御触控並記録の他の簿冊について」

大林氏の所蔵文書の中には、もう一冊、表紙が欠けた同種文書があり、そちらは慶応四戊辰年から明治二己巳年十二月までの記事が記されているので、「記録」五に続く「記録」六だと思われる。したがって、少なくとも六冊の「記録」が作成されていると思われるが、「記録」がいつから書き出され、いつで終わる、「記録」が全体で何冊作成されたのかは不明である。

しかしながら、それを推測する手がかりが存在する。第一に、『津市史』の第一巻、第二巻中には、この「記録」からの引用が何カ所かで行われている。それを一覽したのが表①である。これを見ると、初見は嘉永年間であり、最後は、明治四年九月の旧藩主邸の焼失に關する記事である。ここからすると「記録」の第一冊は嘉永年間から書き出され、「記録」六に続く「記録」七・八がおそらく明治三年から七年を含んでいると思われる。

第二の手がかりは、長谷場村の永谷家の所蔵にかかる「家系修徳録」の記述である。そこには「自同年(明治九年)秋至十年丁丑秋編製ス村内慶長以来之過去記同各家系図旧地長谷場地・田中地式枚及我此修徳録遺之干後世」とあることから、永谷助之丞が同家に伝わる明治九年までの文書類をもとにして慶長以来の過去記を編纂したことがうかがわれるのである。したがって、「記録」もこの「過去記」の一環として出ることが出来るから、明治四年以降、明治九年まで書き継がれた可能性がある。

第三の手がかりは、『伊勢片田村史』に引用されている「過去記」の存在である。同書中に東海大一揆(伊勢暴動)についての永谷助之丞の「過去記」の一節が引用されているのである。その記事は、『日本近代思想大系 二一 民衆運動』(深谷・

【資料】 安濃郡長谷場村 「御触控並記録」 について

茂木 陽一
福浦 弘幸
篠原 一博

一、「御触控並記録」について

■はじめに

ここに紹介しようとするのは、大林日出雄氏が所蔵され、三重県史編纂室に寄託されている「御触控並記録 五」（以下「記録」五と略記する）、と表題されている文書のうちの文久三年分である。

この文書は、伊勢国安濃郡長谷場村庄屋であった永谷助之丞が作成したものであり、同じく「（御触控並記録 六）」（表紙が欠けているので、この表題は推定である）とあわせて、文久三（一八六三）年から明治二（一八六九）年までの幕末維新期の七年間の津藩伊勢領の政治・社会・経済の動向を詳細に記録した貴重な史料である。

■「御触控並記録」の体裁と記載内容

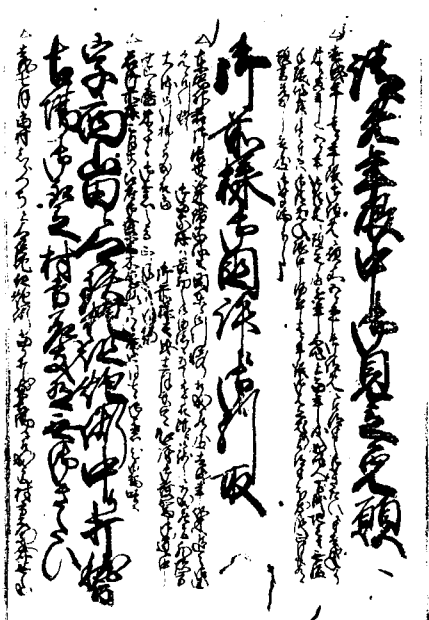
この「記録」は、表紙を含めて墨付八五丁の堅冊で、図①に示したように、表紙には「文久三亥年正月より慶応三卯年十二月迄 御触控並記録 五 長谷場村」と記されていることから、同種の「記録」の第五冊目に当たることがわかる。

表紙に続いて、第一丁には年紀と長谷場村の庄屋である永谷助之丞、年寄茂左衛門の名前が記されている。さらにその年の津藩の家の中土のうち、御奉行（これは加判奉行である）・御郡方（これは郡奉行のことである）・御代官の氏名が上段に記され、下段には、奉行所・郡方役所の手付・手代の下級土の氏名さらに伊勢領内の大庄屋の氏名が記されている。つまり、その年の郷方民政担当官一覧表になっているのである。このような

図①



図②



2002年度地域問題総合調査研究室スタッフ

室長	尾崎 正利 (本学法経科教授)
事務局長	東福寺一郎 (本学法経科教授)
運営委員	南 有哲 (本学法経科助教授・地研通信編集担当)
運営委員	冬木 春子 (本学生活科学科助教授)
研究員	岡本 祐次 (本学法経科教授)
研究員	立石 芳夫 (本学法経科助教授・本年度奨励研究員)
研究員	疋田 敬志 (本学法経科教授)
研究員	茂木 陽一 (本学法経科教授)
研究員	森岡 洋 (本学法経科教授)
研究員	岩田 俊二 (本学生活科学科助教授)
研究員	秋永 紀子 (本学生活科学科助教授)
研究員	丹羽 啓子 (本学生活科学科助教授・会計担当)
研究員	水谷 勇 (本学生活科学科教授)
事務局助手	松本 環

編集後記

2002年度『地研年報』をお届けします。本号も地域のニーズにこたえることを目指した、幅広い研究成果が揃いました。

立石奨励研究員は津地域における市町村合併の動向をテーマとして研究をつづけています。その成果の一部は『地研通信』等においても公表されてきましたが、本号掲載の論説は、現時点における一応の取りまとめと言うべきもので、合併運動の現状とその背景にあるものについての分析がなされています。岩田研究員と中井氏の論説は前々号および前号に引き続いて、津市中心地活性化の方策を探るものです。深刻な不況に喘ぐ商店街の活性化のためにも、研究の継続と成果の導出が期待されます。尾崎室長の研究はブラジルにおける労使関係および労働市場についてのもので、これまで進めてきた日系人労働者問題の背後にあるものに迫ろうとするもので、地域問題の解決のためには実は国際的な視野を持つことが必要であることを示しています。丹羽研究員は自治体レベルにおける介護予防事業についての論考を寄せており、いよいよ本格化する高齢社会の到来を睨んだ研究となっています。秋永研究員は伊勢市の小学校における児童の食行動の調査を踏まえて食と栄養に関する教育の必要性和課題について提言しており、高まりゆく社会的関心に応えようとした研究になっています。東福寺研究員は本学および三重大学の学生を対象にして行ったジェンダー意識に関する調査結果を寄せています。南研究員は戦前期アメリカ西海岸における移民の動向についての文献を紹介しています。茂木研究員は幕末維新时期における津藩の動向を詳細に記録した資料の一部を、Ⅱ部ゼミにおける共同研究の成果として翻刻掲載しています。

激化の一途をたどりゆくイラク戦争の報道を耳にしながら、この文章を書いています。本号が刊行されるころには戦況も一段落しているのでしょうか？ 学問を通じての地域貢献を目指す私たち地研の任務を円滑に果たしていくためにも、一日も早い戦火の終息と平和の到来を願ってやみません。

(南)

訂 正

105頁18行～22行

(誤)

%が最も多いが、「結婚と同時に仕事を辞め、家事に専念してほしい」6.6%と「子どもが型が32.1%に達する。また、「子どもができたら仕事をいったん辞め、育児終了後に再就

男性の場合、「子どもができたら育児休暇を取り、その後仕事に復帰してほしい」42.3%できるまでは働き、その後は家事・育児に専念してほしい」25.5%という「専業主婦希望」職してほしい」とする「M字就労希望」型も12.4%である。

(正)

男性の場合、「子どもができたら育児休暇を取り、その後仕事に復帰してほしい」42.3%が最も多いが、「結婚と同時に仕事を辞め、家事に専念してほしい」6.6%と「子どもができるまでは働き、その後は家事・育児に専念してほしい」25.5%という「専業主婦希望」型が32.1%に達する。また、「子どもができたら仕事をいったん辞め、育児終了後に再就職してほしい」とする「M字就労希望」型も12.4%である。

108頁19行

(誤) 男性に比率を上回って

(正) 男性の比率を上回って

頁・行	誤	正
一三七頁上段二四行	<p>るわけではない。「早魃雨乞救願並<small>ハ</small>車</p> <p>早魃雨乞救願並龍<small>ヲ</small>車を以捨</p>	<p>るわけではない。「早魃雨乞救願並<small>ハ</small>車</p> <p>早魃雨乞救願並龍<small>ヲ</small>車を以捨</p>
一二五頁下段二七行	<p>十九日<small>ハ</small>三挺注文、其内拾五枚はね</p>	<p>十九日<small>ハ</small>三挺注文、其内拾五枚はね</p>
一二四頁下段二一行	<p>十九日<small>ハ</small>三挺注文、其内拾五枚はね</p>	<p>十九日<small>ハ</small>三挺注文、其内拾五枚はね</p>

執筆者紹介（掲載順）

立石 芳夫	本学法経科助教授
岩田 俊二	本学生活科学科助教授
中井加代子	本学生活科学科助手
尾崎 正利	本学法経科教授
丹羽 啓子	本学生活科学科助教授
秋永 紀子	本学生活科学科助教授
東福寺一郎	本学法経科教授
南 有哲	本学法経科助教授
茂木 陽一	本学法経科教授
福浦 弘幸	法経科第二部50期生
篠原 一博	本学職員

地研年報 第8号

2003年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長
尾崎 正利
発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-0112 三重県津市一身田中野157
TEL 059-232-2341
印刷所 有限会社 三 崎 印 刷
〒514-0113 三重県津市一身田大古曾99
TEL 059-232-2278 (代)

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

TSU CITY COLLEGE

No.8 2003

[Articles]

- A Consolidation of Municipalities in Tsu Area, Mie Prefecture
.....*Yoshi TATEISHI* (1)
- A Study on the Plans of Revitalization of City Center
seemed from the Inhabitant's Views in the Typical Areas of Tsu City
— A study on the Revitalization of City in the Regional Hub City —
.....*Shunji IWATA and Kayoko NAKAI* (17)
- Some Situations of Brazil Labour Relations and Labour Markets
..... *Masatoshi OZAKI* (43)
- A Care Prevention Services in Health Welfare Plan for the Aged People
.....*Keiko NIWA* (63)
- On Nutrition Education and Eating Behavior of Primary School Children
at Ise City, Mie Prefecture
..... *Noriko AKINAGA* (77)

[Research]

- Are Young People Free from Gender Bias?
— On the Investigation for Undergraduate Students —
..... *Ichiro TOFUKUJI* (101)

[Materials]

- SANPIDORO DOHO HATTEN ROKU
— A Memorial Book on Japanese Immigrants in San Pedro —
..... *Arisato MINAMI* (111)
- "OFUREHIKAE & KIROKU" of HASEBA-MURA in 1863
Youichi MOGI, Hiroyuki FUKUURA and Kazuhiro SINOHARA (138)

Edited and Published by

The INSTITUTE of REGIONAL STUDIE

Tsu City College

Tsu, Mie, Japan